

— 目 次 —

(6月10日)

告 示	1
応 招 議 員	1
議 事 日 程	2
本日の会議に付した事件	3
出 席 議 員	5
欠 席 議 員	5
議会事務局職員出席者	5
説明のために出席した者	6
開会、開議宣告	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議長の諸般の報告	7
市長の行政報告	7
議長の辞職について	14
議長の選挙について	15
総務文教常任委員の選任	18
国境離島活性化対策特別委員会委員の選任	18
国県道路等整備促進特別委員会委員の選任	18
議席の一部変更	19
総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	19
厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	22
産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	26
国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告	28
国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告	33
長崎県病院企業団議会議員の報告	35
承認第1号	38
承認第2号	38
承認第3号	38
承認第4号	38

承認第5号	38
承認第6号	52
承認第7号	52
報告第1号	54
報告第2号	54
報告第3号	54
報告第4号	54
議案第56号	56
議案第57号	70
議案第58号	72
議案第59号	73
議案第60号	73
議案第61号	73
議案第62号	73
議案第63号	75
議案第64号	75
散会	77

(6月11日)

議事日程	79
本日の会議に付した事件	79
出席議員	79
欠席議員	79
議会事務局職員出席者	79
説明のために出席した者	80
開議宣告	80
市政一般質問	80
2番 小島 徳重君	81
1番 春田 新一君	92
8番 小田 昭人君	101
15番 大浦 孝司君	105
散会	118

(6月12日)

議事日程	119
本日の会議に付した事件	119
出席議員	119
欠席議員	119
議会事務局職員出席者	119
説明のために出席した者	120
開議宣告	120
市政一般質問	120
13番 小宮 教義君	121
10番 波田 政和君	133
3番 入江 有紀君	143
散会	157

(6月19日)

議事日程	159
本日の会議に付した事件	159
出席議員	159
欠席議員	159
議会事務局職員出席者	160
説明のために出席した者	160
開議宣告	160
入江有紀君に対する懲罰の件	162
議案第56号	173
議員派遣について	179
閉会	181
署名	182

対馬市告示第36号

平成26年第2回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成26年5月30日

対馬市長 財部 能成

- 1 期 日 平成26年6月10日（火）
2 場 所 対馬市議会議場
-

○開会日に応招した議員

春田 新一君	小島 徳重君
入江 有紀君	船越 洋一君
湊上 清君	脇本 啓喜君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
長 信義君	波田 政和君
上野洋次郎君	齋藤 久光君
堀江 政武君	小宮 教義君
初村 久藏君	大浦 孝司君
小川 廣康君	大部 初幸君
兵頭 栄君	山本 輝昭君
作元 義文君	

○6月11日に応招した議員

○6月12日に応招した議員

○6月19日に応招した議員

○6月19日に応招しなかった議員

初村 久藏君

議事日程(第1号)

平成26年6月10日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 追加日程第1 議長の辞職について
- 追加日程第2 議長の選挙について
- 追加日程第3 総務文教常任委員の選任
- 追加日程第4 国境離島活性化対策特別委員会委員の選任
- 追加日程第5 国県道路等整備促進特別委員会委員の選任
- 追加日程第6 議席の一部変更
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第10 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第11 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度対馬市一般会計補正予算(第8号))
- 日程第12 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算(第4号))
- 日程第13 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第14 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第15 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号))

- 日程第16 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第17 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第18 報告第1号 平成25年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第19 報告第2号 平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第20 報告第3号 平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第21 報告第4号 平成25年度対馬市水道事業会計繰越計算書について
- 日程第22 議案第56号 平成26年度対馬市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第57号 平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第58号 対馬市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第59号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬ヶ浦地区）
- 日程第26 議案第60号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（竹敷地区）
- 日程第27 議案第61号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（佐賀地区）
- 日程第28 議案第62号 海岸保全区域内公有水面の埋立てについて（貝鮒海岸）
- 日程第29 議案第63号 工事請負契約の締結について
- 日程第30 議案第64号 財産取得契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 追加日程第1 議長の辞職について
- 追加日程第2 議長の選挙について

- 追加日程第3 総務文教常任委員の選任
- 追加日程第4 国境離島活性化対策特別委員会委員の選任
- 追加日程第5 国県道路等整備促進特別委員会委員の選任
- 追加日程第6 議席の一部変更
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第10 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第11 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度対馬市一般会計補正予算（第8号））
- 日程第12 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算（第4号））
- 日程第13 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第14 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第15 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））
- 日程第16 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第17 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第18 報告第1号 平成25年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第19 報告第2号 平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第20 報告第3号 平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第21 報告第4号 平成25年度対馬市水道事業会計繰越計算書について
- 日程第22 議案第56号 平成26年度対馬市一般会計補正予算（第1号）

- 日程第23 議案第57号 平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第24 議案第58号 対馬市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第59号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(犬ヶ浦地区)
- 日程第26 議案第60号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(竹敷地区)
- 日程第27 議案第61号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(佐賀地区)
- 日程第28 議案第62号 海岸保全区域内公有水面の埋立てについて (貝鮒海岸)
- 日程第29 議案第63号 工事請負契約の締結について
- 日程第30 議案第64号 財産取得契約の締結について

出席議員 (21名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 堀江 政武君	14番 小宮 教義君
15番 初村 久藏君	16番 大浦 孝司君
17番 小川 廣康君	18番 大部 初幸君
19番 兵頭 栄君	20番 山本 輝昭君
21番 作元 義文君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 神宮 満也君 次長 松本 政美君

課長補佐

國分 幸和君 主任

洲川 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	根ヶ 英夫君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	中村 三喜君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開会

○議長（作元 義文君） おはようございます。

報告します。

本日は、桂宮宜仁殿下の薨去に対し弔意をあらわすため、庁舎前の国旗は半旗といたしており

ますが、議場内の国旗については、この対応が困難な掲揚の方法がとってありますので、その点について議員皆様の御理解をいただきますように、お願いをいたします。

また、前もってお伝えをいたしておきます。

上対馬振興部長、園田君が、病気により定期的に水を必要としており、時々、水を飲むことについて議長が許可をしております。

ただいまから、平成26年第2回対馬市議会定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（作元 義文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、大部初幸君及び兵頭栄君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（作元 義文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付いたしております会期日程案のとおり、本日から6月19日までの10日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。会期は、本日から6月19日までの10日間に決定しました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（作元 義文君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の庶務報告は、お手元に配付のとおりであります。

次に、先月28日、東京で開催されました全国市議会議長会定期総会において、各種表彰が行われ、本市議会から議員歴10年以上議員表彰で小宮教義議員、議長・副議長4年以上表彰で島居元副議長と私が表彰を受けております。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（作元 義文君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。本日、ここに、平成26年第2回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御健勝にて御出席を賜り、衷心より御礼申し上げます。

げます。

初めに、先般、4月16日に、隣国韓国で発生しました、セウォル号沈没事故につきまして、衷心より追悼の意を表するものであります。

死者、不明者が300人を超える大惨事で、テレビ中継された惨状に大きな衝撃を受けました。事故の報道を受け、韓国の苦難に対して、対馬市として何か支援ができないものかと、対馬市の国際諮問大使であります鄭永鎬先生、姜南周先生に連絡をとり、関係各所に対馬市の意向を打診していただきました。

しかしながら、韓国側からは、対馬市の申し出には感謝するものの、現状では支援の必要はなく、当面は状況を見守っていただきたいとの意向が伝えられました。

このため、事態を静観しておりましたが、5月2日から韓国出張の機会があり、釜山広域市庁舎で犠牲者の冥福を祈り献花し、対馬市長名で記帳をまいりました。

改めて、犠牲になった方々の御冥福を心よりお祈りしたいと思います。

次に、職員の処分についてでございます。

新聞等での報道で御承知のことと思いますが、5月8日付で、飲酒運転をして自損事故を起こした消防職員を懲戒免職処分に、また、同日付で管理監督責任として上司3名に減給の懲戒処分を行っております。

さらに、飲酒の上、真夜中に市民を呼び出し、けんかをしたとして、保健部勤務の職員を停職1カ月の懲戒処分を行っております。

いずれも飲酒にかかわる事案ではありますが、かねてから、職員には市民の手本となる行動、そして交通安全を率先して推進するよう厳命していたにもかかわらず、命を守るべき立場にある消防職員が飲酒運転を行うなどの事態を招いたことは、市政の最高責任者として遺憾の極みであります。

市民皆様の市政に対する信頼と期待を大きく裏切ることとなったことにつきまして、改めて心からおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

今後、私が先頭に立ち、全職員が全体の奉仕者としての自覚を再認識の上、交通事故の撲滅はもとより法令遵守を徹底し、再発防止と信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。議員をはじめ市民皆様の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、3月定例会以降、今日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。

まず、しまづくり戦略本部関連でございますが、分散型エネルギーインフラプロジェクト事業についてであります。

島内での分散型エネルギーインフラ整備に向けた構想を検討するため、昨年度に引き続き、総務省が募集を行っておりますマスタープラン策定事業へ、長崎県との共同提案により応募してお

ります。

この事業につきましては、昨年度設置いたしました、対馬環境エネルギーコンソーシアムを中心に、島内外の複数の企業にもオブザーバーとして参画いただき、26年度中に島のエネルギーに関するマスタープランの策定を行う予定です。

事業概要につきましては、配付させていただいております資料をご覧ください。

なお、この事業につきましては、総務省の採択後に、改めて御審議をいただきたいと考えております。

次に、総務部関連でございます。

部署間の連携強化についてであります。4月1日付で組織改正を行ったところですが、循環システムや域学連携、6次産業化など複数の部署に関連する新たな業務の取り組みが必要となっていることから、部署間の連携強化と限られた職員数での円滑な業務遂行を目的として、5月1日付で、管理職2名を含む64名の職員に兼務・併任辞令を交付いたしました。

兼務・併任については、職員の本来業務に支障が生じないよう2部署を限定にしておりますが、今回の辞令交付は、全職員の約1割の職員に対するものであり、今後も、兼務・併任の必要がある業務については、兼務辞令により部署間の連携を進めていくこととしております。

次に、総合政策部関連でございます。

国境離島の新法制定に向けては、3月11日には北海道礼文町を、5月9日には島根県隠岐の島町を訪れ、国境離島の立場について協議を行い、新法制定の必要性を訴えてまいりました。

県内では、5月19日に五島市において、離島の3市2町で国境離島新法の制定に向け、マスコミ等を利用した全国キャンペーンの実施を提案し、予算措置も含め了承されたところです。

これを受け、5月22日と28日に、九州民法キー局及び県離島振興協議会と番組制作に向けて協議を重ねたところであり、今議会におきまして、県離島振興協議会へ番組制作等にかかる負担金の追加を計上させていただいております。

今後は、議会の国境離島活性化対策特別委員会をはじめ、県内自治体、全国の国境離島自治体と連携し、新法の早期制定に向け、さらに取り組みを推進していきたいと考えております。

次に、環境大臣表彰受賞についてであります。

4月23日、上対馬町の舟志の森づくり推進委員会が、環境省の「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰を受賞されました。

今回の受賞は、ツシマヤマネコ保護のため、住友大阪セメントが保有する舟志の森を基盤とした長年の森づくり活動が評価されております。

同委員会は、生物多様性保全活動を市、県とともに推進しており、今後のさらなる活躍が期待をされております。

次に、しまとく通貨の取り組みについてであります。

平成25年4月からスタートした、しまとく通貨制度の販売状況は、県全体で45万5,766セットで、目標の60万セットに対し76%の実績でした。

実際に利用された換金実績ベースにおいては、県全体で21億600万円で、対馬市の実績額7億2,200万円は、全体の34.3%を占めており、加盟市町の中で一番多い換金額になっております。

なお、加盟店数は、県全体で1,117店舗で、対馬市では209店舗が加盟いただいております。

平成26年度は、長崎市高島が新規加入し5市2町となり、エリアが拡大することから、先ほど御報告いたしました国境離島新法制定の全国キャンペーンにあわせて、テレビ・ラジオ、誌面等でのPR、さらには、利用促進キャンペーンの実施や旅行社等への旅行商品造成の働きかけなど積極的な広報活動を行い、加盟店の更なる加入促進とあわせて、60万セットの売り上げを目指して取り組むことしております。

次に、市民生活部関連でございます。

郵便局証明事務事業の開始についてであります。4月1日より、市内の5つの郵便局で、住民票や税証明などを交付する郵便局証明事務事業を開始し、2カ月が経過いたしました。郵便局長さんからは、地域の皆様から大変好評を得ていると伺っているところです。

この郵便局証明事務事業につきましては、今後も交付できる証明の種類や申請手続の方法について、市民の皆様幅広く周知を行い、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、仮称であります。対馬中部汚泥再生処理センターの完成についてであります。

平成24年度より、豊玉町志多浦に整備を進めてまいりました、(仮称)対馬中部汚泥再生処理センターの処理棟が完成し、5月15日に施工業者より施設の一部引き渡しを受け、5月16日より運用を開始いたしました。

当施設は、1日当たり、し尿12キロリットル、浄化槽汚泥11キロリットル、計23キロリットルの処理能力を有しており、今後の対馬市のし尿・浄化槽汚泥の安定した処理に、効果を発揮するものと期待をしております。

次に、福祉部関連でございます。

ゲートボールの県大会優勝についてです。

5月10日、長崎市総合運動公園を主会場に、第11回長崎県ねんりんピックが開催され、対馬市からは7種目に60名の高齢者の皆様に参加されました。

各種目で熱戦が繰り広げられましたが、ゲートボール種目に出場した豊玉卯麦チームが見事優勝し、10月に栃木で開催される、第27回全国健康福祉祭・ねんりんピック栃木大会の出場権

を獲得しました。

卯麦チームの皆様、誠におめでとうございます。全国大会での活躍を祈っております。

次に、保健部関連でございます。

対馬市救急医療搬送体制検討委員会報告書についてです。

対馬市において、迅速・適切な救急医療を効率的に提供する体制を確保するため、ヘリコプターの活用も含めた救急医療搬送体制のあり方について、昨年12月より検討していただきました、対馬市救急医療搬送体制検討委員会により、対馬市救急医療搬送体制検討委員会報告書が取りまとめられ、3月31日に委員長より報告書が提出されました。今後は、この報告書をもとに対馬市の救急体制の検討を進めてまいります。

次に、農林水産部関連でございます。

大阪府立大学との協定についてであります。3月26日、公立大学法人大阪府立大学と有害鳥獣対策により捕獲した鹿及びイノシシの有効活用を推進するため連携協定を締結しました。

この協定により、市は有害鳥獣捕獲で捕獲した鹿・イノシシ肉を同大学に提供し、大学は病理学的安全性や栄養価を分析するほか、衛生管理や加工方法等を研究し、市にフィードバックすることにより食肉としての安全性を高め、食肉衛生管理ガイドラインを作成し、資源として有効活用を推進していこうとするものです。

次に、長崎県乾しいたけ品評会についてでございます。

5月24日、第54回長崎県乾しいたけ品評会が、対馬市交流センターで開催されました。

品評会には、グラム物155点、箱物33点が出品され、最高賞の農林水産大臣賞は、上県町中山の緒方公洋さんが、「花どんこ」箱物の部で受賞されました。

また、今回から、当品評会において農林水産大臣賞を通算で10回以上獲得した生産者を表彰する制度として、特別賞の「名人位」が設定され、初代名人位を厳原町豆敷の永尾賢一さんが受賞されました。

今年度は、価格低迷や2月、3月にかけて降水量が多かったため、出品点数が大きく減少しましたが、青年就農給付金受給者の20代、30代の生産者が入賞するなど、後継者育成の成果が見えた品評会でした。

次に、消防本部関連でございます。

対馬市消防ポンプ操法大会の開催について、6月1日、シャインドームみね奥の消防訓練場で、第6回対馬市消防ポンプ操法大会を開催しました。

今回から、全国消防操法大会にならって実際に放水を行う競技方法で行いましたが、ポンプ自動車の部では豊玉第1分団が、小型ポンプの部では豊玉第7分団が優勝しました。現在、両分団は、8月3日に大村市で開催される第32回長崎県消防ポンプ操法大会の出場に向け、2カ月間

の訓練に入っているところです。

以上が、行政報告でございます。

最後に、本定例会において御審議願います案件でございますが、平成25年度一般会計補正予算等専決処分の承認案件7件、平成25年度一般会計繰越明許費繰越計算書ほか報告4件、平成26年度一般会計補正予算案件等2件、条例の一部改正1件、あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更3件、公有水面の埋立て1件、契約の締結2件、合わせて20件について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、後ほど担当部長に説明させたいと思いますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、開会にあたっての挨拶といたします。

○議長（作元 義文君） 以上で行政報告を終わります。

次に、4月1日付をもって市職員の人事異動があっておりますので、異動された幹部職員13名に、自席から自己紹介をさせます。

まず、しまづくり戦略本部長、平山秀樹君。

○しまづくり戦略本部長（平山 秀樹君） おはようございます。しまづくり戦略本部の本部長を承っております平山でございます。以前に引き続きましてよろしく願いいたします。

○議長（作元 義文君） 次に、総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） 総合政策部長の平間でございます。どうかよろしく願いします。

○議長（作元 義文君） 次に、市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） おはようございます。4月1日付、市民生活部長を拝命しております俵といいます。よろしく願いいたします。

○議長（作元 義文君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） おはようございます。4月より福祉部長を拝命しております仁位と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（作元 義文君） 保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井 順一君） 4月1日付で保健部長を拝命いたしました福井と申します。よろしく願いいたします。

○議長（作元 義文君） 次に、建設部長、西村圭司君。

○建設部長（西村 圭司君） 4月1日付で建設部長を拝任しております西村といいます。よろしく願いします。

○議長（作元 義文君） 水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田 敬一君） おはようございます。4月1日より水道局長を拝命いたしました増田でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（作元 義文君） 会計管理者、阿比留保君。

○会計管理者（阿比留 保君） おはようございます。会計管理者の阿比留でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 中対馬振興部長、多田満國君。

○中対馬振興部長（多田 満國君） 4月1日付で中対馬振興部長を拝命いたしました多田満國でございます。中対馬振興部は御案内のとおり、美津島町の区域の一部、豊玉町、峰町、上県の区域の一部、合わせまして52の行政区の地域振興を担当する部署でございます。精いっぱい務めたいと思います。前職在任中同様、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） おはようございます。上対馬振興部長を拝命しております、園田と申します。一昨年の手術の影響で言葉が若干わかりづらいかと思いますけれども、御理解いただきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（作元 義文君） 上県行政サービスセンター所長、永野清利君。

○上県行政サービスセンター所長（永野 清利君） おはようございます。4月1日より上県行政サービスセンター所長を拝命しております、永野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 峰行政サービスセンター所長、三宅一郎君。

○峰行政サービスセンター所長（三宅 一郎君） おはようございます。中対馬振興部の配下になります、峰行政サービスセンター所長、三宅でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 次に、美津島行政サービスセンター所長、中村三喜君。

○美津島行政サービスセンター所長（中村 三喜君） おはようございます。美津島行政サービスセンター所長の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） これで自己紹介を終わります。

議事の都合により暫時休憩します。

午前10時28分休憩

午前10時30分再開

○副議長（山本 輝昭君） 再開します。

議長から、辞職願が提出されております。よって、副議長の私が議長の職務を行います。

お諮りします。お手元に配付のとおり、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山本 輝昭君） 異議なしと認めます。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 議長の辞職について

○副議長（山本 輝昭君） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、作元義文君の退場を求めます。

〔議長 作元 義文君 退場〕

○副議長（山本 輝昭君） 事務局に辞職願を朗読させます。

○事務局長（神宮 満也君） それでは、辞職願を朗読いたします。

平成26年6月10日、対馬市議会副議長山本輝昭様。対馬市議会議長作元義文。

辞職願。このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されますようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（山本 輝昭君） お諮りします。作元義文君の議長の辞職を許可することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山本 輝昭君） 異議なしと認めます。よって、作元義文君の議長の辞職を許可することに決定しました。

作元義文の入場を求めます。

〔21番 作元 義文君 入場〕

○副議長（山本 輝昭君） 作元義文君に申し上げます。議長の辞職については許可されました。

ここで、作元義文君より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

○議員（21番 作元 義文君） ただいま私、一身上の都合をもちまして議長の職を辞したいとお願いを申しあげましたところ、皆さん方から快く御承認をいただきまして、誠にありがとうございました。

過去5年間、一部議会の変動はありましたけれども、この長きにわたりまして、この私に対しまして議員各位の心からの御支援と御協力をいただきまして、無事、議長職を全うすることができましたことに対しまして、改めまして心からお礼を申し上げます。

また、市長をはじめ市幹部の皆さん方に対しましても、私に対しまして、いろんな場面で御指導、御助言を賜りましたことに対しましても、重ねてお礼を申し上げます。

また、特に議会事務局の皆さん方には、よくわからないところもたくさんありましたけれども、議会運営がスムーズにいくように、私に対していろんな助言をいただき、この会をスムーズに進

めてきたことに対しまして、改めまして厚くお礼を申し上げます。

また、全島の市民の皆様方にも、いろんな場面で、いろんなところで、この私、議長に対しまして、切磋琢磨、頑張れよという御助言をいただき、また、御指導をいただきましたことに対しまして、この場を借りまして、改めて心から厚くお礼を申し上げます。

対馬市も、まだまだ厳しい財政運営の状況にありますけれども、この議会と市が一緒になって、この難局を乗り切っていくように、お互いに頑張っていたきたいというふうに思います。

私も、一議員として地域に帰り、いろんなところをまた見て、その自分の力をできるだけ発揮できるように頑張りたいというふうに思います。

私も、ばかの一つ覚えで、この国境離島の特別措置法制定に向けて邁進をしてみました。まだ途中半ばでございますけれども、市長をはじめ議会が一緒になって、1日も早く、この国境離島特別措置法が制定を見、そして日本全国の国境離島が活性化できますように、早い制定をお願いし続けていきたいというふうに思っています。

今後におきましては、新しい議長が誕生いたしますと、また一致協力して、この対馬市議会が、ほかの議会に負けないすばらしい議会ができますように、皆さん方の御協力をよろしくお願いをいたしたいと思います。

最後になりましたが、対馬市議会、対馬市、そして皆さん方の御健勝と御多幸を祈念を申し上げます、私の退任の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（山本 輝昭君） 作元議員におかれましては、これまでの議長職、大変御苦労さまでございました。これからも、議員活動を通して、市政の発展と議会運営に御尽力賜りますようお願い申し上げます。

暫時休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○副議長（山本 輝昭君） 再開します。

お諮りします。ただいま議長が欠けましたので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山本 輝昭君） 異議なしと認めます。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2. 議長の選挙について

○副議長（山本 輝昭君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 副議長の推薦でお願いしたいと思います。

○副議長（山本 輝昭君） お諮りします。ただいま議長の選挙につきましては、副議長推薦という発言がっております。これについて御異議ございませんか。（発言する者あり）

異議ありの言葉ですので、選挙を行いたいと思います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（山本 輝昭君） ただいまの出席議員数は21人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に春田新一君及び小島徳重君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○副議長（山本 輝昭君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山本 輝昭君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（山本 輝昭君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

1番議員から順番に事務局長が氏名を呼び上げますので、議長席に向かって右側から登壇し、左側へ降壇願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1番 春田 新一議員	2番 小島 徳重議員
3番 入江 有紀議員	4番 船越 洋一議員
5番 渕上 清議員	6番 脇本 啓喜議員
7番 黒田 昭雄議員	8番 小田 昭人議員
9番 長 信義議員	10番 波田 政和議員
11番 上野洋次郎議員	12番 齋藤 久光議員
13番 堀江 政武議員	14番 小宮 教義議員

15番 初村 久藏議員 16番 大浦 孝司議員
17番 小川 廣康議員 18番 大部 初幸議員
19番 兵頭 栄議員 21番 作元 義文議員
20番 山本 輝昭議員

○副議長（山本 輝昭君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山本 輝昭君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。春田新一君及び小島徳重君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（山本 輝昭君） 選挙の結果を報告します。

投票総数21票、有効投票20票、無効投票1票。有効投票のうち、堀江政武君16票、船越洋一君4票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、堀江政武君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（山本 輝昭君） ただいま議長に当選された堀江政武君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

13番、堀江政武君、登壇して挨拶をお願いします。

○議員（13番 堀江 政武君） 一言御挨拶を申し上げます。

ただいま皆様方に温かい御推挙をいただきまして、議長を務めさせていただくことになりました。大変ありがたく思いますし、また、責任の重さも痛感をしているところでございます。

もとより浅学非才ではございますが、皆様方に御協力をいただきまして、市民の方々のために力いっぱい頑張ってまいりたいと思います。

また、公正無私の立場を堅持し、執行権を持つ理事者、議決権を持つ議会、それぞれの権限を尊重いたしまして、でき得る限りの御協力をいただき、また、前議長、作元氏が頑張っておられましたことを継承し、対馬市の発展のため、また、市民の方々の福祉の向上に向けて、一生懸命頑張っておきたいと思っております。

どうか皆様方の御指導と御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（山本 輝昭君） 新しい議長が決まりましたので、議長を交代します。

〔副議長退席、議長着席〕

暫時休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時01分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

全員協議会を議員控室で開催しますので、お集まりください。

暫時休憩します。

午前11時02分休憩

[全員協議会]

午前11時39分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

報告いたします。

ただいまの議長選挙により議長に就任しましたので、議長は総務文教常任委員及び国県道路等整備促進特別委員会委員を辞任いたします。

お諮りします。配付しております議事日程第1号の追加3のとおり、常任委員の選任から議席の一部変更についてまでの4件を日程に追加し、追加日程第3から追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。よって、常任委員の選任から議席の一部変更の4件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3. 総務文教常任委員の選任

○議長（堀江 政武君） 追加日程第3、総務文教常任委員の選任を行います。

委員会条例第2条第1項及び第8条第1項の規定により、作元義文君を総務文教常任委員に指名します。

追加日程第4. 国境離島活性化対策特別委員会委員の選任

追加日程第5. 国県道路等整備促進特別委員会委員の選任

○議長（堀江 政武君） 次に、追加日程第4、国境離島活性化対策特別委員会委員の選任及び追

加日程第5、国県道路等整備促進特別委員会委員の選任を一括して行います。

上野洋次郎君から国境離島活性化対策特別委員会委員の辞任の申し出がありましたので、議長がこれを許可いたしております。

また、国県道路等整備促進特別委員会委員が欠けておりますので、これより欠員となったそれぞれの委員を選任します。

特別委員会委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名によると定められております。よって、作元義文君を国境離島活性化対策特別委員会委員に、上野洋次郎君を国県道路等整備促進特別委員会委員に指名します。

追加日程第6. 議席の一部変更

○議長（堀江 政武君） 追加日程第6、議席の一部変更についてを議題とします。

お手元に配付しております議席表のとおり、議席の一部を変更したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。配付しました議席表のとおり変更することに決定しました。

あすの会議より変更後の議席に着席願います。

日程第5. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第5、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員長、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） それでは、総務文教常任委員会の所管事務調査の報告を申し上げます。

平成26年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第105条の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告をいたします。

当委員会は、平成26年5月15日、指定文化財等の保存整備状況について、今回は、お船江跡、清水山城跡、金石城跡、旧金石城庭園、対馬藩主宗家墓所を全委員出席のもと、教育委員会より豊田教育部長、小島文化財課長、尾上係長の出席を求め、現地調査いたしました。

まず、お船江跡は、石垣で積んでつくった4基の突堤と5つの船渠、今でいうドックのことで、船の建造、修理等を行う設備であります。そういった遺構が当時の原形を保ち保存されておりますが、これほど原状をよく遺存しているところは、ほかに例がないと言われております。

平成11年度から平成15年度にかけて、船渠の一部を含め、突堤の石積みの修復はされてきましたが、周囲の雑木の巨木化が原因と見られる石垣の崩落が散見されました。

説明によりますと、今年度、県と所有者との協議を行いながら整備計画を策定し、平成27年度から修復に向けて取り組んでいく予定であるとのこととあります。計画の策定に当たっては、東側の石塀を含め、所有者の理解を求めながら、全体的な保存に努められるよう望みます。

清水山城跡についても、これまで石垣修復をはじめ、遊歩道の整備、サイン設置等が施工されてきましたが、現地確認によって、特に三の丸までの遊歩道は狭く、改修が必要と思われました。今後、平成28年度までに石垣の修復、サイン設置、案内板の設置、園路整備が計画されていますが、多くの市民または観光客が、この史跡を体感できる環境づくりに努めてほしいものであります。

金石城跡は、現在、城内において、旧巖原幼稚園舎の解体工事中でありましたが、今後、跡地整備を含め、地形測量と解説板の設置、城壁、城門についても、地形測量、修理復元の計画が予定されています。

旧金石城庭園は、国の名所に指定後、平成20年5月から一般公開され、観光客の入園者も増加傾向であります。

園内は、管理も行き届き、歴史を探索しながら心が癒される空間であります。ぜひ市民の方々にも足を運んでいただき、我が郷土の歴史を体感してほしいものであります。

次に、対馬藩主宗家墓所ですが、今後、裏御霊屋の修景、保存整備をはじめ地形測量を実施し、平成29年度から第2期の保存整備事業につなげていく計画であり、今年度は、墓所入り口前の園路広場の舗装、案内板の改修等が予定されています。しかし、補助事業の関係から、受益者負担が生じることが一つの課題でもあります。

最後に、委員からの要望を申し添えますので、今後の保存と活用に生かされることを望みます。

市内には、国指定、県指定文化財が多数存在し、それらの後世への継承は大きな使命であります。他地域にはあまり見られない独特の遺跡を交流人口拡大のために活用すべきであり、そのためには、その文化財、遺跡を体感できるルートの改善が急務と思われまますので、それらの環境整備に努めていただきたいと思います。

今回の調査箇所以外の文化財についても、保存のため早急に着手しなければならない遺跡等があるものと思慮されます。そのためには学芸員をはじめとする職員の補充が必要と思われまます。

また、今回の調査過程で休憩所、トイレの不備を感じました。現存する清水が丘多目的広場横のトイレは狭く、非常に不便であります。抜本的な改善を望みます。

以上で、総務文教常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） それでは、委員長に1点だけお伺いしたいと思います。先ほどから説明の中で、金石城庭園についての20年から一般公開されておるということで、私も何回となく行くわけですが、入園料と申しますか、これを徴収していると思うんですが、この辺について何か調査なさったのかお聞きしたいわけでありまして。

というのも、なぜあそこはいつまでも入園料を取るのか、外周から、入園料を取らなくても、ぐるっと回れるんですね、あそこは、万松院のほうからでも。だから、あまり意味がないんじゃないかな、私なりに思っているわけですから、報告の中で市民の方にも足を運んでもらいたいと、こう報告があつていまして、もう少し気軽に行けるような体制になるような、無料化なんか考えられた発言は、調査はなかったのかだけお伺いします。

○議長（堀江 政武君） 総務文教委員長、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） 波田議員の質問にお答えしたいと思います。

この庭園の入園料につきましては、市内の在住者は100円、市外の入園料は300円という設定がされています。

この料金設定についても、以前の議会でいろいろ議論されましたけど、やはりそれ相当のやっぱし入園料を取るべきじゃないかということで、こういう料金が設定されたということを記憶いたしておりますが、このときの説明によりますと、先ほど報告で申し上げましたように、徐々にではありますが入園者が増えつつある。もちろん、島内、島外、同じような割合で増加傾向にあるというようなことで、25年度については、約990名、約1,000人弱ですかね、そういうこの後に、そういう説明を受けました。

この中には、特に学校教育関係にかかわる児童生徒については免除がありますので、その分については把握をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） これで質疑を終わります。

これで昼食休憩といたします。再開は午後1時からにします。暫時休憩します。

午前11時54分休憩

午後0時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

報告します。

休憩中に、国境離島活性化対策特別委員会及び国県道路等整備促進特別委員会が開催をされ、両特別委員会の副委員長の交代がっております。

国境離島活性化対策特別委員会の副委員長に作元義文君、国県道路等整備促進特別委員会の副委員長に上野洋次郎君が、それぞれ就任をされておりますので、報告をいたします。

日程第6. 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第6、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

6番、厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 平成26年第1回対馬市議会定例議会において、会議規則第105条の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告いたします。

御案内のとおり、対馬地区3公立病院は、離島医療圏組合の解散に伴い、平成21年度より経営主体が長崎県病院企業団に移行されました。対馬市が経営主体ではなくなったとはいえ、多くの市民の生命と健康を支える対馬地区3企業団病院の現状と将来像は、市民の大きな関心事です。

また、新統合病院開院を1年後に控えており、3病院の現状と、新統合病院開院後の対馬地域の医療体制やその整備の進捗状況を調査研究すべく、対馬地区3企業団病院に意見交換会の開催を申し入れましたところ、御多忙にもかかわらず、3病院とも快く御了承いただきました。

5月20日は初村委員、入江委員は欠席でしたが、上対馬病院会議室において同病院幹部と、5月23日は全委員出席のもと、対馬いづはら病院会議室において同病院、中対馬病院の幹部及び長崎県病院企業団本部からも御出席いただき、いずれも16時から約2時間の熱心かつ有意義な意見交換会を実施できました。関係各位に改めて厚く御礼申し上げます。

意見交換会は、当委員会からあらかじめ送付させていただいた質問項目に沿って質疑応答を進めました。その概要は配付資料のとおりです。時間の都合上、質疑が集中した点を中心に報告します。

なお、詳細版は、後日、対馬市のホームページに掲載しますので、御参照くださいませ。

現状について、医師や医療従事者の確保の状況、看護師不足の現状と対策（学校への求人働きかけ修学資金貸与制度等の現状についても含む）。

上対馬病院においては、常勤医師4名に加えて、毎日1名、対馬いづはら病院から派遣されています。厳しい勤務条件下の中に、新たに、ながさき地域医療人材支援センターを通じて、関西で面接を行った医師が、ことし9月から勤務いただける予定です。看護師、准看護師は合計44名在籍しています。医療技術修学資金貸与制度利用者はほぼ全員が、義務年限までは定着しています。

次に、中対馬病院においては、常勤医師8名、看護師83名、対馬いづはら病院においては、常勤医師26名、看護師134名です。うち各種派遣看護師は2病院合計で14名在籍いただいています。

3病院に看護師が集まりにくい共通した原因の一つは、患者対看護師比率7対1の大病院に流れていること、高度医療現場に在籍してスキルアップを希望するなどが挙げられます。

離島で深刻な看護師不足の現状を打開するため、県病院企業団は、看護師資格がある都会のシングルマザーを呼び込む、しまの病院ワーキングママサポート事業に本腰を入れます。

具体的には、6月中旬に首都圏の山手線等6路線の車輦内で、15秒の誘致CMを流すなど、自然の中で子育てをしたい看護師の誘致を目指しています。

現在、対馬出身で医療技術修学資金貸与制度活用者は、看護師14名、薬剤師3名で、今年度末には4名の受給看護師が卒業予定です。

企業団病院間、特に対馬地区の病院間で活発な人事交流を進めていき、対馬地区の医療人材の有効活用に努めたいとのことです。

今後とも、企業団と対馬市は連携をより一層図り、医療従事者を目指す生徒の増加を図りますます努められたい。また、潜在看護師の把握と、掘り起こしや再雇用を積極的に進められたい。

医師・看護師の夜勤体制の現状と改善策。

上対馬病院では、病棟看護師の夜勤体制を平成25年度までの3名体制から、今年度より1名減の2名体制となりました。新生児がいなくなったこと、入院患者数が減少したことを勘案し、外来当直1名の応援を受けながら、2名体制で対応可能と判断したとのことです。

看取りやターミナルケアへの市民の理解を深める方法について。

国は在宅医療の充実に向けた診療報酬制度改正等を推進していますが、全国的に在宅医療への移行は思うように進んでいません。対馬市においても、老々介護や独居高齢者の増加等、家族の介護力不足、集落の点在に起因する医療・介護サービス提供の非効率性、24時間対応型のヘルパー支援体制の未整備、訪問医不足をはじめとする在宅医療提供体制の脆弱性等が、在宅看取りの普及が進展しない大きな要因となっていると思われます。

最期まで自宅で過ごすことは困難であっても、本人が在宅を希望すれば、少しでも長く在宅が可能となる支援体制を整備すること、在宅医療・介護の経験者の実体験を拝聴する機会を頻繁に設けるなど、看取りやターミナルケアへの市民の理解を深めることも重要だと思われます。

在宅医療・訪問看護の現状と今後の充実に向けた取り組み。

上対馬病院において、最近3年間、亡くなった訪問看護サービス受給者56名のうち、在宅で看取った方は6名にとどまっているそうです。

対馬いづはら病院においては、主にながんで在宅ターミナルケアを希望する方を中心に支援しています。同支援者のうち、昨年は12名が亡くなられ、在宅看取りが8名、病院で看取りは4名でした。

健診活動の充実について、地域保健活動・地域包括ケアの充実に向けての取り組み。

過去3年間の受診者数の比較をしたところ、対馬市の健診勸奨の成果が徐々に現れているものと思われます。

今後の医療改革の重点項目は、前述の在宅医療の充実と予防医療の普及による医療費削減とも言われています。定期健診受診率向上による病気の早期発見・早期治療は、市民の生命・健康を守り、ひいては医療費の削減に繋がられるなどの予防医療の有益性を広く市民に周知することを、これまで以上に対馬市と連携し推進されたい。

上対馬病院の産科・外科の復活見込み。

平成24年度から上対馬病院で分娩取り扱いを中止した主な要因は、常勤外科医が不在となり、帝王切開等不測の事態に対応できなくなったことです。医師不足、中でも外科医不足は全国的に深刻であり、特に若い外科医は手術の症例・件数が少ない過疎地の小規模医療機関に勤務することを望まない傾向が強いのが現実です。

たとえ常勤外科医を1名確保できたとしても、手術に十分対応できない等リスクが大きいため、分娩取り扱いの再開は極めて困難であると思われるとのことです。

上対馬病院の特別診療科目の充実に向けた取り組み。

特別診療回数を増加させ、過密診療緩和の要望が出されました。

新統合病院開院後について、長期療養患者への対応（患者の退院に向けての調整）、人工呼吸器等装着等の慢性患者の受け入れ先対策。

中対馬病院においては、療養型病床37床を徐々に空室化していき、秋までには6、7名に減少する予定です。

対馬いづはら病院においては、入院初期から介護保険制度等を活用したスムーズな退院に向けた相談を実施しています。しかし、新統合病院の病床数は、下地区2病院の合計病床数より約60床も削減されるため、開院当初に病床不足となることが心配されます。そのような事態を回避できるよう、月2回退院調整協議会を開催し各病棟で情報を共有する等、計画的に入院患者を徐々に減少させるよう努めているとのことです。

安心安全出産事業の充実に向けた取り組み（付き添い者の宿泊室等）。

上対馬病院で分娩ができなくなったことに対する対馬市の出産支援事業の利用件数は、平成24年度が36件（うち、里帰り出産9件）、平成25年度も36件（うち、里帰り出産7件）です。

現在、対馬いづはら病院には付き添い者宿泊室が3室あり、稼働率は59%です。新統合病院では4室設置するため、充分対応できるであろうとのことです。しかし、付き添い者宿泊室は当該事業の対象者以外も利用するため、一時的には不足が生じる可能性もあり、事業主体である対馬市は、そのような場合には対応できるよう、今のうちから新病院と連携を図るよう要望しました。

へき地医療の支援で各地域診療所へ派遣をお願いしているが、新病院開院後も継続可能な体制なのか。

新病院においても医師の充足が不可欠ですが、全診療所で変わらず継続できるよう最大限努力するとの回答でした。

電子カルテ化後の市内診療所や老人福祉施設との連携のあり方。

上対馬病院においては、今年度より電子カルテの運用が始動しており、新病院においては、開院と同時に電子カルテ化されます。ネットワークに加入もしくは構築することに関する評価は、積極的な評価と慎重に検討すべきとの両論あるようです。

既存ネットワークの場合、主に長崎県の医療機関が加入しているあじさいネットへの加入が候補として挙げられています。上五島病院は既に参加しており、佐世保市や長崎市の大病院との連携による多大なメリットを享受してします。しかし、対馬市民は福岡の病院を多く利用するため、新上五島町民ほどメリットを享受できません。対馬地区独自のネットワークを構築するよりも、あじさいネットに参加の方がコスト削減可能ですが、あじさいネット参加料や維持負担金を島内の診療所や民間医療・介護施設に御負担いただけるのか、そのほかの予算措置を探るのか、不確定とのことです。

対馬市民の医療にかかわる利便性向上を図るネットワークの構築、または加入を関係機関同士や行政で十分に検討されたい。

ドクターカー（ラピッドレスポンスカー）の導入について（対馬市と企業団のどちらが主体か）。

はじめに、対馬市における救急車搬送による30分以内搬送率は、全国水準を上回っていることが紹介されました。これは、市内各地に救急車が配備され、公立病院は基本的に受け入れ拒否を行わないことから、都会で問題となっている、いわゆる救急患者のたらい回しが無いことによるものです。

しかし、基幹病院が人口密集地域の厳原地区から移転することなどを踏まえ、新病院建設計画にも、サイレン、赤色回転灯を装備した医師等の搬送のみを行う、乗用車ベースのラピッドレスポンスカーの導入検討の必要性が明記されていました。

また、平成25年12月から平成26年3月にかけて対馬市救急医療搬送体制検討委員会が開

催され、島内救急搬送ヘリコプター導入も検討されましたが、それに先行させてドクターカーの整備を進めるべきではないかと提言されました。現実的で比較的容易に配備可能なラピッドレスポンスカーの導入に向けて、行政と県病院企業団間で早急な検討を要望しました。

以上で、厚生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（堀江 政武君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7. 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第7、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

8番、産業建設常任委員長、小田昭人君。

○議員（8番 小田 昭人君） それでは、産業建設常任委員会所管事務調査報告をいたします。

平成26年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第105条の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告いたします。

当委員会は、平成26年5月22日、一般財団法人豊玉町振興公社との意見交換、島山農地及び佐須坂トンネルの視察を実施いたしました。

当日は全委員出席のもと、まず、対馬市役所豊玉庁舎3階会議室において、豊玉町振興公社、原田理事長、同平山総括責任者、多田中対馬振興部長、阿比留農林水産部長ほか関係職員の出席を求め、意見交換を行いました。

公益財団法人豊玉町振興公社は、平成3年に成立されましたが、平成20年12月の法律改正により、一般財団法人化に向けた取り組みが必要であるとのことから、平成26年1月30日に、議員全員協議会を議場で開催し、説明を受け、平成26年4月1日から、一般財団法人豊玉町振興公社として新たなスタートをいたしました。

その間、平成26年第1回対馬市議会定例会、3月において、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第6号）で、同公社の平成25年度決算見込み損益950万円を補助金として予算計上し、議会の議決を得たのであります。

また、議案第52号、権利の放棄についてにおいて、対馬市が同公社に貸し付けている貸付金残高970万円も、権利を放棄することで議会の議決を得たところであります。

よって、まさしくゼロからのスタートでありましたが、2カ月も経過しない中で、早くも経営が危ぶまれる状況であります。経営資金500万円はありましたが、月々の必要経費は、職員8名分の人件費約200万円、光熱水費等を合わせて、1カ月、最低400万円が必要との説明

を受けました。

借入限度額は資金の9割が限度であり、既に300万円を借り入れていることから、今後、借り入れできる金額は150万円が限度であります。

経営危機に陥った主な要因は、主な取り扱い魚種のアジ、サバの漁獲量の減少及び仕入れ資金不足によるものであります。

また、総括責任者及び魚の加工部門の島おこし協働隊員を、4月1日から派遣する旨の説明を市長部局から受けましたが、総括責任者は5月1日に着任、島おこし協働隊員は内定しておりましたが、辞退があったため、5月28日に再募集する旨の報告がありました。

当委員会としては、公社内において、一刻も早く協議の場を持ち、善後策を講じるよう要請し、意見交換を終了しました。

次に、島山農地の視察を阿比留農林水産部長、神宮農林・しいたけ課長、多田中対馬振興部長ほか関係職員の出席を求め、現地で行いました。

島山は有人離島で、地区の人たちの生活は、通学や買い物など全て船に頼っていましたが、農林地一体開発整備パイロット事業により、昭和63年度より農道工事に着手、平成6年度に、現在のパールブリッジが完成、その後、農地造成工事に着手し、平成12年度に、受益面積17ヘクタールの農地が完成し、現在に至っております。

農地の利用状況は対馬市農業振興公社が、平成25年度から5年間、借地契約を締結し、借地面積は13ヘクタールで、借地料は無料との説明がありました。4ヘクタールは個人利用地であります。

主な作物は、ソバが6.2ヘクタール、ブルーベリーが0.18ヘクタール、その他野菜、梅、イタリアンなどであります。農地の約2分の1が遊休地ですが、耕作するには新たな農地造成が必要で、イノシシ、鹿対策として防護柵の設置も不可欠であり、そのままの状況である旨の説明を受けました。

しかしながら、ソバの需要は島内でも多く、地産地消は不可欠であり、対馬の名産としての耕作面積の拡大が必要と思われれます。

農地の適当な場所には、散水用の水道管が埋設されており、雨に対する不安はないことに鑑み、今後の遊休地の利用を期待するところであります。

次に、佐須坂トンネルの視察であります。西村建設部長、伊賀建設課長の出席を求め、現地で説明を受けました。

トンネルの延長は1,867メートル、道路幅員5.5メートル、全幅員8メートルであり、平成27年度の完成を目標に工事を行っております。

工事が完了すると、延長で約8キロメートル、時間で約17分の短縮が図られ、救急医療、産

業、観光などに大きく貢献するものと期待されております。

当日は、視察時間帯のタイミングがよく、1,390メートルまで掘削している場所に工事関係者の案内により、車で移動することができました。残りの約500メートルについては、9月の貫通を目標に工事を進めている旨の説明を工事関係者から受けました。

なお、このトンネル工事は長崎県が発注者であり、主要地方道棧原小茂田線道路改良工事でもあり、国県道路等整備促進特別委員会の所管事務と重複することに鑑み、当委員会の齋藤委員長に事前に連絡をとり、視察したことを申し添えます。

以上で、産業建設常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第8. 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第8、国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告を行います。9番、委員長、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） 国境離島活性化対策特別委員会の調査状況、会議規則第45条の規定に基づき、次のとおり報告します。

本委員会は、平成26年4月16日午前10時より、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、小宮委員は欠席でありましたが、委員7名と作元議長にも同席いただき、行政側より財部市長、平間総合政策部長、小島次長の出席を求め、第6回特別委員会を開催いたしました。

調査の内容は、1、全国離島振興市町村議会議長会の国境離島に関する要請活動の報告について。2、国境離島特別措置法（仮称）の制定にかかわる国への陳情要望活動報告についてを協議いたしましたので、その概要を報告いたします。

国境離島に関する要請活動につきましては、3月27日、全国離島振興市町村議会議長会の7離島で行われた国境離島に関する要請活動について、作元議長より報告を受け、特別委員会として情報共有を行いました。

国境離島特別措置法（仮称）の制定にかかわる国への陳情要望活動については、今国会会期中の状況を谷川代議士事務所等より情報収集を行い、議長とも協議をし、日程等については、委員長一任といたしました。

本委員会での委員からの主な意見は、全国離島振興市町村議会議長会は、7離島で要請活動が行われたが、その後の市長会の活動について財部市長に質疑が集中いたしました。

その内容は、全国離島振興協議会でのさまざまな問題があることは理解できるが、市長サイド

で、この問題に対する意気込みが見えてこないなど、市長会に比べて議長会が先行して要請活動が行われていることに対し、市長会の状況についての質疑が集中し、市長より動きを加速させる旨の発言があり確認いたしました。

また、今後の本委員会の活動の一環として、県下3離島が一体となって活動を行うことが重要であり、本委員会で、壱岐市、五島市の市長、議長と意見交換会を行ってはどうかとの意見が出され、意見交換会を行うことに決定いたしました。

日程については、5月19日に、五島市において開催される三市二町の市長・町長・議長会議の前に意見交換会を行うこととし、派遣委員等については委員長に一任することにいたしました。

次に、第6回開催の本特別委員会の折、決定されました国境離島特別措置法（仮称）にかかわる壱岐市、五島市との意見交換会の概要について報告いたします。

1、日程、平成26年5月12日から13日。2、派遣委員、国境離島活性化対策特別委員会、長委員長、山本委員、船越委員、上野委員、同行者、議会事務局、松本次長、派遣先、壱岐市、五島市。

5月12日午前10時より、壱岐市役所会議室において意見交換会を行いました。壱岐市側出席者は、白川市長、中原副市長、町田議長、鶴瀬副議長、常任委員長2名ほか担当職員3名であります。

概要については、白川壱岐市長の発言内容を中心に報告いたします。

1、白川市長は、全国離島振興協議会の会長である立場上、国境離島のことが声高に言えない状況である。

2、離島振興法の附則に明記されている特に重要な離島については、離島振興法予算は国土交通省関連であるため、中国・四国地方の内海離島5件は、離島振興予算に影響が出るのではないかと考えており、理解が得られない大きな理由である。

しかしながら、奄美、沖縄、小笠原は、全国離島振興協議会に所属しており、国境離島関係自治体も、全離振を脱会するのではなく、国境離島関係予算は、内閣府の予算で検討されていることの認識を深めていく。

3、5月20日に開催される、長崎県離島振興協議会総会において、特に重要な離島について特別決議を行い、5月28日から29日の全国離島振興協議会総会においても、特別決議を行う予定である。

4、白川市長自身は、全国離島振興協議会の会長である前に、壱岐市の市長であることを強調された。また、特別措置法が制定されることにより、航路運賃の低廉化の窓口になるのではないかと期待している。

5、佐藤正久参議院議員が提案されているのは、国防を優先したもので、壱岐と対馬を比較す

ると、重要視されるのは対馬ではないか。それよりも振興にシフトした法案が重要ではないか。

6、谷川代議士も、新法制定については力を入れていただいております、3島協力してこの問題に対処しなければならない。全国離島振興協議会副会長の松田隠岐の島町長とも話を進めていきたい。

また、町田議長からは、7、対馬市、五島市が特別委員会を設置されており、壱岐市も6月定例会で設置する方向で検討したい旨の話があり、それぞれの件について意見交換会をいたしました。

5月13日午前10時より、五島市役所会議室において意見交換会を行いました。五島市側出席者は、中野副市長、荒尾議長、清川副議長、国境離島活性化推進特別委員会林委員長ほか7名、久保秘書公室長及び事務局の2名であります。

意見交換会の概要について報告いたします。

1、五島市は、国境離島活性化推進特別委員会を3月に立ち上げましたが、まだ活動していない状況であり、今後の活動の参考にしていきたい。当面は、国境離島特別措置法の制定に向け、対馬市が陳情活動を行っているのであれば、五島市も声をかけていただき、一緒に行動していきたい。

2、要望書、提言書については対馬市独自のものであり、五島市の要望については、五島市で取りまとめて作成していきたい。

3、領土保全と国境地域の無人化防止にかかわる特別措置の2本立ての中で、領土保全については理解が深まっているものの、無人化防止にかかわる特別措置については、雇用の場の確保と航路の低廉化に向けて、谷川代議士が力を入れていただいております、3島で後押しをできるように陳情、要望を行っていることで認識したい。

4、対馬市の提言書の中で、国際避難港についての課題が記述されていないが、中国漁船は近代化が進み、状況が変わっているので、五島市としては、提言書の中で記載していくべきか検討したい。

5、五島市では、自衛隊増強問題が検討されており、対馬市の過去の活動状況の概要を説明し、自衛隊増強は長期になると思われるので、新法制定を優先していくことで一致した。

今回の意見交換会では、3島議会が特別委員会を設置することで足並みがそろそろ予定であり、連携を取り合い、活動をしていくことで一致した。市長側としても、連携を深めた動きをお願いして意見交換会を終了いたしました。

平成26年6月2日午後1時30分より、対馬市役所別館第2会議室において、初村委員は欠席でありましたが、委員7名と作元議長にも同席いただき、行政側より財部市長、平間総合政策部長、小島次長の出席を求め、第7回特別委員会を開催いたしました。

調査の内容は、国境離島特別措置法（仮称）にかかわる意見交換会報告について、壱岐市、五島市を協議いたしましたので、その概要を報告いたします。

5月12日、13日の国境離島特別措置法（仮称）の制定にかかわる壱岐市、五島市との意見交換会の概要について委員長より報告を行い、特別委員会として情報の共有を行いました。

また、5月19日の三市二町の市長、町長、議長会議で、財部市長が提案された、国境離島の重要性を訴えるキャンペーン及びしまとく通貨との関連について、市長の考え方、5月20日に開催された、長崎県離島振興協議会での協議概要について等、第6回委員会以降の市長の行動について報告を受け、国境離島特別措置法（仮称）制定に向けた県下及び国内情勢についても、特別委員会としての情報共有を行いました。

特筆すべき事項として、5月28日、29日開催の全国離島振興協議会総会において、特に重要な離島についての特別決議が、全離振理事会において要請へと繰り下げられ、全国離島振興協議会の現状が改めて浮き彫りとされたところであります。

市長からの報告の中で、国境離島としまとく通貨をあわせた1時間番組を作成し、10月、11月に東京を主体に全国キャンペーンを行っていきたい。5月20日の県離振総会の中でもキャンペーンを行っていくことに決定しているとのことであります。

また、6月14日に、太田国土交通大臣が長崎においでになりますので、その折に、県離振、市町長会で時間をとっている中で、議長会としても今後の共同活動をどのようにするのか、三市二町で協議する場を持たないか、検討していただきたいとのことあります。

作元議長からの報告では、関係7離島の議長会としては、隠岐の島町をはじめ、積極的にこの問題に取り組んでいくことを確認している。法案については、国防と振興で別々の法案提出で進んでいたが、谷川代議員と佐藤正久先生との話し合いの中で、1つの法案としてまとめ、国境離島新法は、内閣府からの予算を獲得する方向で検討されており、今会期中の成立は難しい状況であるが、秋の臨時国会に向け、周辺整備も含めて、谷川代議員が主体的に準備を進められている旨の報告を受けました。

また、委員からの主な意見として、1、6月定例議会で壱岐市が特別委員会を設置する予定であるので、3市の特別委員会として会議のみでなく、中身のあるものとして連携をどうするのか。2、3島合同の要望書を作成し、秋の臨時国会前に、再度、上京して陳情すべきではないか。3、国境離島のキャンペーンについては、秋の臨時国会前に早くできないかなどの意見が出され、次のとおり決定されました。

1、壱岐市の特別委員会が設置された後、3市の特別委員会の委員長で合同会議を行う方向で調整する。

2、7月27日開催される佐藤正久先生の「国境を守るために」をテーマとした対馬市での講

演会については、特別委員会としても積極的に参加していく。

3、東京陳情については、秋の臨時国会に合わせて、谷川代議士、並びに市長、議長と相談しながら、日程等については、委員長一任とすることに決定しました。

以上で、国境離島活性化対策特別委員会の報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） ちょっと勉強不足で私もわからんとですが、関係7島、この全国レベルの中で、国境という言葉の離島の線引きを7島ほど考えている中での協議を進行中。
7島についての島の名称を教えてください。

○議長（堀江 政武君） 休憩します。

午後1時45分休憩

午後1時45分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

9番、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） ただいまの御質問にお答えいたします。

7島についての御質問であります。北海道が利尻富士町、奥尻町、新潟県の佐渡市、島根県の隠岐の島町、それから対馬市、壱岐市、それから五島市であります。

○議長（堀江 政武君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 長崎県の3島の中で、よく事情はわかるんですが、国境という定義の中で、対馬が外洋にある中で、壱岐は、それから内海に、内海といいますが、外洋上ですが、そのラインは、本土並みですか、寄りですが、そこらに他の地域からそういうふうな線引きに苦言というか、いろいろな議論というのはございませんか。

ちょっと私は、その辺、長崎県を中心に先行された中で、そこらが全国のレベルの中で疑問というか、ないかなというふうなちょっと思ったものですから、さきの7島の意味はそういう意味で申し上げたわけですが、その辺、もしあれば、ちょっと心配をしております。

○議長（堀江 政武君） 9番、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） お答えいたします。

まず、壱岐市の件ですけども、先ほどの報告の中でもちょっと触れましたが、壱岐市の白川市長の発言の中でも、やはり壱岐市と対馬市のその立場の違いといいますが、どうしても、この国境離島ということに関しては、対馬市がある程度、優先されて考えられているんじゃないのかというふうなことで、国防だけを考えますと、非常に壱岐市はそれに対して該当するのか。振興の

ほうにも、シフトして考えてもらいたいというようなことが、壱岐市のほうからの話がありました。

それから、もう一点のいわゆる内海離島、外海離島、国境離島の関係ですけども、報告の中でも一部触れましたけれども、四国・中国地方の5県は、いわゆる瀬戸内海ですけども、内海離島に属しておるといふような関係で、特に全国離島振興協議会の一員でもありますので、そのあたりがどうしても、一部、反対の声が出てくるということでもあります。

その主な原因としましては、やはり離島振興法予算の関係が少し絡んでくると。離島振興予算、先ほど申しましたように、離島振興予算は、国土交通省関係の予算ですけども、その予算が、いわゆる国境離島の特別措置法が制定されることによって、離島振興予算に影響が出るのではないかと。

いわゆる削減は、いや分配といいますか、そのようなことになるのではないかというふうなことで、内海離島からの一部、やはり抵抗があるということは事実でございます。

これは、県選出の谷川代議員も非常にそこを一番心配なさり、内海離島の国会議員の方にも、先生方にも、そのあたりの旨を十分お話をされているというふうな状況でございます。

以上です。

○議員（16番 大浦 孝司君） 終わります。

○議長（堀江 政武君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第9. 国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第9、国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

12番、委員長、齋藤久光君。

○議員（12番 齋藤 久光君） それでは、国県道路等整備促進特別委員会の調査内容について、会議規則第45条の規定により報告をいたします。

本委員会は、国道・県道の未改良区間の整備促進と、比田勝～博多航路の改善に伴うフェリーの新船建造の推進について、対馬振興局長及び長崎県知事への陳情・要望活動を実施いたしました。

まず、平成26年5月16日午後1時より、対馬振興局応接室において、野嶋振興局長をはじめ、吉富管理部長、馬場建設部長、ほか担当職員の出席をいただき、財部市長とともに作元議長並びに本特別委員会7名により、陳情・要望活動並びに意見交換会を行いました。

財部市長より今回の要望事項に係る対馬市の現状とこれまでの市の取り組みについて、要望書の提出とともに、知事に対しても陳情・要望を行うことについて報告をいたしました。

本年4月に着任されました野嶋振興局長、馬場建設部長から、それぞれ県の取り組みについて説明がありました。

また、今回の県知事への陳情・要望について、野嶋振興局長より、私からも知事へしっかりお願いをしておきますと力強い言葉をいただきました。

対馬市の地域・産業・経済の低迷に伴う人口減少の影響は大きく、対馬市の発展のためには、道路整備、海上航路の改善こそ最も重要な社会基盤であります。特段の御高配を賜りますようお願い申し上げ、振興局長への要望活動といたしました。

次に、長崎県知事への要望活動について報告をいたします。

平成26年5月27日午後3時より、長崎県庁3階特別応接室において、財部市長とともに本特別委員会6名で、中村知事をはじめ、新井企画振興部政策監、浅野土木部長に対し、陳情・要望を行いました。

財部市長より、挨拶と市政に対する県へのお礼、陳情に関する対馬市のこれまでの経緯の説明、さらなる振興の推進について要望をいたしました。

委員長より、要望書の提出にあわせて、対馬市における道路整備事業の実施について、県当局に対し、鋭意御尽力を賜りましたことに感謝の意を申し上げました。

人口減少に伴い、小学校、中学校の統合による安全な通学バス路線の改良・確保と、観光客の増加に伴う大型観光バスの増加、産業トラックの大型化による未改良道路の危険性等々、課題は山積している状況を鑑み、更なる道路改良の必要性について、特段の御高配を賜りますよう要望をいたしました。

中村知事は、対馬市の道路環境については御理解いただいている様子で、課題は財源確保であり、優先順位をもって整備にあたっていきたいとのことでした。

比田勝～博多航路のフェリーの更新については、大変難しい問題であり、リプレイス事業による更新は現実的に厳しく、県としても、今後、知恵を出し、よりよい方向性を見出していくよう検討していきたいとのことでした。

離島対馬と本土との格差是正につながる海上航路改善こそ、最も重要な施策であります。比田勝～博多航路は、対馬島民の北の玄関口として、流通、観光、進学、就職等々、島の経済を担う重要な航路として親しまれてきました。安全で人に優しい新船フェリーの就航は、北部住民の長年の願望であります。県当局の特段の御高配を賜りますことをお願いし、知事への要望を終わりました。

今回、委員会の総意であった長崎県知事への陳情活動でありましたが、意見交換もでき、意義

ある活動でございました。今後に期待し、状況を見ていきたいと思っています。

以上で、国県道路等整備促進特別委員会の報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

暫時休憩します。2時10分より再開いたします。

午後1時56分休憩

午後2時09分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

日程第10. 長崎県病院企業団議会議員の報告

○議長（堀江 政武君） 日程第10、長崎県病院企業団議会議員の報告を行います。11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 長崎県病院企業団議会議員の活動及び審議内容について、次のとおり報告いたします。

平成26年第1回長崎県病院企業団議会定例会は、平成26年3月28日長崎市出島町県農協会館において、午後1時30分から議員11名の出席により開会され、対馬地区は大浦孝司議員と私、2名の出席です。

会期は1日間と決定され、会議録署名議員に種村繁徳議員、前田あおい議員が指名され、議事に入りました。

まず、米倉企業長より開会の挨拶があり、前定例会以降の重要事項についての報告と、本定例会に提出された議案についての説明がありました。その内容について、簡潔に報告いたします。

まず、次の各項目についての説明がありました。

地域医療の現状と課題について、診療報酬改定について、企業団病院の経営状況について、医師確保の取り組みについて、看護師等確保の取り組みについて、対馬病院建設工事の進捗等について、奈留医療センターの開設について、壱岐市民病院の企業団への加入要望等について、医療訴訟について。

以上の項目についての説明がありましたが、そのうち、診療報酬改定について、医師確保の取り組みについて、企業団病院の経営状況について、対馬病院建設工事の進捗等について報告をいたします。

まず、診療報酬改定については、平成26年度の診療報酬改定につきましては、診療報酬本体

部分でプラス0.7%、薬価、材料部分でマイナス0.63%、全体としてプラス0.1%の改定となりました。3改定連続してのプラス改定となり、新たに900億円の基金が創設されることとあわせると、一定の評価ができるとの説明でありました。

次に、医師確保の取り組みについては、平成26年度の医師配置につきましては、県の養成医師、長崎大学等からの派遣医師や公募医師等により、昨年度同数の140名を配置できる見込みとの説明がありました。

また、医師確保対策については、募集活動の充実、強化を図るため、昨年1月に開設したホームページ「長崎メディカルネット」の活用のほか、ながさき地域医療人材支援センターが実施する県外での医師募集活動に参加し、企業団病院をアピールするなど、引き続き積極的に取り組んでいくとのことでした。

企業団病院の経営状況については、平成25年度の経営状況は前年度に比べ、入院患者数の減少や地方交付税の減等による減収が見込まれておりますが、外来患者数は堅調に推移し、外来収益は増収見込みであること、入院患者数が回復基調にある病院もあること等から、最終的には4年連続して経常収支の黒字が確保できるものとの説明がありました。

最後に、対馬病院建設工事の進捗等についてであります。

対馬病院（仮称）建設工事につきましては、杭工事の際の地中障害物の処理に不測の日数を要し、これまであらゆる手段で工期短縮に努めたが、職人の確保難等もあり、建設工期を3カ月程度延長せざるを得ないと判断し、これに伴い、工事竣工が平成26年12月となりますが、平成27年春の開院を目指して、入院患者の安全な移転や2病院からの円滑な医療継続など、着実に事業を進めてまいりたいとの説明がありました。

以上4項目について報告いたします。

次に、本来の議案であります条例議案2件、予算議案1件、人事議案1件、計4件の提案がありました。第1号議案、長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、第2号議案、長崎県病院企業団退職手当引当金条例の一部を改正する条例、第3号議案、平成26年度長崎県病院企業団病院事業会計予算、第4号議案、長崎県病院企業団監査委員の選任について議会の同意を求めることについて。

以上、4件であります。

第1号議案は、上五島病院の診療科目に循環器内科を追加するものであります。

第2号議案は、地方公営企業会計制度の見直しに伴い、新会計基準が平成26年度の予算決算から適用することとなっており、新会計基準におきましては退職手当の引き当てが義務化され、名称につきましても「退職給付引当金」とされたことから、この条例の名称について「退職給付引当金積立金条例」に改め、所要の見直しを行うものであります。いずれの条例も施行期日は平

成26年4月1日であります。

第3号議案、平成26年度長崎県病院企業団病院事業会計については、収益的収支では総収益が255億8,000万円、総費用が266億6,000万円、収支差では平成26年度については10億8,000万円の赤字となっておりますが、経常収支差では2億5,600万円の黒字で、その点についてはほぼ前年度並みの予算ということで計上されており、新会計基準適用に伴う影響は全て会計処理上のものであり、経常収支での黒字化を確保していけば、これまでと同様に安定した経営が図られるという説明がありました。

次に、資本的収支では、収入総額が88億円、支出総額が115億円、収入が支出に対しての不足する額27億円は過年度分損益勘定留保資金等で補填するということであります。

対馬3病院の予算について説明をいたします。

新病院関連予算で、建設工事費が48億4,600万円、設計管理委託費が7,400万円、職員宿舍建設工事費が5億4,400万円、これに伴う管理委託費が700万円、電子カルテを含む医療機器については15億7,500万円で、合計70億4,600万円であります。

平成25年度の繰越額については、対馬市が財源として同意を受けている過疎対策事業債見合いの事業費10億5,000万円まで減額し、繰り越しを行い、これにより平成26年度の建設改良費の執行予算は、合計で81億1,600万円となります。そのほかでは、中対馬病院に超音波診断装置1,750万円、上対馬病院にセントラルモニター式1,300万円購入予定であります。また、上対馬病院にスプリンクラー設置工事9,200万円を予算計上しております。

次に、第4号議案は、監査委員、津留崎義美議員の退任に伴い、新たな監査委員に葺本昭晴議員を選任しようとするものであります。

第1号議案、第2号議案、第3号議案ともに慎重に審議し、3件とも原案のとおり可決されました。第4号議案も原案のとおり同意することに決定いたしました。

なお、議案外として、平成25年度長崎県病院企業団病院事業会計決算見込みについて、地域医療再編等の状況について、壱岐市民病院の長崎県病院企業団への加入要望についての資料説明がありました。

その後、荒尾正登議長から、一身上の都合により議長の職を辞職したい旨の辞職願が提出され、議長の辞職を許可することに決定されました。後任の選出について、全員協議会において指名推薦の方法をとることに決定し、その結果、議長に大浦孝司議員を推薦することとなり、本会議において、対馬市選出の大浦孝司議員を議長に選出することに決定いたしました。

以上で、長崎県病院企業団議会議員の報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 1 1. 承認第 1 号

日程第 1 2. 承認第 2 号

日程第 1 3. 承認第 3 号

日程第 1 4. 承認第 4 号

日程第 1 5. 承認第 5 号

○議長（堀江 政武君） 日程第 1 1、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 2 5 年度対馬市一般会計補正予算（第 8 号））から、日程第 1 5、承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 2 5 年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号））までの 5 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容について説明いたします。

本案は、平成 2 5 年度対馬市一般会計補正予算（第 8 号）を去る 3 月 3 1 日付で地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の補正は、地方消費税交付金、地方交付税などをはじめとする交付金の額の確定によるもの、及び事務事業の決定による財源調整が主なものでございます。

それでは、予算の内容について説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。平成 2 5 年度対馬市一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによることを規定をし、第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 億 8, 7 5 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 6 2 億 2 7 0 万円とするものでございます。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2 ページから 7 ページにかけての「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第 2 条、繰越明許費の補正は、8 ページから 1 1 ページにかけて記載をいたしております「第 2 表繰越明許費補正」によるものとし、繰越明許費について追加、変更及び廃止をいたしております。追加といたしましては、農道整備並びに消防団拠点施設整備の 2 件、また補正 6 号及び 7 号にて議決いただきました繰越明許費のうち、特別養護老人ホーム繰出金をはじめとした 3 8 件につきまして、その繰越額を変更し、漁港施設機能保全事業外 1 件を廃止をいたしております。

ます。結果、翌年度へ繰り越す事業は、合わせまして80件、50億5,974万円となっております。

第3条、地方債の補正は、10ページから11ページにかけて記載いたします「第3表地方債補正」によるものとするものでございます。事業費の決定により追加及び変更し、起債限度額を65億1,520万円と定めております。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして、主なものを説明いたします。

まず、歳入でございますが、予算書は18ページをお願いいたします。2款地方譲与税から、22ページの11款交通安全対策特別交付金までにつきましては、交付額の確定によりそれぞれ増額をいたしております。

また、10款地方交付税につきましては、普通交付税を2億4,790万4,000円、特別交付税を2億8,287万9,000円それぞれ追加をし、交付額の合計は普通交付税155億9,589万4,000円、特別交付税12億1,287万9,000円となっております。

24ページをお願いいたします。14款国庫支出金並びに28ページからの15款県支出金につきましては、事業費等の決定に伴い、負担金、補助金等の追加または増額でございます。

32ページをお願いいたします。16款財産収入2項財産売払収入は、本年度作業の市有林整備事業による立ち木の売払収入でございます。この売払収入は基金へ積み立て、後年度の事業に備えるものでございます。

17款寄附金2目指定寄附金179万8,000円につきましては、ふるさと応援基金74万5,000円、ツシマヤマネコ基金105万3,000円となっております。この寄附金につきましても、それぞれ基金へ積み立てるものでございます。

18款繰入金につきましては、財源調整の結果、さきに予定をいたしておりました基金からの繰り入れの必要がなくなりましたので、それぞれ減額をいたしております。

34ページをお願いいたします。20款諸収入5項雑入でございますが、3,255万2,000円を増額をいたしております。これは、県後期高齢者医療広域連合等へ派遣をいたしております派遣職員の人件費の負担相当額の歳入でございます。

21款市債につきましては、それぞれ事業費の決定により、1億4,120万円の減額となっております。

次に歳出についてでございますが、40ページをお願いいたします。2款総務費1項総務管理費につきましては、7目企画費4,006万7,000円の減が主なものでございまして、今年度尾崎地区、豊玉の唐洲地区に整備いたしましたケーブルテレビネットワーク整備事業の執行残による工事請負費の2,418万5,000円を含め、2,709万7,000円の減。19節負担金、補助及び交付金で、対馬市地域公共交通活性化協議会負担金458万1,000円、同じく航路

運賃割引事業補助金 778万8,000円の減が主なものでございます。

42ページをお願いいたします。4項選挙費でございますが、長崎県知事選挙費並びに農業委員会委員選挙費の事務費につきましては、それぞれ減額をするものでございます。

46ページをお願いいたします。3款民生費でございますが、2項児童福祉費、48ページの3項生活保護費につきましては、それぞれ扶助費の減額でございます。

4款衛生費1項保健衛生費につきましては、1目保健衛生総務費、繰出金の診療所特別会計繰出金600万円、簡易水道特別会計繰出金503万5,000円、それぞれ不用による減。50ページの4目環境衛生費の合併処理浄化槽設置事業補助金1,019万3,000円は、事業費の決定による執行残の減。2項清掃費1目清掃総務費につきましては、委託料の生ごみ・廃食用油資源再利用実証実験業務委託料696万円の減。2目塵芥処理費は、廃棄物等の処理に係る材料費、処理委託料などの不用分でございます。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の4,150万5,000円の減は、52ページの13節鳥獣対策総合支援業務委託料798万6,000円の減。19節のイノシシ捕獲補助金2,018万円の減。

2項林業費2目林業振興費4,344万4,000円の減は、13節特用林産物担い手・選別作業員育成事業委託料361万7,000円、森林経営計画策定推進事業委託料203万4,000円、54ページの19節負担金、補助及び交付金の各事業補助金3,905万1,000円の不用額の減が主なものでございます。また、25節積立金につきましては、市有林整備事業にて売り払った立ち木売払収入を積み立てようとするものでございます。

3項水産業費2目水産業振興費につきましては、各事業費の不用額減のほか、19節負担金、補助及び交付金の漁業用燃油高騰対策事業補助金で不足額1,700万円を追加するものでございます。

また、4目漁港建設費は、市営、県営漁港の施設整備に係る工事請負費負担金等の減額または追加でございます。

56ページをお願いいたします。7款商工費でございますが、2目商工振興費1,180万3,000円の減。58ページの3目観光費1,389万円の減につきましては、それぞれ各事業費の決定に係るものでございますが、3目観光費、工事請負費の韓国展望所、豊砲台跡観光ルート整備工事95万3,000円の追加は、17節公有財産購入費からの組み替えでございます。

60ページ、25節の資金積立金は寄附金を積み立てようとするものでございます。

8款土木費2項道路橋りょう費につきましては、それぞれ事業費の決定などによる事業費の組み替えでございます。

62ページをお願いいたします。5項都市計画費につきましても、事業費の決定による不用額

の減でございます。

9款消防費は、非常備消防の費用弁償の減など、事業費の決定による不用額を減額いたしております。

64ページをお願いいたします。10款教育費の2項小学校費、3項中学校費につきましては、20節扶助費の就学援助費の不用額、及び小学校費で教職員住宅の解体工事、スクールバス購入事業の不用額の減でございます。

66ページをお願いいたします。4項幼稚園費351万2,000円の減は、旧巖原幼稚園と旧久田幼稚園の統合に伴います通園バス購入、幼稚園備品購入の不用額等でございます。

68ページをお願いいたします。11款災害復旧費につきましては、それぞれ事業費の決定によるところでございます。13節諸支出金190万3,000円の旅客定期航路事業特別会計繰出金の追加につきましては、赤字航路事業補助金の減による財源調整によるものでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井 順一君） ただいま一括議題になりました承認第2号及び承認第3号につきまして、その提案理由と内容について、続けて御説明申し上げます。

承認第2号、本案は平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算（第4号）を去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、年度内事業費の確定により減額補正するものであります。

1ページをお願いいたします。平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,791万7,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明申し上げます。8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は600万円を減額し、一般会計からの繰入金を1億1,793万8,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。2款医業費1項医業費2目医業用消耗機材費は、主に注射器等の購入費であります。2月、3月の流行性疾病等に備えて予算を確保しておりますけれども、不測の事態を回避し、年度内業務が完了したため、300万円を減額するものであります。

また、3目医業用衛生材料費は主に医薬品代等の予算であります。先ほどと同様の理由により、300万円を減額するものであります。

続きまして、承認第3号に移らせていただきます。

承認第3号、本案は、平成25年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の御承認を求めますのでございます。

今回の補正予算は、国県の支出金、交付金等の歳入の決定、及び事務事業費の決定等による増額が主なものであります。

1ページをお願いいたします。平成25年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,049万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ58億8,371万5,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次に、補正予算の内容について御説明申し上げます。8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、3款国庫支出金1項国庫負担金は、療養給付費等負担金を事業費総額の増減により871万7,000円を増額しております。2項国庫補助金は、財政調整交付金を1,176万9,000円減額しております。

4款1項療養給付費交付金は、退職被保険者療養給付費に係る交付金でございますが、拠出対象額の減などにより、2,015万5,000円を減額しております。

6款県支出金2項県補助金は、県財政調整交付金を1億369万9,000円増額しております。普通交付金が調整率の増によるもの、特別交付金が事業費の減によるものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款総務費から6款介護納付金までは国庫支出金、県支出金等の確定による財源内訳の変更であります。

12ページ、13ページをお願いいたします。8款保健事業費1項特定健康診査等事業費は7万円を減額しております。

9款基金積立金は、剰余金の一部を財政調整基金に積み立てるもので、8,056万2,000円を追加しております。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 中対馬振興部長、多田満國君。

○中対馬振興部長（多田 満國君） ただいま一括議題となりました承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由とその内容を説明申し上げます。

本案は、平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）を去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の御承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、事業費の確定による減額が主なものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,689万6,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次に、補正予算の内容について御説明いたします。

まず、歳入でございますが、8ページ、9ページをお願いいたします。1款1項事業収入は、利用客の減少等により、48万2,000円の減額。

2款国庫支出金1項国庫補助金は、離島航路構造改革補助金の確定により、3万4,000円の減額。

3款県支出金1項県補助金は、航路事業補助金の確定により、208万7,000円減額しております。

4款繰入金1項他会計繰入金は、事業収入及び県補助金等の減額により、一般会計繰入金を190万3,000円追加をしております。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページ及び11ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は県支出金等の減額による財源内訳の変更であります。

2款1項施設費1目施設管理費は、燃料費及び修繕料の減により、合わせて70万円減額しております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう
よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田 敬一君） ただいま一括議題となりました承認第5号、専決処分の承認を求め
ることについて、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本案は、平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を平成26年3月
31日付をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条
第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

今回の補正は、事業費の確定による減額が主なものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。平成25年度対馬市の簡易水道事業特別会計補
正予算（第4号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の補
正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,444万3,000円を減額し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,416万6,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるものとするものであ
ります。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、主なものを御説明いたします。

まず、歳入でございますが、6ページ、7ページをお願いいたします。1款分担金及び負担
金1項負担金1目新設加入負担金は、210万円の増額補正で、321万3,000円となりま
す。水道利用加入金の追加によるものでございます。

2款使用料及び手数料2項手数料1目水道手数料は、21万円の増額補正で、26万5,000円
になります。新設加入に伴う工事竣工検査手数料の増額によるものでございます。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、503万5,000円の減額補正で、
2億6,510万円となります。主なものは、建設費の減額によるものであります。2項簡易水
道繰入金1目簡易水道基金繰入金は、1,391万2,000円の減額補正で、3,119万円と
なります。主なものは、建設費の減額に伴う基金繰入金の減額によるものであります。

8款諸収入1項雑入1目雑入は、219万4,000円の増額補正で、989万4,000円と
なります。主なものは、水道管移設補償の減と建物共済金による雑入の増によるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。1款簡易水道費1項水道管理費1目一般管理費は、
81万4,000円の減額補正で、1億5,697万8,000円となります。内訳といたしまし
ては、7節賃金、13節委託料の減額によるものであります。2目施設管理費は、349万円の

減額補正で、1億2,231万7,000円となります。主なものといたしましては、11節需用費の光熱水費、修繕料等の減額と、13節委託料の減額によるものでございます。2項水道建設費1目水道建設費は、1,013万9,000円の減額補正で、1億8,377万1,000円となります。15節工事請負費の減額によるものであります。

以上で、提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、承認第1号に対する質疑はありませんか。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 承認第1号ですね。第1号関係で、この3款の民生費、この中の老人福祉費の関係で、1点お尋ねをいたします。

これは、ことしの3月の18日の長崎新聞です。ここにこのような記事がございます。対馬市の社会福祉法人に対し、裁判長が約330万円の支払いを命じております。そして、控訴をするというふうな記事がございます。既に、控訴はしてはいないということは、結審を既にしております。このような社会福祉法人、対馬市は管理指定の委託の業務を結んでいるのか、いないのか、あるのか、ないのか。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。

午後2時55分休憩

午後2時56分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

答弁は（「あるかないかだけ」と呼ぶ者あり）

福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） それでは、福祉部のほうから説明をさせていただきます。

この3月18日付の長崎新聞の社福法人と、市が管理規定を結んでいるかどうかということでございますが、指定管理によりまして3つの事業を指定管理させております。

○議長（堀江 政武君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） そうですよ、指定管理をしていると思います。当然、指定管理をするわけですから、お互いに契約書といいますか、そういうのを交わすわけですが、先ほど申しましたように、結審をしてから約2カ月以上たってます。そして、この指定管理については管理運営に関する基本協定書を作成いたします、これ手元でございますけども。

この中の業務状況報告ということで、第5条の3項ではこのように謳っております。「管理業

務に関して必要に応じ報告を求め、実施に調査し、または必要な指示をすることができる」と。
先ほど申しましたように、既に結審をしてから2カ月以上を経過をしているわけですが、
このような状態が発生をしたということであれば、これに謳うように必要に応じ報告を求めたの
か、実施調査をしたのか、または必要な指示をしたのか、これはどうなんでございましょうか。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） 私どもは1つ関連する業務を指定管理をしておりますが、その件に
ついて報告をさせていただきます。

社会福祉法の改正によりまして、平成25年4月より同一市内で事業を実施している社会福祉
法人につきましては、法人の所管が県から市のほうへ権限移譲がなされました。なお、社会福祉
施設、施設そのものについてはこれまでどおり県の所管となっております。

対馬市といたしましては、施設を所管をしております県と連携を図りながら、社会福祉法に基
づく同法人の指導、監査を実施することといたしております。今、計画をしております。

○議長（堀江 政武君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 私が先ほど申し上げた件については、今後するというこ
いでいいですね。

それと、先ほど申しましたように管理をするわけですから、この基本協定書を結びます。これ
は、これから調査をするということだから、ちょっと頭に留めていただきたいと思うんですが、
この基本協定書の第13条に指定の取り消し及び管理業務の停止についてという項目がございま
す、13条です。11条及び12条の指示に従わないときと、そしてその他、乙というのは受け
るほうですが、乙の責めに帰すべき事由によりということ。これは、乙、すなわち管理を受
けたところの責任などによってという文面なんです。

既に結審をしたものについては、この責めに帰すべき事由の決定とみるべきことができると思
うんですが、この辺も踏まえてまた調査をするということですから、十分に調査をしていただ
きたい。

以上です。

○議長（堀江 政武君） ほかに、5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） 市長に専決処分、承認第1号に関連いたしまして、お伺いをいた
します。

市長の議会での発言の重みについて、市長はどのようにお考えなのかについてお聞かせいただ
きたいんです。というのは、一昨年、平成24年の9月議会から定例議会ごとに質問いたしまし
て議論をしまいいりました、ごみの問題です。

市長は、昨年の12月議会において「善処します」と発言をされました。先の3月議会では、

その具体的な解決策の事務処理方法について議論をさせていただきました。そしてその積算について、事務方に「指示します」とまで議場で明言をされました。当然、市長の議会における約束でございますから、この専決1号にその処理の状況が報告されているものと思っておりましたが、この内容、精査しますと、全くその処理がなされておられません。

市長、議会での約束の発言は、その場限りの言葉遊びだったんですか。そして、もう、この件に関しましては、3年の契約期間も終了し、既に専決処分も終わっておまして、今からどんなに論議しようとも正常化する方法は全く見当たりません。

そこで、市長にお伺いするのは、この神聖な議場において、市長が発言された約束は一体なんだったのか、ということをお尋ねしたいわけです。まさか、議員に対して子供だましであったり、言葉遊びだったりするはずがないと思いますが、どうも結果的にそのような形になってしまいました。市長、言葉が過ぎるかもしれませんが、議会を愚弄するのもいい加減にしてください。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

市長、対馬市の重要な市政の決議機関である議会における市長の発言、約束の重みについてどのような考えでその場に座っておられるのか。しっかりとお聞かせいただきたい。このことは、今後の議会運営に重大な意味を持つ、そのことをしっかりわきまえて、心して御答弁ください。

○議長(堀江 政武君) 市長、財部能成君。

○市長(財部 能成君) 決して議会を愚弄するとかいう思いはありませんが、先ほどおっしゃられました12月議会における善処するというお話し、発言ということがございました。洲上議員さんも思い出していただきたいんですけども、この議会の中ではなく、別室において洲上議員のほうから語気を強めて(「議長」と呼ぶ者あり)この問題について(「ちょっと御静粛に、まだ」と呼ぶ者あり)

○議員(5番 洲上 清君) ちょっと済みません。私はそのいろいろな経過を聞いてるんじゃないんです。議会での発言の重みについて聞いておるんです。

○市長(財部 能成君) その経過も必要だという思いで、今私は発言をさせていただいております。(「そうですか、しっかりやってください」と呼ぶ者あり)

前回は説明をさせていただいたと思いますが、私ども行政側が収集を委託しております、事業者の皆様方のお話を聞くということが、この10年来少なかったという指摘がまずありました。そのことを受けて善処をするべきではないかというお話しがあつたと。私は、善処いたしますということで、その事業者の方と日付は忘れましたが、その後2回ほどお会いし、私ども事務方のほうも会って事務の改善等をやっていくということで話をそこで終わった次第であります。

また、この補正の問題でございますが、これにつきましては3月議会終了後の3月20日の日に洲上議員さんともお話し合いをさせていただいたところでございますけども、25年の2月です

か、それぞれの収集事業者の皆様に集まっていただいて、方向性を出し、そして変更契約を結ばせていただくということになった次第であります。私ども顧問弁護士とも相談をする中で（「何を言ってるんですか、議会の議場での発言について問いよるんですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江 政武君） ちょっと御静粛に。ちょっと市長も簡単明瞭に答弁願います。質問者は重みについての質問のようですので、重みについてを。（「重みは何か、弁護士のことや何の関係あるんですか」と呼ぶ者あり） ちょっと御静粛をお願いします。

○市長（財部 能成君） その前段の部分がきちんと伝わらないと思ってから言いましたが、今そのような（「伝わらなくていいよ、重みについて答えてください」と呼ぶ者あり）私はその前段のことがあっての発言を、ここでさせていただいたというふうに自分自身では思っております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） 何を市長が言ってるのが全く理解できませんが。市長、うそをついてはいけませんよ。私は、子供のころからうそつきは泥棒の始まりと両親から習い、先輩からしっかり教え込まれて育ってきたんですが、市長はどうなんでしょうか。

市長がこの議会で堂々とうそをつかれては、市長本人が議会制民主主義をそのものを根底から否定しているということになるんですが、どうなんでしょうか。議会を無視して、独裁者でも目指そうかとしてるんでしょうか。

いずれにしても、この対馬市の重要な施策については、議会において真剣な議論が尽くされて、結果として市長の答弁によってその方向が示されて、それを議会が了としたときに市長がその執行をしゃっとして、実施をしていくということになるんじゃないでしょうか。しかし、結果として、結果はいろいろ言っても一緒ですが、結果として市長は発言とは全く逆の処理をなさってしまいました。

いわゆる、私は市長の発言はうそだったというふうに捉えました。市長が議場で約束したことは、当然守るべきでありまして、約束を破るなんてもってのほか。そのことを市長自身がわきまえていないなんて、市民の誰一人も考えもしないことでしょう。しかし、現実には専決予算では財部市長はきれいに約束を破ってしまわれました。あきれてしまいました。言葉が過ぎるかもしれませんが、市当局には市長、約束を破ってはいけませんよと、注意をするような人はいないんですか。それとも、トップがワンマン化してしまっただけは人の話など耳に入るものではありませんよとおっしゃるんですか。

いずれにしても、これでは議場でどんなに市長と真剣な議論をして、市長がしっかりした発言をされても守ってもらえないようでは、全く信用することができません。これでは、議会の

行政に対するチェック機関としての役割を果たすことができません。今一度、市長、途中の経過は結構です。今後について、議会における市長の発言はどんなふうに思いながらなさるか、しっかりとお答えいただきたい。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほどの発言の中で、うそつきは泥棒の始まりだと、どんな親の教えをしてるんだと、私の両親をなんとなく愚弄されたような気がしてなりません。（「そんなことは言っていない」と呼ぶ者あり）私には聞こえました。（「御静粛に願います」と呼ぶ者あり）決して私自身はそのような教育も受けておりませんし、自分自身がこの場でうそをついてるという思いはありません。

市民の皆さんに対しましても、その物事に対して真摯に取り組んでおるつもりでございます。全ての事柄が100%実現するとは私は言い難い部分ありますけれども、その途中経過のプロセスについてもしっかり取り組んでいくことが大切だと思っておりますし、それが市民の幸福につながるものと思つてうそつくことなくやつてるつもりでありますけれども、そのように捉えられた部分があるならば、私自身の現時点における勉強不足なのだろうというふうに反省をしております。

○議長（堀江 政武君） 5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） 言葉が過ぎたんでしょうか。何かお父さんのことまで私が言ったように捉えてしまわれましたが、そんなことはありませんからご休心ください。

市長の今の発言、非常に大切に受けとめました。しかし、私は約束は破られたというふうに判断してますから、この専決1号の補正予算（第8号）についてでございます。今後さらに、このような議会答弁と違う行政が執行されるには、心配多く思います。いわゆる、このまま承認すれば、何でも発言してどうでもできるんだというような、議会軽視が何か危惧されるんです。それがやがては議会軽視じゃなくて議会無視になっていきはせんかと、この財部市長の市政運営を大変危惧している者の一人でございます。

したがいまして、この専決処分については、もし不承認になっても専決処分の報告でございますから、市民生活には全く影響はございません。そういう意味合いから、財部市長、しっかりやってくださいという意味合いを込めて、猛省を促す意味合いにおいて、これは承認すべきものではないと思います。そういうことを、議長よろしくお取り計らいをいただきたいわけです。

それと、この約束が守られなかったことによって、幾つかの問題が派生してまいりますんで、一応、私が気の付いた分だけを申し述べますんで、これは質問ではございません。こういう問題が出てきますが、市長さんしっかり、あとさばいてくださいという意味でございますから、御回答は結構でございます。

その1点目です。市長さん、あなたは2年間にわたってごみの収集を業者に指示してその収集をさせていながら、その代価、私の積算ではおよそ200万円ぐらいと思いますが、その支払いを、精算を拒否されてしまいました。振り返りますと、その発端は単純な市当局のミスから始まっているんです。それは結構です。言っても始まりません。

もう支払わないんですから、この御迷惑をかけた収集業者に本当に迷惑かけましたと、いや御苦労さま、御苦労かけましたという言葉でも、一言もまだ聞いたことないんです。というのは、支払うつもりがあるからおっしゃらないと書いていたのですが、支払いようがないわけですから、その辺はしっかり礼儀として、市当局の礼儀として処理をお願いします。人間としての処理をお願いします。

2点目です。対馬市は、廃棄物の処理及び清掃に関する条例によってやっておられますが、この第14条によって、処理の手数料をごみ袋の販売によって手数料を徴収しております。この条例によりますと、市が行うごみ処理についてと限定して、手数料の徴収をごみ袋の販売で行っております。ところが、市が行ってないじゃないですか、支払いしてないから。市が行っていないごみの処理のごみ袋の手数料の収入は市のほうに入っているんですね。この処理はどうしますか、周りのですよ。そのごみ袋の代金はどうされるんですか。それはしっかり後で処理してください。

3点目です。市長、この問題の議会でのやり取りの過程で、あなたは私の質問に対しまして、ある時期約束した調査を9カ月間ほったらかしにしてしまって何の報告もなかったです。私がどうなったんですかと責めたら、言葉に窮してしまいました。そして、私に対して、その責任としてしかるべき時期にその職を辞しますとおっしゃいました。もはや何のことだったかわかりませんが。

しかし、その後私はあなたと話して、善処するという言葉をいただいたんで、職を辞すことを次の翌々日ですか、月曜日の開会日に撤回されましたとき、善処されるんですからそれは結構ですと言いましたが、善処されないんですからその言葉は生きてくるんです。しっかりと後の処理をしてください。ここでは要りません。市民の皆さんはこの議場の思いを聞いてますから。市の市報でも何でも、記者会見でも結構です。しっかりとその辺のあなたの処理をされることを、されるはずですからお待ちしておきましょう。

いずれにしても、議長、私はこの専決処分案には承認するわけにはまいりません。しかるべき、お取り計らいよろしくお願いします。

○議長（堀江 政武君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑はないようでございますので、これで承認第1号に対する質疑は終

わります。

次に承認第2号から承認第5号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。5件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。5件は委員会への付託を省略することに決定しました。

暫時休憩します。再開は35分から再開します。

午後3時24分休憩

午後3時35分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

これから、各案ごとに討論採決を行います。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度対馬市一般会計補正予算（第8号））について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。承認第1号は起立によって採決します。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立少数です。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度対馬市一般会計補正予算（第8号））については、承認しないことに決定しました。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算（第4号））について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

承認第2号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。承認第2号は原案のとおり承認されました。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

承認第3号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。承認第3号は原案のとおり承認されました。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号））について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

承認第4号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。承認第4号は原案のとおり承認されました。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

承認第5号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。承認第5号は原案のとおり承認されました。

日程第16. 承認第6号

日程第17. 承認第7号

○議長（堀江 政武君） 日程第16、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例等の一部を改正する条例）及び日程第17、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） ただいま一括議題となりました承認第6号、対馬市税条例等の一部を改正する条例、及び承認第7号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容を御説明申し上げます。

まず、承認第6号、対馬市税条例等の一部を改正する条例につきましては、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認を求めるものであります。

議案書の12ページから21ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、平成26年度税制改正による地方税法の一部を改正する法律等が平成

26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、地域間の財源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、国税である地方法人税が創設されることに伴い、法人市民税の法人税割の制限税率を現行の14.7%を12.1%に改正いたしております。

また、軽自動車税の見直しが行われ、原付、軽二輪及び小型二輪については、平成27年度から標準税率の約1.5倍に、軽四輪車等については平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから、自家用乗用車等については標準税率の1.5倍に、その他の区分の車両については約1.25倍に引き上げられ、なおかつ、平成28年度からは最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率のおおむね20%の重課が導入されることとなっております。

今回の改正では、あわせて附則についても所要の改正が行われております。

なお、附則で、施行期日を平成26年4月1日といたしておりますが、各号に上げる規定は当該各号に定める施行期日を定めております。

続きまして、承認第7号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認を求めるものであります。

今回の条例改正は、平成26年度税制改正により地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案書の24ページをお願いいたします。

改正の主な内容は、国民健康保険税の後期高齢者等支援金課税額に係る課税限度額を現行の「14万円」から「16万円」に、介護給付金課税額に係る課税限度額を現行の「12万円」から「14万円」に引き上げられております。

また、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の世帯となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に世帯主を含めること、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額が現行の「35万円」から「45万円」に引き上げられております。

なお、附則で、施行期日を平成26年4月1日といたしております。

参考資料として配付いたしております、一部改正条例新旧対照表を御参照くださるようお願いをいたします。

以上で、承認第6号及び承認第7号について提案理由と内容の説明を終わります。御審議の上、

御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。これから2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。2件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから2件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

承認第6号及び承認第7号の2件を一括採決します。

承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例等の一部を改正する条例）及び承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の2件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。2件は原案のとおり承認されました。

あらかじめ申し上げます。本日の会議は議事の都合によって延長します。

日程第18. 報告第1号

日程第19. 報告第2号

日程第20. 報告第3号

日程第21. 報告第4号

○議長（堀江 政武君） 日程18、報告第1号、平成25年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第21、報告第4号、平成25年度対馬市水道事業会計繰越計算書についてまでの4件を一括議題とします。

各案について報告を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） 議案書の25ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました報告第1号、平成25年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本案は、平成25年度の一般会計予算で繰越明許費の議決をいただいております80件の事業につきまして、議案書の26ページから29ページに記載いたします繰越計算書のとおり翌年度に繰り越すものでございます。

以上、報告を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） ただいま一括議題となりました報告のうち、報告第2号、平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。議案書の31ページをお願いします。

平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

施設の改修工事に係るものでありまして、施設側との協議により、冬の寒冷時を避けるなど工程等の調整により翌年度へ繰り越すものであります。繰越額につきましては、さきに議決をいただきました範囲内で繰り越しをいたしております。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田 敬一君） ただいま一括して議題となりました議題のうち、報告第3号と報告第4号は、いずれも水道局所管でございますので、続けて御説明申し上げます。

まず、報告第3号、平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の33ページをお願いいたします。

平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰り越しました事業は、1款簡易水道費2項水道建設費の9,569万8,000円で、内訳といたしましては、仁田地区統合簡易水道整備事業6,186万1,000円及び雞知地区簡易水道整備事業3,383万7,000円でございます。

繰り越し理由でございますが、仁田地区統合簡易水道整備事業につきましては、道路改良事業等との兼ね合いから、工程調整に不測の日数を要したことによります。雞知地区簡易水道整備事業につきましては、導水ポンプ所施設用地について採石権が設定されており、その解除に不測の日数を要したためでございます。

続きまして、報告第4号、平成25年度対馬市水道事業会計繰越計算書について御説明いたします。

議案書35ページをお願いいたします。

平成25年度対馬市水道事業会計の建設改良費を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

繰り越しました事業は、1款資本的支出1項建設改良費の8,282万1,000円で、内訳といたしましては、3目簡易水道整備工事費の久和簡易水道基幹改良工事でございます。

繰り越し理由でございますが、久和簡易水道基幹改良工事につきましては、浄水場用地の取得に不測の日数を要したため、翌年度へ繰り越すものであります。

以上、簡単でございますが、報告第3号、報告第4号について説明報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。

これから4件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号から報告第4号までの報告を終わります。

日程第22. 議案第56号

○議長（堀江 政武君） 日程第22、議案第56号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました議案第56号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第1号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、国が推進いたします社会保障税・番号制度、いわゆるマイナンバー制度とっておりますけれども、その導入に係るシステムの改修経費、国境の島を国内外に広くPRし、国内外からの年間を通じた観光客の誘致及び北部振興につなげていくための対馬国境花火大会の開催事業、シイタケの種駒や原木に補助するシイタケ生産推進補助金の追加のほか、比田勝港国際ターミナル建設事業の継続費設定に伴う事業費の減、国の経済対策として、25年度補正（第7号）に前倒しして予算化をしました事業の減などが主なものでございます。

また、このたびの組織改正に伴い、中対馬振興部及び上対馬振興部を内部組織として立ち上げ、本庁部署と同等の取り扱いとしたところでございますが、市民の要望により機動的に対応できるよう、市道、農道をはじめ、河川、公園など施設整備の維持補修費として、両振興部へそれぞれ1,000万円ずつ予算化をしたところでもございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、平成26年度対馬市一般会計補正予算

(第1号)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,150万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ343億6,550万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページにかけて記載をいたしております「第1表 歳入歳出予算補正」とするものでございます。

第2条、継続費につきましては、その経費の総額及び年割額を、6ページ、7ページの「第2表 継続費」によると定めております。これは、比田勝港国際ターミナル建設事業につきまして総額を5億3,780万円、その期間と年割額を、平成26年度3億630万円、27年度2億3,150万円とするものでございます。当初におきまして、平成26年度単年度での事業予定で予算化をしておりましたが、国庫補助金の交付が平成26、27年度の2カ年で交付されることとなったために継続費を設定するものでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の追加、変更、廃止を6ページ、7ページに記載いたします「第3表 地方債補正」によることを定め、地方債の限度額を65億3,390万円としようとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、その主なものを御説明いたします。

予算書の12ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、10款地方交付税は、普通交付税を4,013万2,000円追加いたしております。

14款国庫支出金2項国庫補助金でございますが、1目総務費国庫補助金へ離島活性化交付金5,184万4,000円を追加、社会保障税・番号制度システム整備補助金といたしまして、徴税費へ596万1,000円、住民基本台帳費へ1,445万円を計上、6目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金といたしまして9,990万円の減、8目教育費国庫補助金で、学校施設環境改善交付金、小学校費2,648万4,000円、14ページの中学校費1,504万5,000円をそれぞれ減額いたしております。このことは本年3月の定例会の折に説明いたしましたように、国の経済対策として平成25年度補正予算(第7号)に前倒しして予算化したもので、今回減額するものでございます。

15款県支出金2項県補助金でございますが、1目総務費県補助金へ緊急雇用創出事業臨時特例基金事業交付金3,031万1,000円を追加、4目農林水産業費県補助金へ森林整備加速化・林業再生事業補助金5,817万円が主なものでございます。

18款繰入金2項基金繰入金でございますが、消防出張所移転事業の充当財源を当初予算の段階では振興基金より4,200万円繰り入れる予定でございましたが、離島活性化交付金を充当することといたしたための財源調整でございます。

16ページをお願いいたします。

20款諸収入5項雑入でございますが、コミュニティ助成事業430万円、農地中間管理機構委託金312万円などを含め、836万1,000円を増額いたしております。

21款市債でございますが、それぞれ事業の増減により1億3,290万円を減額いたしております。

続きまして、歳出でございますが、なお、歳出につきましては別途参考資料をお届けをいたしておりますので、あわせてご覧くださいませようをお願いいたします。

予算書の18ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費7目企画費4,583万4,000円でございますが、CATV施設の修繕料として、需用費に修繕料追加といたしまして1,747万2,000円、資料は1ページの上段に概略を説明いたしておりますけれども、国境の島として、国内外からの観光客の増加を図り、北部地域の振興につなげていくことを目的とした対馬国境花火大会開催事業に13節の委託料1,807万2,000円を含め、事業費といたしまして1,980万3,000円を計上いたしております。

また、19節負担金、補助及び交付金へ、長崎県離島振興協議会負担金300万円を追加いたしております。これは長崎県離島振興協議会がメディアを利用し、国境離島の現状などについて、全国に情報発信するキャンペーン事業の一部を負担するものでございます。また、上対馬町太鼓保存会並びに朝鮮通信使行列振興会の備品整備を図るため、コミュニティ助成事業補助金430万円を計上いたしております。

20ページをお願いいたします。

2項徴税费、3項戸籍住民基本台帳費でございますが、マイナンバー制度対応システム整備委託料をそれぞれ894万3,000円、1,445万1,000円を計上いたしております。資料につきましては、1ページの下段並びに2ページの上段を御参照ください。

3款民生費1項社会福祉費につきましては、臨時福祉給付金につきまして、19節負担金、補助及び交付金へ、20節の扶助費から組み替えるものでございます。2項児童福祉費でございますが、13節委託料、子ども・子育て支援新制度対応システム整備に548万1,000円を計上、資料は、2ページの中段でございます。子育て世帯臨時特例給付金につきましても、臨時福祉給付金同様、19節へ組み替えるものでございます。

22ページをお願いいたします。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費につきましては、7節賃金176万4,000円を含む農地中間管理事業委託業務の事業費といたしまして312万円が主なものでございます。資料は、2ページの下段でございます。

予算書の24ページをお願いいたします。

2項林業費でございますが、資料のほうは3ページに説明をいたしております。2目林業振興費13節委託料、森林施業プランナー養成事業に1,101万2,000円、対馬しいたけ後継者・選別作業員育成及び新商品開発事業に3,043万5,000円、19節にしいたけ生産推進補助金4,450万円の追加などが主なものでございます。

3項水産業費でございますが、2目水産業振興費、資料は、3ページの下段でございますが、水産加工の対馬ブランド化推進を図るための島おこし協働隊の活動経費といたしまして、報酬をはじめ432万2,000円、次に資料の4ページ上段に説明いたします、「2014釜山国際水産貿易EXPO」に対馬産水産物を出展する水産物流通拡大事業に350万円、26ページ、3目漁港管理費につきましては、漁港内照明灯のLED化を図るため、15節の工事請負費に200万円、19節の負担金、補助及び交付金に300万円、4目漁港建設費1,300万円の減につきましては、漁港施設整備事業の内容変更によるものでございます。

7款商工費3目観光費につきましては、11節需用費に施設修繕料292万6,000円、28ページ、18節の備品購入費に機械器具の購入118万2,000円などの追加でございます。

8款土木費2項道路橋りょう費、3項河川費につきましては、それぞれ市道、河川等施設の維持補修工事として、15節工事請負費にそれぞれ1,365万円並びに450万円追加をいたしております。4項港湾費2目港湾建設費につきましては、比田勝港国際ターミナル建設事業につきまして、先ほど説明いたしましたとおり、継続費として設定をし、2カ年で実施をするため、15節の工事請負費2億1,720万円減額をいたしております。

30ページをお願いいたします。6項の住宅費でございますが、資料は4ページの下段にございます。

県の事業を受け、住宅のバリアフリー化、省エネ、防災化など、住宅性能向上のためのリフォームを行おうとするものに対し、その一部を助成しようとするもので、事務費を含めまして838万円、それに市営住宅の施設整備に修繕料430万円を追加をいたしております。

9款消防費につきましては、災害時の避難者用の備蓄毛布購入費といたしまして356万4,000円を計上いたしております。

10款教育費2項小学校費並びに32ページの3項中学校費の校舎耐震化工事等でございますが、歳入の項でも説明いたしましたとおり、国の経済対策として平成25年度補正第7号に前倒しをして予算化したものでございまして、今回減額をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議をくださいますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 1点、国際の花火大会についてお伺いをしたいと思います。

この件については、市民の皆様、新聞でご覧になりましたので、いろいろ私もお話を聞いてまいりましたが、あまり芳しいお返事はいただけませんでした。というのも、一つは、島内の交流というか、島内のためのその花火という認識を持っていらっしゃる市民の方が多くて、この点についてはちょっと誤解があったのではないのかなとは思ってますけれども、その点について、本来、島内の花火大会であれば、市民の多くの方は、美津島であれば、いさり火まつりに2,000万円も投入するんだったら50万円でも配ってもらえればよいなという、そういう話は各町で聞かれたと思いますけれども、国際交流ということで、当初実証実験のときには、大型クルーズ船ですか、豪華客船、これが、当時花火のときにタイアップするという、こういう国際交流、かなりの大きな人的交流ということで議会も実証実験にオーケーをしたわけですが、今回、大型クルーズ船につきましては日程が間に合わないということで、非常に残念なことではありますけれども、ただ、私、今まで旅行に携わってた経験から、資料にもあります花火見学ツアーです。大型クルーズ船では日程は間に合わないんでしょうけれども、主催旅行、不特定多数を募集する。これについて、島内と韓国の人を不特定多数に募集して集めると。または、手配旅行です。定期便、または臨時便と通してお客様を集めて旅行すると。この点については、今まで携わった経験で、その旅行の内容によってはかなりの需要があるんじゃないかなと、私は、期待はこの点はしておりますけれども、ただ、今回、この1,980万3,000円の予算を組んで、現在のところ、そんな詳しい行程も何も決まっていない。花火が10月24、25で、国際、釜山のほうであります。一応その次の26日の予定で対馬は鰐浦で予定していると。実際、実証実験でこちらで花火を行って韓国から見えなかったわけですが、そういったお互いに国外から花火を見ようとしているのだから、そういったコンセプトがはっきりしない中で、今現在は決まっていなくても、総務文教委員会にかけられてははっきりしているのかどうかはわかりませんが、こういった危惧しているところは、現在のところ、旅行社とか航路会社にやっぱり旅行をセットしてもらおうのは、市のほうで、こういったことでというイメージを訴えかけないと、決して旅行社も航路会社も、そういった旅行ツアーをセットしてくれないとは思いますが、そういったところ、会社が飛びつくような案は今持ち合わせているんでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） ただいまの議員の御質問でございますが、旅行社とは、昨年12月ぐらいに2社程度と協議をいたしまして、当初予算で議決された場合、その議決後に会社としては、そういう旅行商品をつくっていきたいということで、予算が可決されていない状態で

は何とも組みがたいということの話はあっています。今のところは、さっきも話しましたように、クルーズ船については、ちょっと実施が遅いということで、今のところはクルーズ船については計画がされておられません。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） この2,000万円近くの予算を組んだ割には、もうちょっと精査をして取り組んでいただきたいなとは思っております。総務文教委員会で慎重に審査されると思うんですが、旅行社とか航路会社に丸投げというか、おんぶにだっこという形じゃなくて、どうか、どんなすばらしい旅行にセットできるかというのを訴えられるような、そういった流れ、導線を決めてもらえば、必ずすごいお客さんは集まってこれるものと期待しておりますので、中身をしっかりと煮詰めていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 答弁はいいですね。2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 予算書21ページ、それから、資料の2ページ、子ども・子育て支援新制度対応システム整備事業、ここに548万1,000円ですか予算化されておりますが、この資料を見るだけでは、この事業の内容がどういう内容かということがよくわかりにくいんですが、よかったらもう少し詳しく説明をお願いをいたします。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） お答えいたします。資料の2ページの中段に書かれているような改修委託料でございますが、支給認定、それから、給付費請求に対する審査支払い等、保育料を計算するためのシステムでもございます。一応私が調べているところは、そういうふうなシステムということでございます。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） ここ見ただけでは、改定するというふうに書いてあるんですが、システム全くないものから、今度新制度になるから新しく取り入れるんですか、それとも、従来あったものが制度が変わるから改定するんですか、そのあたりどうですか。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） 従来あったものを改定をいたします。

○議員（2番 小島 徳重君） そうですか。わかりました。

○議長（堀江 政武君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 黒田議員の関連でこの花火大会の件なんですが、金額にして約

2,000万、非常に大きな金額なんです、まず、3点ぐらい、まず、第1点ですけれども、この花火大会をやろうというのはどこから声があがったのかということです。それと、実証事業関係でもこの資料にもありますように、このメンバーはどのようなメンバーかということです。それと、3点目ですけれども、このいただいた資料に、北部対馬の振興策ということであってあります。そして、大きいポイントは2つで、まず、韓国から見える花火大会をするということです。これについては、実証事業でも実験でもあったように非常に見えません。見える条件が非常に限られておる。特に、今PM2.5関係で非常に見えづらくなっております。まず、韓国から見える花火大会ということではできないと思ってもいい。断言できると言えます。それと、この下のほうに、韓国及び国内からの年間を通じた観光客の増加を図ると、年間を通じて、この花火大会で国内の観光客の増加を図るとということです。

これは、先ほど黒田議員も言っていましたように、これでいくとただ単なる島内の花火に終わるわけです。この年間を通じる観光客の増加、花火だけでは一時的な増加になるけれども、じゃあ年間を通してこの花火大会でどのような増加を図るお考えなんですか、その3点。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） まずもって誰の発案なのかということでございますが、当然ながら私市長という立場で、私のこれは発案だと申し上げさせていただきます。

それと検証メンバーっていうお話がありました。見える見えないの時の検証メンバーですか、それとも実行委員会の（「実行委員会の、ごめんなさい」と呼ぶ者あり）実行委員会のことですか。わかりました。それらにつきましては、鱈浦の区の方、それから漁協の組合長、鱈浦のですね。それから上対馬の漁協の参事さんとか、とんちゃん部隊の人とか、以前からあります北の玄関口上対馬推進委員会ですかね、これらの方たち、漁協青壮年部の方、それから観光物産協会の上対馬部会、そしてあとは消防団の方、商工会の方、あと警察、海上保安部等々公的な役所の方たち、23名で構成をされております。

それと、3点目の通年というお話がございました。これを通年ずっと打ち上げるとかいう意味ではなくて、私ども10月に例年釜山のほうで上がっております花火を見るにつけ、釜山っていうところがあれだけの近い距離にあるということを僕らは感じてきたわけでありまして、逆に年に一回でもこちらで上げることによって対馬の近さを韓国の方たちが感じていただくことで、通年観光客の増につながっていくのではないかというふうな思いの通年的な観光増というふうな表現だというふうに理解していただければと思います。

○議長（堀江 政武君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 発案者は市長ということですよ。これは北部地区の花火ということであれば、市長が発案をされてそして当然のごとく北部地区、上対馬などについていろいろ

ろな組織がございますが、そことの会合をもってそして皆さんで決定をしてするのが普通の流れなんです、そのようなプロセスは踏まれたのかというのをですね。

それともう一点なんですけど、今特に北部地区のほうは衰退をしております。やはり地元が元気を出すということは、地元が活力があるんですよ。そしてこの祭り一つとったとしても、今までは舟志にあそこにもみじ街道がございます、そしてもみじ祭りも何十年にわたってしております。これはもう既に中止をしております。そして、ことしは、これも10年以上続いた鱈浦のひとつばたご祭り、これも本年度は中止になっております。

まず、地元の北部の振興を図るということであれば、まず地元が元気にならなきゃいけない。そのためには先ほど申しましたひとつばたご祭り、そしてもみじ祭り、これにもっと力を入れて、まず地元を元気にする、2,000万も使うんだから、もみじ祭りもまた再開をできるわけ、それだけのお金があれば。そういうところで地元から、足元から元気をつけるということが大事じゃないんでしょかね。その2点を。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 申しわけございません。1点目の決定までのプロセスはどうなっているのかということで、あくまで発案でございまして、私のほうは、それを先ほど言いました二十数名の方にこういうのはいかがなものかということで投げ込んで、そして鱈浦地区の方たちをはじめ、やろうというふうなことになったということございまして、あくまでアイデアの提案者ということで、まずもって理解をしていただければと思います。

それと、地元の活力を高めていくためには、既存のイベントに力を入れていった方がいいんじゃないかという2点目のお話でございました。北部の観光の問題でいきますと、いつまでこのお客さんが続くんだろうかというふうな危惧されている部分もよく聞くところであります。そういう意味において、北部における通年的な観光客が落ち込まずに来ていただけるようなイベントを打ち込んでいくことを考えたところでございます。

○議長（堀江 政武君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 市長が発案者だから、それを投げかけてその23名の方にお話をしたということですね。ということは、上対馬地域の方、特に商店街がございますが、そういう方との協議の中で、市長も交えて、発案者だから当然市長が入らんといかんわけですが、そういう各団体の中で、先ほどの説明ですと、主な組織というのは漁協関係ですね。もっと商工会のという話もございましたが、地元の組織関係で組織を立ち上げて、そしてその中で承認をいただいて地域の声を聞いてやるというのが行政だと思いますよ。ただ単に発案者がこれをやれということでの提案のようにありますけども。

それと、そういう予算ですから、まずこういうものは使うべきじゃない、2,000万もあれ

ばほかにもいっぱい困っているところございますよ。そういうところに振りわけのべきだと思います。特に、離島活性化交付金ですから、そういった意味でも意味が大きいと思います。

それと、わざわざ答弁要りませんが、それと3点目ですけど、この花火を仮に打ち上げても、さっき言ったようにまず見えないんですよ。釜山から見えないんです。こういう状況からすると、特に10月ですから見えない。でも、見えるところは海上ならば見えるんですよ。海上であれば、排他的水域——EEZラインがございますが、あの辺まで行けば、真ん中まで行けば花火は見えると思います。特にこの日韓関係は非常に冷え込んでおります。もしこういうものをするとなれば、もっと案を持ってやるべきだと思います。

例えば、この冷え込みを、日韓の冷え込みをどう和らげるのかということであれば、政治的な問題になるわけですが、各政府機関を、担当者を、例えばEEZラインで花火を見せるとか、それによって小売りをして、そして日韓の融和を図るということもできるわけですよ。対馬はその役目を担っておるわけですから、歴史の内からすると、そういうことをやはり考えてやるべきだったと思います。これは非常に無駄遣い。

以上。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 小宮議員のほうから見えないんだからとおっしゃられました。この件につきましては、実証実験の予算を上げた際に、予算を逆に見えるか見えないかを確かめたいからということで私どもも上げたとき、14番議員は「見えるんだからそんなの上げる必要ないじゃないか」というふうな意見をそこで言われたのを私は今思い出したんですけども、そういう意味において、確かに秋と今回3月については雨が降りました。それで、望遠のレンズでかすかに見える程度であったというふうに報告は聞いておりますが、秋ですので、PM2.5の問題、どんなになるかわかりませんが、今まで釜山のほうに対しては私どもは見てたわけですし、できれば向こうのほうからも見てほしいですし、今おっしゃられたように、さまざまな日韓の問題にかかわる国の官僚の方たちが洋上から見てもらうということは、それは一つの案だというふうに思っています。

○議員（14番 小宮 教義君） 最後いいですか。申しわけない。

○議長（堀江 政武君） 最後にもう一回お願いします。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 私は見えると言った記憶はないんですけどね。ただ、立証するということは、こういうこと申し上げたと思いますよ。立証するということはこちらから見えるとき、そういう話したと思います。対馬から釜山の花火が見えるときには、向こうの打ち上げる花火の号級も決まっておるんだから、科学的に分析すると、向こうの土地から対馬を見たときに同様な大きい花火を打ち上げれば、地理的条件が、環境的条件が揃えば見えるんだとお話した

と思いますよ。そういった意味での見えるということをしたと思います。だから、実証実験は要らないんじゃないかという記憶でございますよ。

それと、市長の案ということだからそれでいいけども、しかし、その案を広く生かすためにはやはり地域にもっと根を落として説明をするということを始めなければ、5番議員の淵上議員も言っていたように、やはり勝手な、何とかまでは言いませんけども、そういうふうな形に取られがちになるんじゃないですか。そういうところを考えてやっていただきたいと思います。

以上。

○議長（堀江 政武君） ほかに。ございませんか。5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） 予算書19ページの、小さいことかもしれませんが委託料、各種イベントの開催の委託料はありますが、1,700万、そのほかいろいろな企画に対する朝鮮通信使等のいろいろなことを先ほど説明ありましたが、この委託料の主なもので結構ですから。ちょっと説明。（発言する者あり）この花火だけですか。（発言する者あり）ああ、そうですか、失礼しました。

それじゃあ、関連しまして、この朝鮮通信使の昨年中止をいたしましたね。いろいろ仏像問題等ありまして。そこでちょっと私は気になるのは、予算を計上してそれを各種団体に委託する場合もありましょう。あるいはそのまんま流してしまってお任せの場合もありましょうけども、気になるというのは、委託先というかその事業主体の思いのままに先般の朝鮮通信使行列は中止をしてしまいまして、やむなく市の方向として中止の形になってしまった。予算を使うっていうんですか、各種団体に補助なりする場面において、市のほうとこの大きな外交的な問題等がある場合も含めて、しっかりと中止等の大きな問題については協議をして決定をいただくようなそういうものを前もって私はお話をしておくべきだと思うし、もう一点は対馬市全体のいろいろなビジョンの中でそういう行事はもう少し各種団体が相寄って、私の団体はこういう対馬市の目指す方向のこの部分を一生懸命やります、私は朝鮮通信使のほうで頑張りますというような形の中のもっと大きなそういう団体の組織の中でそれぞれの団体の外交的なものについての先般の朝鮮通信使の中止とかそういうものについては、みんなで協議した中で決めていかんと、一団体の決定が対馬市の決定になってしまつては、方向性が全く揺らいでしまうように感じるんですが、その辺について何か市長、お考えがあったら聞かしてください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私どもが大きな方向性の中で考え方を、これをお願いしたいというふうな案件もあるでしょうし、またその団体のやはり意向というのも汲まざるを得ないような案件もあるんじゃないかなというふうに、今聞いてて思いました。

また、外交にかかわるといふような表現がありました。そういうものについては市の意向とい

うものをもっと反映すればいいんじゃないかというふうに理解をしましたが、外交ゆえに国の意向というのも当然そこには関係してくるし、それらを十分に見極めてことし以降判断をしていきたいというふうに思います。

○議長（堀江 政武君） よろしゅうございますか。5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） 判断は結構なんですよ。だから、その時点で判断するにしやすい状況を補助金等なり交付する時点で、そんな話し合いをして決めていきましょうよという前もつての話し合いが必要だと思うんで、その辺についてどうでしょうかということを行っているんですが、それは判断するのは当然なんです。しかし、その判断がこの間みたいに朝鮮通信使行列振興会ですか、港まつりか知りません。振興会の判断の結果をもって対馬市の判断になってしまつては、ちょっと市の方向として後手後手に回ってしまうんじゃないかという気がしたもんですから、その辺について心配して言ってるんですが。

○議長（堀江 政武君） 答弁は要りますか。

○議員（5番 淵上 清君） 何かあれば。なければどうぞ切り捨てて結構です。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 2点。3ページの、まず島の水産加工マネージャー事業、これは先ほど産業建設常任委員会の委員長報告の中であったものだと思うんですが、島おこし協働隊の辞退があったということですが、このことについて経過、それから3月議会前にこの組織を変えなきゃいけないという形でいろいろ説明もあつてました。その中で、理事長に組合長になっていただいて、その下に強力な人を連れてくるんだという話があつてました。その経過も議会のほうには説明があつてません。どういった形の方を呼んで、これから豊玉振興公社、旧公社ですね、が再生していくんだというような形になっているのか。債権も放棄したわけですから、その辺について、この委員長報告ではあまりその後いい方向に行っていないということもありますので、そのあたりの説明をしていただきたい。

それから、当初資本金500万円では足りないんじゃないかと、もっと積み増さなきゃいけないんじゃないかという意見も出たと思います。しかし、そのまま500万円の資本金で出発して今こういう状況に陥つてるといふことですので、そのあたりの今後どういう形にしようと思つているのか。これは委員会の中には市長は来ませんので、市長の判断ではないと答えられない部分だと思いますので、このあたりを市長のほうから答弁をお願いします。

それから、4ページ、水産物流拡大事業、私はずっと対馬が生き残っていくには貿易が必要だということを言い続けてきてますが、こういう形を進めていくことはいいことだと思います。ただ、その後どういうふうにして輸出を図つていこうとしているのか、巖原からなのか、それとも比田勝港、国際港にしていくための動きがどういうふうに進めていこうとしているのか、その

あたりも、市長じゃないと、委員会のほうでは部長では答えにくいことだと思いますので、市長のほうから答弁をお願いします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 島の水産加工マネージャー事業に関連しまして、以前豊玉振興公社のほうに外部からの人を入れるというふうに話をしておりました。実際、面接まで終わって、そしていろんな加工で全国でやってあった、そして役職、専務でしたか常務でしたか忘れましたが、どっかの会社のそれをやってた方だったんですけども、その方の決定までいったんですけど、最終的にその方が、恐らくいろいろあったのかもしれませんが、最終的に、こちらにお断りをしてこられたという経過がございます。それと、しかし私どもはこの部分についてはどうしても私どもが持たない部分だというふうに認識をしておりますので、しっかりと求めていきたいということで、再募集を今かけてます。かけてる途中でございます。そういうふうなことでやってるというふうに理解ください。

もう一点は、運営費のお話がありました。これらにつきましては、公社のほうがつくってありました新年度の事業計画等々を眺める中で、私どもも翌年度以降といいますか、4月に変わってからそのまま流れていくものだというふうに理解をしておりましたが、5月1日から私どもの職員をそこにに入れて中の精査を再度しております。そういう中、本当で大丈夫なんだろうかという思いは私の中にもよぎって、今脇本議員がおっしゃられるように、以前の議会において議会のほうから御提案いただいてたわけですが、公社のほうから当面自分らの頑張りでここを乗り切っていきたいというふうな申し出があっておることを伝えていきたいと思えます。

それと、輸出のお話がありました。これらにつきましては、7月に釜山のほうで水産貿易EXPOというのがあるということで、そこでの私ども可能性というのを探ってこないといけないというふうに思ってます。

どの地において貿易高を図っていくのかというふうな部分でございますが、先だって釜山のほうで話した貿易業者の方の話によりますと、下関経由でこちらに寄ることが可能だと。そして下関において専門用語ちょっと忘れましたが、在地、（「他所蔵置ね」と呼ぶ者あり）はい、のやり方で、別の場所で、下関のほうで届けをしておくことによってそれも可能だということになりますと、今おっしゃられるように比田勝なりで物事がいくのが最も向こうの輸送する方にとってコストが抑えられる方法だというふうに思っておりますので、それらも含めさまざまな可能性というのを私どもは探ってこないといけないというふうに思っております。よろしいでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） まず島おこし協働隊の件についてなんですが、説明を受けたときにも申し上げましたが、通常のこの島おこし協働隊、若年層を対象としたこの島おこし協働隊だ

けではなく、総務省のほうはシニア世代の島おこし協働隊も考えてるということでした。ですから、そういう形で本当に会社の重要ポストにいらっしゃる、40代ぐらいですね。今まで20代、30代の島おこし協働隊でしたが、そういう人は呼べないのかと、そういう場合には、シニアの場合には報酬も上がるんだということを聞いてました。そして、その際それでも十分な人が雇えない場合、国の予算である報酬プラス対馬市から幾らかでも出してでも優秀な人を雇ってこれないのかという話も私は提案してました。そのことについては検討されたのかどうかお聞かせください。

5月に入って精査した結果、こういうことがわかったと言いますが、今現理事長は豊玉の組合長ですが、それまでは豊玉の地域活性化センター部長が理事長であったはずですよ。それをその後、精査した結果というのは、それはちょっと話がいくらなんでも違うんじゃないかと思えますよ。その前の段階から、やはり理事長が市出身の人であったわけですから、そこでこういう話を出すのはどうかと思います。

それからもう一つ、この輸出、確かに今開港であるところからしか輸出ができないのではなくて、輸出に限っては、輸入は開港しか入れませんが、輸出は開港からあるところによるという手続、他所蔵置の手続を取ればできます。ただ、その際にもやはり税関職員ときちっと配置していただくようなそういう準備が必要です。今現在、ヌタウンギを北部のほうから出そうとしてもなかなか税関職員が不足しているということで、わざわざ厳原までバックして持って行って出さなきゃいけないという状況が起こっているということも市幹部の方々にお伝えしているはずですよ。まずそういうところから市が動いて、少しでも他所蔵置の許可が取りやすくして鮮度の高い魚が出せる、そういう状況をつくり上げていくことがまず大事だと思います。

この釜山国際EXPOとありますが、3年前ですか、よそで万博があったときにこういうことをまずやってくださいという話もしてました。そのとき全くそういう動きがありませんでした。今回はこういう形で重い腰を上げてやっていただけるようです。しっかりと取り組んでください。以上です。

○議長（堀江 政武君） 答弁はいいですね。

ほかに。9番、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） 大分質問も出尽くしたようですから、多分最後になろうかと思いますが、1点だけ市長のほうに、ちょっとこれは非常に納得し難い案件ですので質問したいと思いますけども、今回の予算の中でこの花火大会の件ですけども、こういった大きな事業、予算が伴う事業については、従来から全員協議会、あるいはまたいろんな場でもって協議をなされておるという中で、今月の5日の日に議会運営委員会が開かれております。その翌日には、早速地元誌の長崎新聞にはあたかも決定したかのごとく、これは市民はそう捉えます。確かに内容、その

中には6月定例議会で2,000万円程度の、私は今ここに新聞は持っておりませんが、2,000万円程度の予算計上がされると、活性化交付金を活用するという内容です。しかし、中身は非常に詳しく掲載をされております。市民のあの新聞の見ようによっては、もう既に鰯浦で花火大会があるんだというふうに理解をされている方が少なくありません。ましてや、今この花火については非常に市民からも賛否があります。議会の中での賛否があります。ましてや、この事業は10月25日から27日ですか、そういったまだ10月の事業です、これは、もちろん、それは予算が通れば花火の購入もありましようけども、議会が終わるのは19日の予定です。議会が終わってからでも遅くない。ましてや、これは総務委員会に今からは付託をされる案件です。どうなるかわからない。確かにそれは報道機関は早く、目玉事業ですから掲載をしたいというのわかります。しかし、市の基本的な考え方が、議会運営委員会が終われば報道機関にそれをお知らせするという姿勢では、一般通常的な分についてはそこまでは言いませんけども、今回のこの花火についてはいろんな議論があるということは、市長、あなたも十分わかっているはずですよ。あなたはやりたいでしょうけども、いろんな意見が出ていることも事実です。市長自身も、これは市民からのいろんな反応というの、私どもに聞こえるわけですから、あなたに聞こえないはずがない。市長がやりたいがために、何か前にだけ進んでおる。いうふうな気がしてなりません。

今回、私が質問をするのは、今後もこのような大きな、特に予算が伴う賛否両論出るような事業についても、同じように議会運営委員会が終了すれば記者発表をするという方針をとられるのか。そうすると、議会運営委員会の後に議会が開かれるわけですから、予算がどうなるかわからない、しかし市民には出てしまっていると、非常に矛盾を感じます。それは中身、その紙面の中身は一応6月定例議会で提案をするという中身にはなってますけども、あの中身を見るとそれはほんの数行です。先ほど言いました、交付金を活用するまでの間というのは、ただの数行ですよ。それ以外は具体的に中身が書いてあります。だから、私が言いたいのは、やはり議会運営委員会が終わってすぐさま記者発表をするのではなくて、これは議会運営委員会の中には当然委員長に報道機関のほうから中に入って傍聴していいかという相談もあります。それは委員長の判断でされるわけですけども、いずれにしても予算を伴うこのような市民の賛否が出るような事業については、やはり私は記者発表すべきではない。もう少し慎重にやられるべきだというふうに思いますが、市長は今後もこのようなことを継承していくつもりなのか、お尋ねをいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） マスコミへ予算等を流すということにつきましては、今まで全ての予算において議運の終了後にマスコミの皆様方に流してきたわけでごさいます、それが不文律となって今までやってきました。このことで改めて記者発表をしているというわけでは、取り立ててそれをやっているわけではありません。俗に言うぶら下りの取材の中で私のほうにコメント

を求められたところであります。

今後もそうするのかということではありますが、それにつきましては議会の皆様が予算については初日まで出すなどおっしゃられれば私どもは出しませんが、しかし恐らくマスコミのほうからまたいろいろあろうかとも思います。それらもじっくり考えて判断が必要なんではないかと思えます。

○議長（堀江 政武君） 9番、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） 非常に何か歯切れの悪い答弁ですけども、いずれにしましても、これ悪く考えると、何か予算が通る前に市民にこれを先に公表してしまってそして市民に先に理解を求める、そうとられても仕方ないわけですよ。この花火大会は10月の話ですから、だから議会が19日に終わってから後でも遅くはない。そして少なくとも今回も新聞記事の中では「きちっとした担当部局の話によると」、と明記までされておる。だから、それがそこまで内容を詳しくということになると、それは市民は当然のことながらもうこれを実施されるものと思いついてでもしょうがないと。それは市民の立場に立てばそういうふうにとりますよ。ですから、もうこれ以上言いませんけれども、再考できるものなら、特にこのような重要な議案については、予算が伴う議案については、今後は十分検討して慎重に対処されることをお願いをして、質問を終わります。

○議長（堀江 政武君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第56号は、配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

暫時休憩します。開会は5時10分からします。

午後4時59分休憩

午後5時09分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

日程第23. 議案第57号

○議長（堀江 政武君） 日程第23、議案第57号、平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、多田満國君。

○中対馬振興部長（多田 満國君） ただいま議題となりました、議案第57号、平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由とその内容について御説

明を申し上げます。

今回の補正は、対馬市市営樽ヶ浜仁位航路の主要船舶ニューとよたまに替わります船舶の建造に係るプロポーザル評価委員会の経費の補正が主なものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条、第1項歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,242万3,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの第1表「歳入歳出予算補正による」とするものであります。

まず、歳入について御説明申し上げます。8ページ、9ページをお願いいたします。

4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を59万7,000円追加しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。10ページ、11ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、評価委員会委員報酬及び費用弁償等で56万2,000円追加、2款1項施設費1目施設管理費は、通信用の機械器具費の購入費として3万5,000円を追加するものであります。

12ページ、13ページに補正予算給与費明細書を添付いたしております。

以上、簡単であります。説明を終わります。御審議の上御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。質疑を行います、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。議案第57号について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第58号

○議長（堀江 政武君） 日程第24、議案第58号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） ただいま議題となりました、議案第58号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案集37ページをお願いいたします。

このたびの改正は、昨年8月に京都福知山の花火大会で発生いたしました出店での爆発事故を受け、平成25年12月に消防法施行令で定める火気器具等の取扱いに係る条例制定基準が見直されたことから、所要の改正を行おうとするものでございます。

条例改正の主な内容でございますが、祭りや花火大会など、多数の市民が集まる催しで火気器具を取り扱う出店の場合にはそれぞれ消火器を準備することとし、催しが一定規模を超える大規模なものである場合は、主催者の義務として消火・通報・避難に係る計画を策定し届け出ることを定め、届け出義務に違反した場合の罰則を設けるものでございます。

なお、大規模な催しの出店につきましては、出店が100店舗以上などの指定要件を別に定め運用する予定でございます。

近年の本市における催しでは、最大規模の出店数がおよそ50から60件でございますが、届け出義務規定につきましては、将来的変化に備えて条例改正をお願いするものであります。

附則に、施行期日を定め、参考資料として新旧対照表を添えております。

大変簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。議案第58号について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第59号

日程第26. 議案第60号

日程第27. 議案第61号

日程第28. 議案第62号

○議長（堀江 政武君） 日程第25、議案第59号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬ヶ浦地区）から、日程第28、議案第62号、海岸保全区域内公有水面の埋め立てについて（貝鮎海岸）までの4件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） ただいま、一括議題となりました議案第59号につきまして、提案理由とその内容について御説明いたします。

議案集の41ページをお願いいたします。

議案第59号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬ヶ浦地区）でございますが、地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するものでございます。

本件は、長崎県が整備をいたしました仁田港改修工事に伴い、港湾施設用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を、上県町犬ヶ浦字在家及び下在家に編入しようとするものでございます。土地の位置につきましては、位置図、字図を添付し黒塗りで表示をしている部分でございますが、上県町犬ヶ浦字在家2、201の17、201の20及び201の21地先並びに犬ヶ浦下在家329の12地先で、面積は4,039.65平方メートルの土地でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 建設部長、西村圭司君。

○建設部長（西村 圭司君） ただいま一括議題となりました議案第60号及び62号の2議案につきましては、建設部所管となりますので、その提案理由とその内容について説明申し上げます。

はじめに、議案第60号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、竹敷地区でございますが、議案書の47ページをお願いします。

本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法

260条第1項の規定により、字の区域を変更するために議会の議決をお願いするものでございます。

本件は、長崎県が事業主体で施工しました竹敷港改修事業に伴い、港湾施設用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、その土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を美津島町竹敷赤崎に編入しようとするものでございます。土地の位置につきましては、添付しております議案書48ページの位置図、50ページの字図の黒塗りで表示している部分でございますが、美津島町竹敷赤崎4の218番、4の219番、4の229番及び4の340番の地先で、面積1573.94平方メートルの土地でございます。

続きまして、議案第62号海岸保全区域内公有水面の埋立てについて、貝鮒海岸の提案理由の説明を申し上げます。

追加で配付させていただいております議案書の1ページをお願いします。

本議案は、長崎県が事業主体で整備を進めております貝鮒海岸、防災安全海岸老朽化対策事業に伴う公有水面埋立免許出願に係る意見について、異議のない旨長崎県知事に答申するため、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

埋め立ての必要性については、追加配付議案書4ページの埋立必要理由書のとおり、貝鮒集落地全面の既設護岸は、昭和56年から58年に整備された鋼管杭式護岸で鋼管杭の腐食と老朽化により損壊の危険性が高いことから、今回重力式護岸に改良するため、埋立申請の出願をするもので、埋め立て面積は、追加配付議案書6ページの位置図、7ページの実測平面図の黒く塗りつぶしている部分、988.57平方メートルでございます。

以上、簡単でございますが、議案第60号及び62号の提案理由について説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） ただいま一括議題となりました、議案のうち、議案第61号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（佐賀地区）につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案書53ページをお願いいたします。

本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法260条第1項の規定により、字の区域を変更するものでございます。

本件は、長崎県が施工いたしました佐賀漁港整備事業におきまして、岸壁敷、護岸敷、船揚げ場敷、道路敷及び施設用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を峰町佐賀字白江に編入するものでございます。土地の位置につきましては、位置図、地図を添付し塗りで表示をしている部分でございます。峰

町佐賀字白江739の7、745の4及び745の6並びに745の6に隣接する道路地先で、面積11,858.18平方メートルの土地でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。これから4件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております4件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。4件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。4件に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。議案第59号から議案第62号までの4件を一括採決します。議案第59号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（犬ヶ浦地区）、議案第60号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（竹敷地区）、議案第61号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（佐賀地区）、議案第62号、海岸保全区域内公有水面の埋立てについて（貝鮎海岸）この4件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。4件は、原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第63号

日程第30. 議案第64号

○議長（堀江 政武君） 日程第29、議案第63号、工事請負契約の締結について及び日程第30、議案第64号、財産取得契約の締結についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） ただいま一括して議題となりました議案第63及び第64号の2案につきましては、消防本部の所管でございますので、その提案理由と内容を続けて御説明申し上げます。

追加配布の議案集 9 ページをお願いいたします。

まず、議案第 6 3 号、工事請負契約の締結についてでございますが、本案は消防本部が整備を進めております高機能消防指令センター整備工事に係る工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、5 社を指名いたしておりましたが、1 社の辞退がありましたので、去る 5 月 2 7 日、残り 4 社によりまず制限付き一般競争入札を執行いたしました結果、扶桑電通株式会社九州支店、執行役員支店長、佐藤昭氏が、2 億 6, 5 5 0 万円で落札されましたので、消費税相当額を加算した 2 億 8, 6 7 4 万円で、6 月 2 日に同市を相手方とした工事請負仮契約を締結いたしております。ここに、本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

このたびの工事概要でございますが、現在、消防で使っております 1 1 9 受信設備と出動に係る指令管制装置等全般をデジタル対応化させた上で更新するとともに、記憶媒体等を拡充し 1 1 9 の発信位置を補足できる装置を導入するなどの工事で、これにより指令業務の高度化を図り消防活動の確実性を高めてまいりたいと考えております。

続きまして、議案第 6 4 号、財産取得契約の締結についてでございます。

追加配付の議案集 1 3 ページのほうをお願いいたします。

本案は、消防本部が導入いたします泡消火薬剤を積載した車両である化学車の取得契約の締結であります。

入札につきましては、去る 6 月 3 日に、5 社によりまず指名競争入札を執行いたしました結果、(株) ヤナセファイテック、代表取締役、梁瀬義行氏が、4, 1 5 0 万円で落札いたしましたので、消費税相当額を加算した 4, 4 8 2 万円で 6 月 6 日に同市を相手方とした財産取得仮契約を締結いたしております。ここに、本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

今回購入いたします化学車は、危険物火災に対応するものでありますが、船舶火災、車両火災のほか、積載水による建物火災等にも対応可能であり、火災現場における化学車への継続的給水については消防団と合同訓練を重ね、より高度な活用を図りたいと考えております。

大変簡単でございますが、議案第 6 3 号及び 6 4 号の提案理由の説明を終わります。御審議の上御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。これから 2 件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております2件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。議案第63号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。議案第63号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。議案第64号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

明日は、定刻より本会議を開き市政一般質問を行います。本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後5時33分散会

平成26年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第2日)

平成26年6月11日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成26年6月11日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(21名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 小宮 教義君	14番 初村 久藏君
15番 大浦 孝司君	16番 小川 廣康君
17番 大部 初幸君	18番 兵頭 栄君
19番 作元 義文君	20番 山本 輝昭君
21番 堀江 政武君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲川 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	根ノ 英夫君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	中村 三喜君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。報告します。大部初幸君より遅刻の申し出があつております。

ただいまから議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（堀江 政武君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は4人を予定しております。それでは、届け出順に発言を許します。2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 皆さん、おはようございます。会派つしまの小島徳重でございます。本定例会一般質問のトップバッターとして登壇させていただく機会を得ましたことに感謝申し上げます。

質問に先立ち、昨日就任されました堀江議長にお祝いの言葉を申し上げます。議長御就任おめでとうございます。

○議長（堀江 政武君） ありがとうございます。

○議員（2番 小島 徳重君） 市民基本条例10条にうたわれていますよう、議会が市政の意思決定機関、市政運営の監視機関としての役割を果たせるよう、存分にリーダーシップを発揮なさってください。

退任なされた前作元議長におかれましては、長年にわたり対馬市議会の長として、円滑な議会運営、諸課題の解決に御尽力なされました。その御労苦に敬意を表しますとともに、今後とも、議長経験者としての豊富な経験をもとに御指導賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、私、この1年間、「聞きます市民の声、届けます市議会へ、生かします市政に」をモットーに議員活動を行ってきました。市民の皆さんの声は多様であり、市民の思いを議会に十分に伝えることができたか、また、市政に反映することができたか自問し、初心に返り、この場に立っています。

それでは、通告に従い、3項目お尋ねいたします。

1項目め、戦争遺跡の調査、保存、活用についてお尋ねいたします。

対馬には、明治以降、国策として築造された砲台群等、戦争遺跡、あるいは軍事遺跡と呼ばれることもあります。戦争遺跡が数多く存在します。

これらの戦争遺跡は、対馬が東シナ海と日本海を結ぶ海防上の要に位置することから、日清・日露戦争に備え、明治政府が島全体を要塞化したことに始まります。対馬要塞群は、我が国の近代史において、国防上、重要な役割を果たした戦跡であるとともに、土木工学上の価値が高い近代化遺産でもあり、対馬にとって貴重な文化財であります。

昨日、国境離島特別委員会の報告の中で、長委員長が強調されたとおり、対馬市が目指す国境離島特別措置法の制定に向けた取り組みを強力に推進する上でも、対馬要塞が果たした歴史的役割に焦点を当て、対馬の存在を大いにアピールすべきだと思います。

遺跡の多くは100年以上の長年の風化で損傷し、中には公共事業等の影響で破損したのものもあります。早急に調査し、文化財に指定の上、保存し、観光資源としても大いに活用すべきであ

ると思います。教育委員会並びに必要なによっては市長の見解を求めます。

2項目め、対馬市の人口減少対策についてお尋ねいたします。

対馬市の人口は、昭和35年の6万9,556人をピークに減少の一途をたどり、平成22年の国勢調査では、3万4,407人。本年5月末の住民基本台帳上は3万3,000人余りとなっています。50年間で半減し、合併後10年間でも、8,000人程度減少しています。推計調査によると、今後も減少に歯止めがかからないとの予測がなされています。

日本創成会議が5月に発表した推計によると、2040年の対馬市の人口は1万4,076人と、これまでの人口問題研究所の2035年時点での推計2万2,730人をさらに下回るショッキングな数字が出されています。日本創成会議の推計は、特に20歳代、30歳代の子供を生む中心となる若年女性にスポットを当てたもので、その年齢層の減少率が顕著で、現在、対馬市で2,792人いる若年女性が約4分の1の691人にまで減少することが推計されています。若年女性の急激な減少は、人口の再生産力の低下となり、経済活動が縮小し、将来の対馬での地域社会の展望が開けないという厳しい現実に向直面することになります。創成会議は、若年女性の減少率が50%を超える896自治体を消滅可能性都市と名づけ、地域が崩壊するおそれがあると指摘しています。減少率が75.2%の対馬市も、残念ながら、その中に入っています。対馬市の人口減少の現在の大きな要因として、若者を中心に島外流出に歯止めがかからないこと、島内に残った若者に未婚者が多いことの2点が上げられます。

対馬市は、新市計画の中で、減少傾向が続く中で、あえて平成31年の総人口の目標を3万6,000人と設定というか、定めて目標とされております。その実現に向けて、どのような対策が実施されているか、特に、若者の定住策、結婚支援策について具体的な答弁をお願いします。

3項目めは、厳原港停泊中の韓国高速客船による環境汚染についてお尋ねします。

韓国からのある定期高速客船が厳原港に停泊中、長時間にわたりエンジンを作動させっ放しで、海面の汚染、大気汚染、騒音による環境悪化を引き起こしているのではないかと疑われます。このことについては、県環境部自然環境課が2月3日に厳原で開催した「長崎県生物多様性保全戦略」見直しの意見交換会において、市民からも指摘がなされています。意見交換会の新聞報道を受けて、3月7日の対馬新聞に読者の声として、「対馬の環境破壊を憂う」との厳原地区住民からの投書が掲載されています。その中で、官公庁の見解をお尋ねしたい旨の記載がなされていました。

また、県議会3月定例会においても取り上げられていますが、5月末現在、私が知り得るところ、状況が改善された様子は見当たりません。早急な対応が必要であると思いますが、対馬市、長崎県は実態をどのように捉え、どのような政策をとられているか、お尋ねします。

以上3点、市長はじめ執行機関の皆様には、簡潔明瞭で、市民が納得いく御答弁をお願いいた

します。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） おはようございます。小島議員の御質問にお答えを、私のほうから、まずさせていただきます。

議員御指摘のとおり、対馬は国境の島として国防上重要な役割を果たしてまいりました。遠く飛鳥時代の西暦667年に朝鮮式山城である金田城が築かれ、また明治に入って東京湾に次いで、日本で2番目となる芋崎砲台ほか4つの砲台が対馬で築造されるなど、時代は移っても、防衛上の対馬の重要性は変わらないどころか、昨今の国際情勢を考えれば、ますます重要性を増しているとも言われております。

さて、御質問の軍事遺跡の調査、保存、活用についてであります。軍事遺跡の代表的なものとして砲台跡があります。先ほど申し上げましたように、日本で2番目に砲台が4カ所設置されたのはじめ、その後、第2期、第3期とあわせて31カ所に築造され、弾薬庫などの附属施設とともに、その多くが残っております。

砲台跡のほかにも、美津島町の竹敷に旧海軍要港部跡がございます。これらの遺跡は築造時期が明治以降であります。県内において、明治以降につくられたもので、文化財指定を受けているものは、長崎市の旧香港上海銀行長崎支店、佐世保市の旧佐世保無線電信所等、歴史上、学術上、価値が高く、希少なものの数例であります。

本市の砲台跡遺跡については、歴史上、学術上の価値は認められるものの、現時点においては戦争遺跡という側面や埋蔵文化財の範囲基準も考慮すると、軍事遺産を文化財として扱い指定するには、時間をかけた十分な熟慮が必要ではないかと考えております。

ただ、竹敷の旧海軍要港部跡については、社団法人土木学会の日本の近代土木遺産においてAランクに指定されているほか、長崎県教育委員会が発行しております長崎県の近代化遺産にも掲載されるなど、その価値は広く知られているところであり、平成21年度の対馬市文化財保護審議会においても議題に上がり、当時の委員による現地視察も行われております。その時点では、所有者の意向と条件整備が整っていないこともあり、継続して議論していくことを申し合わせ、現在に至っているところであります。

近年、市観光物産協会の観光パンフレットで砲台群が紹介され、また、砲台跡をメインとしたウォーキングイベントが開催されるなど、市民や観光客の関心も高まってきております。

いずれにいたしましても、これらの遺跡は貴重な近代化遺産であり、市民や観光客が安心して見学できる施設については、本市の観光資源として有効なものではないかと考えています。また、子供たちへの平和学習等の場としての活用も考えられるのではないかと考えています。今後は、地権者や地域の意向及び文化財保護審議会の委員の方々などの御意見等を伺いながら、検討して

いきたいと考えております。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。小島議員さんの質問に答えさせていただきます。

1点目の軍事遺跡のある意味、活用の分野になるわけですが、これら遺跡に対しましては、市及び観光物産協会では、平成23年度に緊急雇用創出支援事業というものを活用し、若干であります。手を入れれば、安全に見学等ができる上見坂、姫神、郷山の3カ所につきまして立木の伐採や除草作業を行い、さらに、「対馬要塞まるわかりガイドブック」を3,000部作成し、マニア向けに発信するとともに、観光物産協会ホームページのほうにも、掲載をし、観光客の方々に御利用いただいているところであります。

なお、今年度に入り、福岡の旅行社が6月から8月のウオーキングツアーとして、上見坂と姫神をめぐる対馬要塞ウオーキングを企画していただき、6月12日から7月27日の間、全11回のツアーが行われる予定でございます。しかしながら、所有権の問題、それから施設周辺の除草、清掃など、維持管理の面での課題もあり、地権者や地区との調整を図っていきたいと考えております。

なお、これ以外にも、眺望や雰囲気の良いところもございますが、道路の未整備、老朽化等による危険物件、それから所有権の問題など、さまざまございますので、比較的安全に見学できるところを中心に観光資源として活用していきたいと思っております。

次に、2点目の人口減少対策についてでございますが、若者の、特に定住対策の件がございました。これにつきましては、先ほど、日本創成会議の報道を通しての数値のお話がありました。現在、地方自治体が1,718自治体ございますが、そのうち896の市町村で、先ほどおっしゃられましたように、20代から30代の女性が5割以上減ることによって、1万人未満の人口になるのが、そのうち523市町村があるというふうな、とてもショッキングな内容です。さらには、その報道の中には、消滅するおそれさえもあるみたいな表現がございました。この報道は報道としまして、私ども、そこに向かって政策をどう打ち込んでいくのかということが、すごく重要なことだろうというふうに思っております。

本市の人口減少のこの要因という部分につきましては、合併後の厳しい財政状況から公共事業の抑制により、水産業や農業などとの兼業世帯が多い現状で、新たな雇用の場を創出できなかったことが原因の一つと捉えております。加えて、水産業における燃油の高騰、魚価の低迷、林業においては材価の低迷と、厳しい状況と相まって若者の大学や専門学校への進学率も高まり、第1次産業への就業離れというものが大きな要因と考えております。

本市におきましては、このような状況の中、平成21年度から公共事業等の拡大、さらに緊急雇用創出事業等による雇用の場の確保など、一定の効果は見られたものの、若者をはじめとした

労働力の島外流出には、歯止めをかけることには至っておりません。

また、23年度から始めました島おこし協働隊による地域おこし、地域の資源を活用した起業化に向けた取り組みで、1期生5名のうち4名が現時点において定住をしております。

また、平成25年度からの域学連携による地域づくり事業において、外部から目線による新たな魅力の発見、地域課題の解決、地域の活性化のための基盤づくりを進めております。

今後の取り組みとしましては、第1次産業である水産業、林業、農業のそれぞれの強い基盤づくりや、新しい担い手を生み出す環境づくりのための支援の強化を継続して行っていきたいと考えます。

次に、観光産業においては、韓国人観光客は、対馬独自の観光産業にとって、雇用の場をつくり出す機会創出のシーズであります。さきに申しました域学連携による都市部からの交流人口の拡大を図るため、今年度、域学連携地域づくり推進計画を策定し、都市部大学の研究フィールドとして、さらなる受け入れ強化を図り、元気な地域を維持していくとともに、対馬ファンとなってもらふことで、その後の定住を促していきたいと考えます。

また、先ほど申しました島おこし協働隊制度におきましても、継続して行い、2期生、3期生の定住を促す環境づくりを行ってまいりたいと考えます。

また、本年度より第2次対馬市総合計画の策定に取り組んでおりますが、地域マネージャー、外部及び内部の集落支援員を中心とし、地域の魅力や宝の発掘をはじめ地域の大切な資源の活用方法、地域としてのかかわり、地域の将来ビジョンを網羅した地域づくり計画を策定し、総合計画へ反映させ、実行していくことで、各集落が維持できる仕組みを構築していくこととしております。各地域の資源や魅力を生かした地域間連携によるなりわい、産業づくりについても、取りまとめ、総合計画に反映させ、実行していくことで、雇用機会の拡大による定住促進を図っていくことと考えておるところであります。

また、政府におきましては、この人口減少や高齢化で厳しい財政状況が続く地方に対し今国会で成長戦略プランが発表されることとなっており、その大きな柱である「地方の元気創造プラン事業」が拡充される見込みであります。先ほどから申し上げております、地域資源を活用して、そして地域密着型企業を多く立ち上げ、多くの雇用を生み、地域経済を活性化させる施策であります。そして来年度からは、これらの事業によって実績を上げた自治体に交付税の加算規模の拡充が検討をされており、今月下旬発表予定の骨太方針に盛り込まれる予定であります。現在、関係部局へ、制度の流し込み、説明会等を実施をしており、対馬市として早期に取り組みが始められるようにしていきたいと考えております。

最後に、地理的不利条件により、要因の是正につきましては、国境離島である対馬市において、さきに述べましたが、みずからの創意工夫による努力のみでは到底解決できないものであること

から、国土保全の観点及び国境離島の振興策について、皆様方と国境離島特別措置法の制定に向かって働きかけを行っているというふうに御理解いただければと思います。

次に、この人口減少における結婚支援策のお話がありました。対馬市では社会福祉協議会が主体となり、平成22年度より長崎県の制度を活用し、独身男女の出会いの場を提供するイベントを毎年数回、対馬会場及び福岡会場などで実施をしております。

なお、平成26年度から、県の補助対象外事業に対し市の補助金を支出するよう予算化しております。

また、県においては、離島過疎地域での出会いの場の提供のためのイベント補助や婚活サポーターの養成、婚活講座や結婚支援フォーラムの開催などに取り組んでおります。今後も対馬市社会福祉協議会を中心に、晩婚化や未婚率の上昇に歯止めをかけるため、結婚を希望する独身男女に対し、イベントの開催などを継続して実施をしていきます。若者の出会いと結婚を支援していきたいと考えます。また、島おこし協働隊制度を活用し、縁結びのブライダルコーディネーター業務を構築するのも、一つの方法なんではないかというふうにも考えておりますので、今後検討をしていきたいと思っております。

次に、大項目の3点目でございますが、厳原港接岸中の韓国高速船による環境悪化の問題でございます。

これにつきましては、高速船が接岸後、停泊中に船内の電気機器を稼働するために必要な電源供給用の補う補機、発電機を稼働中に発生する騒音等の問題であると理解をしております。この韓国高速船のうち、株式会社大亜高速海運所有の「オーシャンフラワー」につきましては、停泊中に電源供給用の補機、発電機の排気口を沖側といいますか、のほうに向けるため、騒音等の問題は発生をしていないものと判断をしております。

また、未来高速株式会社所有の「コビー」については、停泊中に電源供給用の補機、発電機の排気口を逆に陸側、国内ターミナル側に向けるために、このような問題が発生しているのではないかと認識をしております。この問題につきましては、コビーは毎週火曜のみを運休し、週6回、9時55分に入港をし、16時30分に出航しますので、約6時間30分の間、厳原港へ停泊をします。週6日間のうち、コビーはオーシャンフラワーよりも先に入港するため、オーシャンフラワー入港時には対岸の久田の岸壁のほうに移動しますので、騒音は発生はしておりますけども、(発言する者あり) どのように、これを。

今の騒音の話、それから海洋汚染の話、大気汚染の話等もございます。これらにつきましては、それぞれ私どもも調べてるのもあります。県も調査をしてるのもあります。そして、県も調査がされてない部分もございます。大気汚染等についてはですね。これから、県より、厳原港湾の管理というものは、当然市が委託をされております関係上、振興局のほうに確認をしましたところ、

このような問題については把握をしており、現在検討中であるとのことでございます。市といたしましては、コビーに関しまして、週3日間の停泊中、騒音等の問題が発生している状況を会社のほうに御理解いただき、巖原港に入港する際、全便を久田岸壁のほうに移動の協力をお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） まず、戦争遺跡についての取り扱いについてですけれども、教育長お答えいただいたとおりで、内容的に十分遺跡の重要性を把握していただいているわけですが、それで、その遺跡の存在、重要性は認識してあるけれども、今のところ、文化財には指定するのには、ちょっと時期的に尚早というか、そういうお考えだというふうに基本的に受け取りましたけど、そういうことでよろしいですか。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 時期尚早ということも少しはあるかもしれませんが、私としては、先ほど申しましたような幾つかの理由で、慎重に文化財審議委員会のメンバーの方々と検討していくということで、考えております。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） ぜひ、その検討を重ねていただきたい。なぜ、私がこのことを取り上げたかと申しますと、文化財に指定をされていたり、あるいは、行政がもっとしっかり把握をしてあれば、遺跡の破壊とかが起こらないんじゃないかという事例を一つ挙げたいと思います。

教育長には、資料、写真を別に渡していますけど、この写真は、いわゆる美津島町緒方地区のほうにある三浦湾の防御をするためにつくられた折瀬鼻砲台です。この写真を見ていただくとわかりますように、これは、もともとの砲台は、ここをぐるっと岸壁が取り囲んで砲台があったんですね。ところが、これが、平成8年から18年に防波堤が内側に築かれたんです。この遺跡よりも内側です。その防波堤というのは、この写真では、ここに写っています。薄くですね。つまり、この位置関係を示すと、こういうふうになるんですよ。これが、いわゆる対馬海峡側、東水道ですね。ここに防波堤が築かれたために、反射波がはね返って、ここの砲台がもう崩壊寸前です。この防波堤の工事そのものは、国の事業で進められた。このようなことが、まだほかにもあります。美津島の雞知、昼ヶ浦線のところに大平砲台というのがあるんですが、ここは美津島町時代に町道を築いたときに、文化財だというか、遺跡だということに気がつかないのか、ついていたのか、わかりませんが、そこの間を、砲台の間を道路がつけられています。それで、教育長おっしゃったように、東京湾を防御するために、明治の初期、20年前後に砲台がつくら

れた。その次に対馬が2番目につくられたんですね。それぐらい対馬がやはり国防上重要な位置だということを示しているのが、これらの31の砲台群やあるいは竹敷の要港部の施設ですね。万関水道もそうですね。その一環です。それらのものが文化財に指定するかしらないかは、それぞれの自治体の考えがあるんですけども、早くされておけば、こういうことは起きてないわけです。

それで、今県内では、長崎と佐世保の1件ずつということでおっしゃいました。全国的な数字を申し上げておきます。戦争文化財の指定が平成12年時点で、国指定が21件、県指定が15件、市の指定が88件、合計124件あります。それから、国の登録文化財と言われるのが63件、市町の登録が13、北海道が3件、道としてやっています。北海道の登録されたのは何かというと、函館砲台です。函館、津軽海峡を通る船を対馬と同じように、やはりこれはロシアを仮想敵国として、日露戦争の準備するためにつくった砲台。これは6基しかありません。砲台は、その6基の砲台を、市の函館市が調査をして北海道が文化財として登録をしています。対馬は31あるわけですよ。そして、竹敷の要港部のAランクの指定。Aランクというのは、国の文化財でいえば、重要文化財に当たるぐらいと言われていています。だから、万関の水道も含め砲台群も含め、対馬全体が要塞として明治の時代に、国に国防上重要な役割を果たしたわけです。だから、そういう意味では、一つ一つ取り上げるよりも、やはり、対馬全体として、ぜひ、教育委員会あるいは市長部局、御検討いただいて、文化財としての早急な指定、そして保存、そして、先ほど市長がおっしゃった観光資源としても十分生かせるわけです。

観光資源として、対馬、これだけの国防上、対馬が重要な役割を果たしたということがアピールできれば、これは国境離島の制定にもですね、対馬がなかったら日露戦争にも勝ってないんだよと。先ほど言われた、このリーフレット。これは観光物産協会がつくったものです。これ見てください。戦わずして勝つために。いわゆる抑止力として対馬が重要な役割を果たしたわけです。そして、第2次世界大戦終了まで、対馬は要塞の島としてベールに覆われて道路の開発もおくれた。意識的に軍は道路も、国防上必要な分だけしかつくらなかつたわけですから。そういうことが、今の道路行政のおくれにもつながっているわけです。そういう意味で、ぜひ、このことについては、教育委員会、市長部局、一体となって、もう少しローズアップしていただきたいと、そのことをお願いをして、このことは切りたいと思います。

それから、人口減少対策につきまして、このことにつきましては、市長おっしゃったように、いろんな施策、取り組みをしてあります。だから、今、人口は減少する中で、あえて平成31年には3万6,000人ということを目指したい、目標としたいということで、打ち出してあることについては、私は、これは、ある意味で、行政としては必要なことだと思います。減少しているから、それを食い止めるだけの施策じゃなくて、大きな目標を持って取り組んであることには、ぜひ、それが成就するように、今述べられたような施策を具体的にやっぴり実施していただきたい

いと思うんです。

私は、きょうは、ちょっと違う視点で提言をしたいと思います。

これは対馬市の人口の移動をですね、図表にあらわしてみました。これは平成12年と17年。それから22年の国勢調査をもとに市の担当者から資料をいただいたものを私なりに作成しました。これ多分、市役所はパソコンで、すぐ操作すれば、グラフ化できるだろうと思います。いわゆるコーホート図と言われるやり方だそうです。私は手作業でやってみました。これは何をあらわしているかという、青い線は、平成12年の時点と17年の時点の国勢調査の人口が比べて、平成17年の時点で、例えば、このところですね、年齢が25歳から29歳の方が、5年前は20歳から25歳になりますね。5年前には、つまり、5年前いた人口から現在の平成17年のときの人口を引いたら、2,523名いた同世代の人たちが5年後には1,597人になったと。つまり5年間で、その世代の方々が926人对馬から出て行ったと。ということは、1年間で約185名が25歳から29歳の人が出て行ったということを示しています。それを全部5歳区切りであらわしたら、同じようなやり方で、赤いのは平成17年から22年です。5年後、5年後を見てみたら同じ形になっています。ここがゼロです。つまり、一部のこの世代を除いたら、全部の世代が島外に流れているということです。だから、人口減少止まらないんですね。それを食い止めるために、今、市長はいろんな施策打ってるということですから、それに期待をしとるということです。

私がきょう提言したいのは、この1年間に百数十名、200名近くが出ていく。その世代を食い止めるためにどうするかという、あえて狭いところだけで提言をしたいと思うんですけど。

それで、外から呼び込む。協働隊の方。対馬に良さをわかっていただいて居ついでくださった。それから市職員の中にも、島外からやってきて、すばらしい考え方で仕事をしてある。そういう方もいらっしゃる。しかし、その方だけでは、島の人口は限られた数しか増えないと思うんです。対馬で生まれ育った人間が対馬に帰って、対馬で社会を支えようという風土をつくっていただきたいということです。

それで、具体的にどういうことかいうと、高校を卒業して、専門学校なり、大学なり、あるいは就職した人が5年後に、4年後、5年後に対馬に帰ってくる呼び戻しの施策です。それをぜひ考えていただきたいと。呼び戻しの施策として、うまく行っているケースとして、きのう、脇本委員長から報告があった、病院の看護師さん、医療技術者の奨学生の問題がありましたね。この人たちは、いわゆる企業団の奨学金を受けて、今、十七、八名の方が学んでると。この人たちは確実に対馬に帰ってきます。それと同じような制度を対馬市として考えられないかどうか、市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 1点目の戦争遺跡のお話の中で、抑止力遺跡なんだよと、ある意味と、
というような解釈をいただきました。そのことがひいては、私どもが求めている特別措置法のお願
いのシナリオにも使えるじゃないかという御提案だと、ありがたく承りたいと思っておりますし、
今後、それらのことをつけ加えていきたいと思っております。

私は、時たま、1172年にさかのぼって、元寇の役のとき、見捨てられた私たちに対して国
は何をするのかというようなことも、時たま言っていたんですが、逆に、こういう明治以降の戦争
遺跡の残っているという意味というのをつけ加えて、今後は言っていきたいというふうに思いま
す。

次に、2点目の人口減少対策のことですが、確かに外の人を入れるだけでは、それで全てバラ
色になるとは私も思ってません。ただし、私どもの対馬の人たちが、自分たちの資源というもの
を十分に理解してない部分が今までであった。だから、それらを外の人を目線というものを入れる
ことによって、僕らは目をもう1回見開こうじゃないかということで、これらの人たちを、導入
をしてるといふふうに御理解いただければと思っております。

それと、いみじくも質問の中で風土づくりという話がありました。それらの価値観をつくる
というのが、すごい、地元に戻って来なければいけない、何をどうしていこうとか、東京と同じ
ような生き方ではない生き方というのが、この対馬で何があるのかということの価値観づくり
というのがすごく大事だと思っております。そういう意味において、外の人による価値観づくり
ということにも、正直期待をしてるところです。

そういう中、呼び戻し施策として医療従事者養成のための奨学金制度等があるがと、それ以外
の何か考えられないかというふうな御質問でございます。

まさに、私ども、それをどのように組み立てたらいいのか、すごく、今、悩んでる部分だと。
どこに、どのように打ち込むのか。対馬が今後どのように生きていくのかをやはり明確にしない
といけない。そういう意味において、今から取り組んでおります総合計画の中で、それらが反映
できればというふうにも思いますし、皆さん方からのそのあたりのお知恵というものも拝借した
いというふうなお願いをしておきます。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 具体的に申し上げますと、看護師さん、医療技術者、これはすご
く病院の事務長さんはじめ、すごく幹部の方々、このことを自信を持ってというか、喜んであり
まして、同じようなことが教育、教員養成ですね、あるいは保育士さんの養成、あるいは救急救
命士とか、社会基盤を支える仕事をする人たち。この企業団がつくったような奨学金なり、基金
の制度で、やはり、ふるさと対馬を支えようという人間をぜひ、これは小中学校の教育、また、
これは別の機会を捉え、提言したいと思っておりますが、そういうことを申し上げ、中と関連して、し

かし、基金として設定をすれば、子ども夢づくり基金をつくられました。次は、若者ふるさとづくり基金とか、そこのところにスポットを当てたものをつくって、ぜひ、さっき言った1年間に百七、八十名も出ていく人間が、ぜひ、対馬に帰って仕事をしたいと、そのためには、何らかの特典というか、プレミアムついた制度を打ち出すことは有効じゃないかと思うんです。現に、私が育った教育の世界でも、私たちの先輩方まで、昭和40年まで、対馬で270名以上の方が奨学金を受けて、対馬で教員をされました。そのときには、地元の間がいわゆる8割までぐらいいち支えて、教育界を支えていました。だから、分野はいろいろ、これは御検討下さい。そういう施策をぜひ、子供の次は若者という、そこにスポットを当てていただきたいということをお願いをしときます。

それから、時間が少し足りなくなっただけですけど、次、結婚のしてない方の数。20歳代856人、30歳代650人、50歳代まで入れると対馬で未婚の方1,977名です。女性1,335名です。これが未婚率、男性40%、女性も25%です。それで、これが何を次引き出すかということ、出生者数の減少になっていきます。出生者数が平成12年は410人いました。現在は二百七、八十で止まっています。人口減少を引き起こしてますね。それで、今社協に任せていってらっしゃるとおっしゃいました。ぜひですね、その社協に結婚支援の活動をお任せなさっていますけど、これは市長部局で、専門の部局を設けて専任でやれないでしょうか。社協の方、一所懸命やっております。担当の方、私、2人とお会いしました。すごく一所懸命ですけどね。社協、30幾つの業務を抱えた中で、結婚支援の活動は2つ、30幾つの中の2つですよ。だから、それに専念できないですね。そして成婚率も3年間で2つでした。やはり、一所懸命、結婚支援に取り組んでいるところは、例えば、福井県とか、茨城県とか、これは1年間に100件以上の成婚率です。県全体でも、長崎県は1年間に10件に満たないです。そういう意味では、対馬市が最も取り組むべき重要な課題は人口減少を食い止める。その中の私はあえて1点か、2点だけをきょうは提言をしましたが、ぜひ、そこのところは重く受けとめていただいて、最も重要な施策として、どの部局かに、そういう担当者を置いていただきたいと。もし、万が一、それがダメなら、社協に人を派遣するぐらいして、社協にお任せするなら、人と予算をもっと社協で厚くしてやるべきか、どちらかの手段に、ぜひ、結婚をしたいという人、未婚者のうちの社協のデータによると、8割はぜひ結婚したい。結婚したいですよ。20代の方は9割ですよ。これだけの合計3,000人の未婚者が対馬にいるという現実をしっかり捉えていただきたいと思っております。

それから、韓国船のことについては、時間なくなりましたから、後で写真を環境担当のところに持っていきます。油が浮いています。騒音は私も3回行って見ました。

○議長（堀江 政武君） 時間が参りましたので、簡単をお願いします。

○議員（2番 小島 徳重君） はい。そういうことですから、後で、また部局には伝えます。

以上です。

○議長（堀江 政武君） これで小島徳重君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は11時5分からといたします。

午前10時51分休憩

午前11時05分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

1番、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） 皆さん、おはようございます。清風会、1番議員の春田新一でございます。

また、第2回定例会の冒頭において、新しい堀江議長さんが誕生されました。議会の代表として、リーダーシップを最大限発揮していただきたいというふうに思っております。

また、5年間の長きにわたって、議長職を務めていただきました作元議長にお礼と感謝を申し上げます。

通告をしていました市政一般質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。

農地中間管理機構の対馬市の取り組みについてということですが、これ、私も、今年度から都道府県が設置をされて、4月1日から始まっておりますので、あまり中身は詳しくわかっておりません。それで、市のほうも、県からの委託ということで、なかなか4月1日からの始まりですので、取り組みがまだ完全にはなっていないというふうに思いますが、どのような取り組みで、どのような耕作放棄地をなくしていくのかということについて、答弁をいただきたいなというふうに思っております。

また、2点目ではありますが、市道仁田志多留線の改良工事についての進捗状況ということがあります。起点は仁田から終点が志多留ということで、伊奈から志多留間は非常にすばらしい道路が改良されて、日常の生活にも、皆さんの便宜を図ってるんじゃないかなというふうにも思っております。

その中で、起点側が昭和の50年代ぐらいに始まった改良でありますので、終点が終わる前に起点側も扱わなければならないという状況に、今、現況じゃなかろうかというふうに思っております。その中で、2つ、3つの改良を進めなければというふうに、私は現況を見ながら感じておるところであります。

1つ目は犬ヶ浦トンネルということで、建設部のほうで、点検、ストック点検が行われてると
思います。非常に古いトンネルであります。また、私も、交通安全協会のほうに所属をしており
ますので、住民の皆さんから、非常に狭くて、歩道は両方にあつて危ないトンネルだというふう
な話も伺っております。そういう点で、最近、見渡しましたところ、非常に総点検の印がいつば
いついて、危ないような状況であります。このトンネルについても、今後検討していかなければ
いけないんじゃないかなというふうに思いますので、どのような組み立てをしていかれるのか。

そして、越高でございます。越高の集落の中は海岸線に230メートルぐらいの直線道路があ
ります。非常に幅も狭く、しけの時には潮が打ち上がって、車は、通行する車は、潮の打ち上が
るのを待って走らなければならないような状況のところがあります。これ、私、集落の方々に聞
いてみますと、やはり、その海岸に砂がいつばいつあって、自然を生かすために、ここはこれでど
どまってるんだという話も聞いております。それから、30年、40年の年限がたっております。
そこで、集落の皆さんの考え方も変わってきてるんじゃないかなというふうに思いますので、そ
こら辺の取り組みをもう少し強化して、努力をされてやっていただきたいなというふうに思っ
ております。

それが、伊奈小学校が仁田に、小中学校が仁田に統合しまして、通学を志多留から通っており
ます。総合17名ぐらいが乗って通ってるわけです。そういうこともありまして、私もちょっと
現地調査に行きましたら、海岸が砂場がなくなって、磯場がそのままむき出しで、擁壁工の基礎
がもう出てるというような状況でありますので、そこら辺も点検をされて、行政側も点検をされ
て、越高集落の皆さんと話ができて、少し幅幅をできればなというふうに思っておりますので、
努力をしていただきたいなというふうに思います。

3点目でありますが、対馬市博物館の建設に向けた進捗状況ということで、質問をしたいとい
うふうに思います。

市として、平成23年3月の第1次対馬市総合計画後期基本計画の整備目標として掲げられて
いますが、今まで、23年、24年、いろいろな各町の意見交換、実行委員会等々立ち上げられ
て、すばらしい意見も出ているようにあります。24年度ということで、もう今26年度でござ
います。インターネットで、私は資料を引っ張り出したわけですが、その間の進捗状況というの
がほとんど載ってない状況であります。難しい問題であるとは思いますが、本当に皆さんの、市
民の皆さんの御意見を聞いてみますと、やはり、建設地は厳原だというふうな強い要望がありま
す。

対馬の歴史と文化が生んだ豊かで貴重な歴史的文化遺産を活用し、市民はもとより県民がその
重要性を知り、学び、体験することが郷土愛を育み、自信を涵養することは、行政が果たすべき
重要な職務であると思っております。これは、国・県・市、連携をとりながらやっていかなけれ

ばいけないということで、なかなかすぐには、取り組むことは難しいというふうに思いますが、念願でありますので、これも、厳原の城下町ということで、この一画に歴史的な博物館というのは、私は頭の中で構想を描いております。市民もそうだろうというふうに思います。

その中で、先ほど小島議員の質問にありました。教育長、やはり、文化財を市民が広く知ること、いろいろなことが整備をされるというふうに思いますので、そこら辺も、私が一般質問で何回か取り上げましたが、文化財協会だけじゃなくして、広い団体に説明をし、現地での委員会というのも大事だろうというふうに思いますので、そこら辺をもう少し強化をしていただいて、みんなでわかって、みんなで守っていくというのが、私は筋ではなかろうかというふうに思っております。手を入れるだけでは、金をかけるだけでは、文化財、歴史というものは、そういうものじゃないんじゃないかなというふうにも思っておりますので、そこら辺を教育委員会としても、一所懸命取り組んでいただきたいというふうに思います。少ない予算で大変でしょうけど、そこはそこで、教育委員会の知恵を絞ってやっていただきたいというふうに思います。

この3点について答弁をお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 春田議員さんの質問に答えさせていただきます。

1点目の今年度から動き出しております農地中間管理機構の対馬の取り組みについてお答えさせていただきます。

この機構は、農林水産省が強い農業をつくり上げるために、担い手の農地利用の集積・集約化を加速させるために、この機構を創設をまずしました。

この1点目と、それと米の直接支払い交付金及び米価変動補填交付金の平成31年産より廃止に向けた経営所得安定対策の見直しという項目があります。

また、米以外の需要のある作物の生産を振興し、みずからの経営判断で、作物を選択できる水田フル活用と米政策の見直しという3本目の柱、それと、農地の多面的機能を発揮するため、集落コミュニティの共同管理等により農地を維持していく日本型直接支払い制度の創設という4つの改革の柱の中の頭であります。農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化や耕作放棄地対策の強化を進めるために、1県1機構を設立されたものであります。

機構の仕組みについて説明をさせていただきますが、県に中間受け皿となる中間管理機構を設置し、あらかじめ担い手や借り受け希望者を公募し、高齢等でリタイアする方々や農業経営転換による農地の貸し手、それから耕作放棄地になっている農地や地域内の分散した土地や、担い手の希望により大区画に整理集約化する必要がある場合や、耕作放棄地となるおそれのある農地を機構が借り受け、機構が担い手の希望を踏まえて、利用農地が集積・集約化できるよう配慮して、

利用権設定を行っていくというものであります。

次に、市の役割でございますが、この機構の業務の一部を市が受託するということになっております。その業務内容については、貸し付け、借り受け希望者の掘り起こしをすること、農用地のリストを作成をする、さらに現地や権利の確認、さらに希望者のヒアリング、交渉、さらに契約まで、それらのマッチングの実施といたしますか、そこが受託業務となっております。ある意味、事業のほとんどの業務を市が受託するというふうなこととなっております。

また、農業委員会は、農地所有者に対し、この機構に貸す意思があるかどうか意向調査を行うこととなっております。

今後の取り組みとしましては、人・農地プランというものが作成され、地域ぐるみで農地集約化を進めようという機運が生じている区域や、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を中心に、まずは貸し手の掘り起こしを行う予定にしております。

今後、強い農業づくりのために、担い手への農地利用の集積・集約化を推進をし農地の有効活用を図るとともに、新規就農者の掘り起こしや担い手の育成に努め、農業基盤の整備と農業所得の向上を目指してまいりますので、皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、2点目の仁田志多留線の道路事業の進捗状況についてであります。

この路線については、先ほど春田議員のほうから説明がありました。以前、旧町時代に局部改良を施工し整備を図ってきましたが、しかし、結果として、未整備区間が点在することとなったために、平成17年度に市道改良として犬ヶ浦工区、越高工区、伊奈工区、3つの工区を合わせて、延長2,460メートル、全幅7メートルの整備を計画して補助事業の認可を受けて行っておるところであります。

まずは、家屋が密集し、幅員が狭く、急カーブで、視覚がとれない伊奈集落を含む伊奈から志多留間の伊奈工区に着手をし、今年度、志多留の終点部の橋梁整備の完成により、1,330メートルの供用開始を図り、完了する予定で、整備を進めております。

この伊奈工区が完了するというを受けまして、今後も、越高工区、犬ヶ浦工区の順に整備を進めていく計画であります。

しかし、本年度が補助事業の再評価の対象、10年、着手から10年ということで、対象となっており、今月開催される長崎県公共事業評価監視委員会に諮って、評価を受けなければなりません。この路線は延長も長く、工事延長も長くなることから、費用対効果の目安となる、B/Cと俗に言いますが、このB/Cが1.0を下回る額となっておりますので、厳しい評価が予想されますが、上県のこの西沿岸集落間を連絡する生活道路であります本路線、また産業道路としても重要だというふうに十分認識をしておりますので、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

次に、3点目の博物館の建設に向けた進捗状況の御質問がございました。これにつきましては、26年、今回、大きな組織改革にあわせて、教育委員会文化財課に設置をしておりました博物館計画推進担当部署が新たに、市長部局内の総合政策部観光交流商工課の中の歴史のまちづくり・世界遺産登録推進室のほうに移っております。

簡単に、この新しい博物館建設の経緯というものを述べますと、23年度の1年間をかけて基本計画策定委員会が組織され、基本計画が公表されました。その計画策定にあわせ、市では、24年4月より文化財課に、先ほど言いましたような博物館準備室を設置をして、建設計画を進めてきたところです。

24年度には、この計画の内容をホームページにアップし、また計画概要版を市内全世帯に配布するなど、その周知に努めております。さらに、基本計画に関するパブリックコメント募集や、市内6カ所における市民意見交換会を通じて建設計画に関する市民の皆様様の御意見を拝聴したところでもあります。

25年度においては、本計画は県との合築として進められていることから、施設整備の方針や施設の概要、県、市、負担割合の問題等について、県関係課と随時協議を行いながら、市策定の基本計画及び厳原地区のまちづくり計画と県計画のすり合わせによる県・市統一の整備計画案作成に向け、協議を進めてきました。結果的には、まだ最終的な合意には、この計画至っておりません。今年度より、歴史のまちづくり・世界遺産推進室を中心に、さらに県と特に26年度は鋭意協議を進めていく必要があると思っております。

そのような事情もあって、基本計画で示しておりますスケジュールどおりには進んでいないというのが実態でありますけれども、開館が予定を当初しておりました年度が大幅に遅れるのかなと思っております。

また、市民の皆様も、あそこの建設計画はどうなっているんだろうかというふうに御心配の向きもあろうかと思えます。県との協議が進展をし、状況が整った際には、改めて皆様にお知らせをしたいと考えております。

現在、いろんな面で進められております城下町厳原のまちづくりは、ただ単にハード的な町並み整備を行っていただくだけではなくて、それでは目的は達成することはできません。新しい博物館というのは、市内の豊富な自然や史跡、観光名所の案内、情報発信機能もあわせ持った施設として整備することはもちろんのことながら、厳原市街地内の国指定の史跡等のガイド機能も備え、観光客が大勢訪れる施設になると考えております。それはおのずと、対馬全体の歴史を学ぶ拠点として機能を果たすだけでなく、たくさんの人たちが交流していくことによって対馬のにぎわいをつくり出す。まさに、まちづくりにつながると考えております。

今後、この博物館を中心とした対馬の歴史に触れるエリアとして観光の中心になると考えてお

ります。いずれにいたしましても、市長部局に新しい室を設置し、これまで以上に、特に市長部局において、観光関係課や各種まちづくりの関係団体との連絡を密にしながら、博物館を含めた歴史のまちづくりを市一体となつてつくり上げていく環境を醸成したいと、することが博物館建設計画推進につながっていくものと考えておるところであります。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 1番、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） どうも、御答弁ありがとうございました。

3点ありますので、1点目、順番ごとに整理をしてみたいと思います。

農地中間管理機構であります、これは市長が言われたとおりでございます。しかしながら、どこが担当部署になるのでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この4月に始まったばかりといいますか、恐らく2月でしたか、県のほうから突然この話が舞い込んできて、組み立てるということになった関係上、現時点においては、農林水産部の農林・しいたけ課のほうが頭となって、これには取り組んでいただいております。

○議長（堀江 政武君） 1番、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） そういうことになるんだろうというふうに思っておりますが、やはり、今回計上されました320万円ですかね、そこら辺で、厳しい予算の中で組み立てをしていかれるんですから、難しいというふうに思いますが、やはり、私も議会推薦農業委員ということで、なったばかりで、あまりわかりませんが、そこら辺も一緒になって連携をとりながら、休耕地を1日でも早くなくすように、一所懸命努力をしていかなければというふうに思っております。ありがとうございます。

それと、冒頭に市長が申し上げられました行政報告の中で、シイタケの品評会、青年就農者、後継者育成の成果が見えたということで、20代、30代の後継者が見えたということで、行政報告がありました。いいことだなというふうに思いますので、まだまだ、もっともっと、先ほど小島議員も一般質問しました、未婚というのがなくなるように、若者をいっぱい育てていかなければいけないというふうに思っておりますので、ここら辺も、やはり、足腰の強い農業、農地というのを考えて、もっと予算を計上し、そしてみんなでつくり上げなければというふうに思っております。

それと、そのことで、私は、実家は漁業の次男として生まれたんですが、大人になってから漁業の漁という字を忘れまして、農のほうに走りまして、大変親に背を向けたなというふうに思っております。そこら辺で、対馬、この自然と資源がマッチする対馬の中で、農と漁がどうつ

ながるのかということをお少しわかりませんので、知識がありませんので、できれば、専門家です。高屋副市長にちょっと説明をしていただければ、答弁をしていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど行政報告の中の若者の話がありました。こちらとしましては、若者の新規就農者とか、水産につきましても、そのような制度等を拡充しながら関係機関のほうに説明をさせていただいておりますけども、まだまだ実際の生産現場のほうにまで届いてないという話も聞きますので、これから、そのあたりの制度PRというのをきちんとやっていきたいというふうに思ひます。

2点目の漁業と農業の関連性について、専門的な見地から副市長の、高屋副市長の意見を聞きたいということですので、門外漢の私は何も言わずに、全て高屋副市長にお願いをしたいと思ひます。

○議長（堀江 政武君） 副市長、高屋雅生君。

○副市長（高屋 雅生君） お答えできる範囲でお答えしたいと思ひますが、健全な農地、あるいは山もそうですけども、健全な野原、山では、健全な植物が育ちます。育つ過程においては、当然ながら葉っぱを落としたり、枝を落としながら成長していきます。この落ちた葉っぱや枝が昆虫やバクテリアに分解をされて養分に変わります。そこに雨が降るとこれは川に流れていきます。そうすると、海に川を伝って養分が流れて行くという仕組みになります。海にはプランクトンがおります。これは植物プランクトンと動物プランクトンがおります。まず、この養分を活用するのは植物プランクトンであります。これが養分を吸って太陽の光を浴びるとすごく増えます。そうすると、これは今度動物プランクトンがこれを食べる。そうすると、その動物プランクトンをイワシが食べる。そうすると、今度はまたブリやマグロがこれを食べて大きくなるということで、健全な野原が育てば、海で、ブリやマグロが捕れるという循環の仕組みでございます。

さらに、ここまで言いましたので、もう一歩進めて話をさせていただければ、この海で育った魚たちは、一つは海鳥が山に持って帰ります。もう一つは、人間が漁業作業で取って陸に揚げます。これを私どもは人間が利用したものは、主に身は食べますが、骨や頭や内蔵は残ってしまいます。これをただ、ごみとして焼いてしまうのはもったいないので、私ども市としましては、このごみを有効に利活用しようということで、肥料にですね、これを変えていこうと。対馬は非常に土地が痩せておりますので、肥料に変えていこうということで、生ごみの循環ということをお私ども今プロジェクト進めておりますので、今の仕組みから言ひましても、山から海へ、そして海からまた農地へ戻るといふ循環の仕組みを構築したいと思っております。よろしゅうございませうでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 1番、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） どうもありがとうございます。急な答弁で、振りまして申しわけありません。ありがとうございました。

大分、ちょっとわかったような気がしますが、やっぱり、農があつて漁があるんだというのは、つながってきたなというふうにわかりました。そういうことで、やはり、この対馬では、農と漁が基幹産業でありますので、そこら辺をつながれていける方策というのを考えていって、皆さんで頑張ってもらいたいというふうに思います。

それと、志多留線ですね。行政側としては費用対効果というのが非常に残るんですが、やはり、私もそうだろうというふうに思っております。費用対効果がないところに道路を何でつくるのというのは当たり前の話であろうというふうに思いますが、そこで市民が生活をするわけですから、何らかの形で方法を考えられて、行政側が考えられて、道路を整備していただきたいなと思いますので、よろしく願いをいたします。

3点目の対馬博物館の建設でございます。非常に答弁が、いい答弁がありました。今、ありますのが、上対馬町に一つあります。それと、豊玉郷土館、峰歴史民俗資料館、それと、今の歴史民俗資料館ということになります。この入館者数を調べてみましたら、平成20年度は、豊玉の郷土館は1,355名でありましたが、25年度は438名というふうに非常に大きく減少してるわけでありまして。国内がここは多いんで、298名ということになっております。

峰町の歴史民俗資料館におきましては、平成19年度は1万3,772名ということでした。25年度は747名ということで、これもかなり減少してるわけですが、上対馬にとっても、そうです。21年度は419名の入館者数があったのに、25年度は273名。

県の歴史民俗資料館を見てみますと、20年度が4,913名、25年度は7,969名ということで、本当にすごく上がってきておるんですね。それだけ観光客が目玉にしてるところは県の民俗資料館であろう。そこに行けば、対馬の歴史は見られるんじゃないかということで、足を運んでおられるというふうに思うんですね。それを今後、今、町に一つずつある。これは町時代に一つずつ残そうということであつたらうというふうに思います。そこを建設に向けて博物館を建設した場合に、あとは博物館一つにしますよという考えなのか、また、今ある町の分はそのまま保存していきますよという考え方なのか、そこを、市長、お願いします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほどおっしゃられた入館者数で、県の歴史民俗資料館の数字なんですけども、それにつきましては単位が違うんじゃないかと。7,000とか、4,000とかじゃなくて、万単位だと、（「7万ですね、失礼しました」と呼ぶ者あり）思います。済みません。

それと、今、豊玉、峰、上対馬にあります資料館ですね。これらとの連携はどのようにするの

かという御質問でしたが、基本的に文化財というものと文化財を見せ込む施設との関連性については、現地主義というのが基本的な考え方にあります。それで、途方もない、行けない場所はともかくとしまして、極力、そういう遺跡に近いところで、ガイドンスをしていくというふうなことだというふうに、多くの文化財の研究者の方々から、以前からも言われておりますが、できますれば、厳原地区には当然ながら集積した文化財がございますけども、それぞれにある文化財も、サテライトとしての生かし方というのを考えていくべきだと思っておりますし、この基本計画をつくれる島外からお見えだった先生方の御意見というのも、そこにあったというふうに思っています。そういう考え方を踏襲しながら、厳原の建設計画というのは、やっていくつもりでございます。

○議長（堀江 政武君） 1番、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） よく今の答弁で大体わかりましたが、やはり、今の県の民俗資料館のあたりは厳原でも貴重な文化、歴史というのが残っているところだというふうに私も認識をしております。そこら辺の含めた城下町づくりというの、今後、対馬市は取り組んでいかなければならない。そういうことによって、観光客におもてなしができれば、観光客は足を運ぶ。そのことで、対馬市民もいろいろな発想ができると思うんですね。食、あるいは商業あたりも栄えてくるというふうに思いますので、そうすれば、宿泊施設も必要になってくるだろうし、そこら辺を一体に含めて、早急にこういう考えを取りまとめて、先に前進をさせてもらいたい。そして物事を組み立ててもらいたいというふうに、私は思っております。

本当に、この厳原の博物館ができることで、私は、対馬は変わると思います。今、ほとんど観光客のあれを見ますと、そういう歴史にある対馬だから訪れるという観光客の皆さんですから、やはり、目玉を一つつくって、それを生かして活性化させるという考え方をしていかなければ、まだまだ観光客のおもてなしにはつながってないというふうに思います。

私が、一昨年、厳原に宿泊をしたときに、七十五、六歳の老夫婦の方でしたが、2人おられました。食事をとりにいったときに、どっからですかという、神奈川県と言われました。神奈川県から、遠いところから、わざわざ、ありがとうございますという私も挨拶をして、いろいろ話してる中で、仏像の盗難があつて、新聞で見まして、盗難されるぐらいの仏像がある。また、それ以上なものが対馬にはあるんじゃないかな。見てみたいなということで、足を運びましたということで、本当にそういうような観光客の方がいっぱいおられるんですね。そういうことで、早急に、この博物館を何らかの形で組み立てを先に一步前進をさせていただきたいというふうに思います。

15分残りでしたが、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） これで、春田新一君の質問は終わりました。

.....
○議長（堀江 政武君） 昼食休憩とします。再開は午後1時からとします。

午前11時40分休憩

.....
午後0時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

8番、小田昭人君。

○議員（8番 小田 昭人君） 昼食も終わり、眠たい時間帯だと思いますけど、しばらくの間、御辛抱願いたいと思います。

また、昨日の議長選挙において、新しく就任されました堀江議長におかれましては、手腕をいかに発揮され、御活躍を期待をいたします。

また、5年間議長として君臨していただきました作元議長に、御労苦に敬意を表したいと思っております。

そして4月1日の組織改正により、平山しまづくり戦略本部長以下13名の部長等が紹介がありました。財部市長の片腕として対馬市発展のため御尽力賜ればと思っております。

それでは、通告に従い、私から1点に絞り、今回は質問をさせていただきます。

対馬市が誕生して早いもので、10年が過ぎ去ったのでありますが、合併当時の住民基本台帳の人口は4万871人、世帯数は1万6,014世帯、平成26年4月末の住民基本台帳の人口は3万3,250人、世帯数は1万5,301世帯で、この10年間で人口が7,621人の減少、世帯数も713世帯減少しています。平成26年4月末の豊玉町の住民基本台帳の人口が3,580人、上対馬町の人口が4,040人で、豊玉町及び上対馬町の人口を合わせると7,620人となります。極端な言い方をしますと、この10年間で、豊玉町及び上対馬町に市民がいなくなったということになります。市長、この状況をどう感じているか、率直にお伺いします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 唐突な質問なものですから、ちょっとドギマギしておりますが、今おっしゃられた10年前の人口と今の人口と比べたときに、豊玉、上対馬の人口がなくなったに等しいんだということではありますが、この10年間、7,600人の減ということで、ある意味、地方自治体としての範囲を超えた大きな力がここには、私は働いてるというふうに思われてなりません。こちらで、やれる範囲というのは、本当限られておるわけですし、基本的な日本経済の大きな流れの中で人の流動も起こっておりますし、また経済のみならず、今までのどのようなまちづくりをしていくのか、しまづくりをしていくのかというふうなことの理念とか、価値観という

ものの創造というのがそこになかったがために、これは対馬のみならず、日本全体の地方と申しますか、日本全体の問題なんだろうと思っております。先ほどの質問の中でもありましたように、日本創成会議において1億人を割り込むというふうな見込みが立っております。最近の政府の報道では、1億人を割り込まさないための政策展開を考えていかなくては行けないと、やっと、今までのこの状況というのに、政策として打ち込んでいくというふうなことだというふうに思っております。

国が始めようとしております「地方の元気創造プラン」ということ、これは5月20日に私ども長崎で総務省の課長さんの話を聞いて、改めて感じて、私どもも職員に指示を出しておるところでございますけども、2020年、東京が、少子高齢化が加速して行って、高齢化社会に、東京、神奈川、大阪の大都市圏が落ち込んでいくということは、去年の秋ぐらいから、ずっと職員にも言っておりましたけども、そのときに、やっと、国のほうは地方のほうに新たな施策とか、価値を創造していかないと、日本全体が落ち込んでいくというふうな発想で、そう言っておられるというふうに感じておりますので、そのあたりとの連動をしながら、今のこのゆゆしき問題にしっかりと対面していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 8番、小田昭人君。

○議員（8番 小田 昭人君） 対馬市になってよかったと実感している市民は何割おられますでしょうか。私は、あまり高い比率ではないと思っております。3月の卒業式が終わると、中学校、高校の卒業生が対馬を離れ、親元を離れ、島外へと転出していきます。少子高齢化はますます進み、高齢化率は26年3月末で、31.8%となっており、65歳以上の人口が3人に1人の割合になるのは目の前であります。

そこで、私は、大胆な発想のもと、若人に夢と希望を少しでも持ってもらうため、対馬市に看護専門学校の新設を国、長崎県に働きかける考えはないか、お尋ねいたします。

学校教育法では、専修学校には、高等課程、専門課程、または一般課程を置くことになっており、さらに専修学校は国及び地方公共団体のほか、次に該当するものでなければ設置することができないことになっております。次に該当するものとは、医師会とか、医療法人などが該当するものと思われまふ。対馬市に新設するには、医師会、医療法人等の進出はまず無理かと私なりに思います。そして、自主財源の乏しい対馬市が設置しても運営が厳しいものと思ひます。そこで、国か、長崎県に働きかける以外に方法はないと思ひております。

専門学校の設置は、大きく分けて2つの方法が考えられるものと思ひます。

1つの方法は、今、存在すら危ぶまれている豊玉高等学校を、仮称でありますけど、対馬中央看護学校に改め、准看護科2年、看護科3年の修学年数5年にすることで、国、長崎県に働きか

ける考えはないか。

2つ目は、対馬の3つの高等学校を現在のままで、正看護師専門学校を国に長崎県に働きかけ、新設する考えはないかをお尋ねします。

まず、1つ目について、市長にお尋ねいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 1点目の専修学校、これらを国・県、もしくは、医療、医師会とか、あ
あいうのは難しいだろうから、国・県に働きかけてはどうかということですが、確かに、
看護師さんとか、医療技術者とか、さまざまな人たちが不足をしてる。もしくは偏在化してると
いうのが今実態であろうかと思えます。そういう意味において、また、この対馬の子供たちを呼
びとめる、もしくは呼び込むために、そのような施策というのも一つの案だというふうに思いま
す。私どもの財源が乏しいという中では、地方公共団体では難しいだろうということで、こちら
の立場までわかっていただいて、ありがたく思うところであります。

○議長（堀江 政武君） 8番、小田昭人君。

○議員（8番 小田 昭人君） 長崎県の看護師、准看護師の専門学校の状況を調べてみますと、
正看護師専門学校が13カ所あります。それから准看護師専門学校が6カ所。県立五島高等学校
は、普通科とか、商業科とか、そういう課程で、准看護課程3年、そして正看護課程には高校卒
業以上が入学でございますので、おそらく、どこかの専門学校に行って正看を目指しているもの
とっております。

それから、対馬3校の卒業生を3校別に調査をいたしました。26年3月卒業で、対馬高校が
卒業生149名うち正看進学が16名、豊玉高校が21名の卒業生で正看進学が1名、上対馬高
校が41名の卒業生で正看進学ゼロ、合計で17名が正看へ進学をしているもようでございます。
その1年前の25年3月は、対馬高校が185名の卒業に対しまして12名が正看進学、豊玉高
校が28名卒業で正看ゼロ、上対馬高校が46名卒業で正看進学4名、3年前の24年3月卒業
で、対馬高校卒業生175名うち正看進学13名、豊玉高校が36名卒業で正看進学ゼロ、上対
馬高校が50名卒業で正看3名ということで、この3高校で、年間16名ないし17名。よって、
対馬を離れ、よその高校で進学され、そして正看をされている方もおろうかと思えますので、こ
の数字を上回るものと思っております。

それから対馬市全体の中学校の卒業生が、26年3月が318名、25年3月が310名、
24年3月が312名となっております、この四、五年見ても、300名はくだらないだろう
という数字であります。

余談になりますが、ちょうど1カ月前の5月12日、京都清水寺の森貫主。この方、年末にこ
としの日本を漢字であらわすということで、いつもテレビに出ておられます。その方の長男森住

職さん。清水寺は檀家がないお寺で有名でございますけど、年間500万人の観光客でにぎわっているそうでございます。

それから、同じく京都東本願寺の住職さん、特定非営利活動法人国際医療福祉人材育成機構の理事長さん、税理士など、職種さまざまの方が7人对馬に訪れ、ある人から私も招待を受けまして、懇親を深める中で、対馬を何とかしたいという力を貸すということで、私も感銘したわけがあります。

余談になりましたが、市長、こういう人たちがおられるということのを頭の片隅にでも覚えていただければ幸いです。

市長、今度、中学校あるいは高校生にアンケートでもとって、その調査結果で、国・長崎県に看護専門学校、あるいは豊玉学校を専門学校にする考えはないか、お尋ねをいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 豊玉だけの話ではなくて、確かに3校の存続ということ、何らかの形で残していくということが地域の活性化にも当然つながっていくことでありますし、子供たちも親元離れて遠くでというのも、ある意味、つらい一面もあろうかと思っております。そういう意味において、島内において、そのようなニーズがあるかどうかということは調査する必要があるかと思っております。

実は、昨日、豊玉高校の存続を願っております豊玉高校支援会議の方が、確か6名だったと思っておりますが、お見えになりました。そういう方たちのお話し合いの結果として、今おっしゃられるような部分とか、福祉系の学校とか、そういうものに徐々に変換させていくなり、そういう、もしくは色を持たせるなり、ということはどうかというふうな御相談もあったところであります。しかし、そういういままでも、今おっしゃられたように、実際子供たち、もしくは親御さんたちのニーズがあるのかというふうなことも、しっかり受けとめなくてはいけないと思っております。

先ほど、高校卒業後の進学先で、正看の学校に行かれた子供さんたちが16名から17名というお話がございました。現在、島外の5年制の学校に行ってる、中学校卒業と同時にいる子供たちが5年生までですので、確か、これも、数字は一緒になりますが、17名いたと思えます。一学年で3名から4名程度の子供たちが島外の鹿児島とかいうふうなところに行っているという話も聞いております。最低レベルでのそのあたりの人数は確保できるのではないかと思います。少なくとも、学校としての経営上は、その義務教育法で言う40人とかいう部分をできればクリアするにこしたことはない。今、五島での3年の学校についても、20名を割り込んでいるというふうな状況でありますし、また看護師さんとか、介護福祉士とか、そのあたりのニーズが本場で、これは出口ベースの話ですね。そちらもどれだけつくり込めばいいのかと。それは介

護保険計画との兼ね合いもあろうかと思ひます。それらを早急にアンケートばかりではなくて、調べ上げる必要があろうかと思ひております。その上で、方向性を見定めて、国なり、県なりにそのあたりの話をしていくということもすごく大事だと思ひます。

また、この看護学校の場合、どうしても専門科目になってくる。専門科目を教える方々が、ドクターが近くにいるならば、もっともそれがいいんですが、なかなか、そのあたりとの連携というのを、単独でやっていくというものの難しさもあるんじゃないかと。病院併設のそういう看護学校であれば、すごくドクターも動きやすいとかいうこともあろうかと思ひます。そういう状況も十分に勉強させていただきながら、方向性を見出せばというふうには思ひております。

○議長（堀江 政武君） 8番、小田昭人君。

○議員（8番 小田 昭人君） 今、市長が言われましたように、ほかの学校で、正看、准看を指している生徒もおられるということで。准看の場合は就職になって、対馬3校は、准看に行ったかどうかは把握はしていないと。正看の場合は、あくまで進学という取り扱いをしているそうであります。

それから、いつはら病院と中対馬病院に看護師の状況を聞きますと、いつはら病院が現在、長崎、福岡から6名の看護師を派遣していただいている。それから中対馬病院も全く一緒です。6名を派遣をしていただいております。昨日、厚生常任委員長の協本委員長も言われましたように、企業団についても看護師不足は不可欠だということで、あの手この手でされているようにあります。

市長、アンケートをとってみましようや。そして希望をとって、大胆な発想かもしれませんが、夢と希望を与えてもらいたいと思ひます。

1本に絞りましたので、市長がアンケートあわせてとっていただくということでございますので、さらに議論を深めて、また次回質問をしたいと思ひます。

約30分ぐらい余りますけど、私の質問はこれで終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） これで、小田昭人君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は1時35分とします。（発言する者あり）40分がいいですか。それでは変更します。40分から再開します。

午後1時20分休憩

午後1時38分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 通告書を読み上げる前に、私は今回の一般質問に、少々、決意を持っております。

3月の28日、長崎県病院企業団の定例会がございまして、新病院の建設と、そしていづはら病院跡の利用ということを若干触れております。そのことを、本日は市長と腹を割って話して、企業団側の考え方、そして、市の、また思っておること、このことにつきまして、きょうは十分話をしてみたいと、このように思っております。

それでは、通告に従い市政一般について質問を行います。

第1点でございますが、対馬いづはら病院跡利用計画についてお尋ねをいたします。昨年12月18日付により、対馬いづはら病院・中対馬病院跡利用計画に関する提言書が検討委員会により作成されています。この中で、これを進めるためには長崎県と協議していただくようにと記述されているところであります。現段階で、これがどこまで話が進んでおるのかをお尋ねをいたします。

次に、厳原市内の観光バス駐車場の確保についてお尋ねをいたします。観光交流センター、仮称であります。建設に伴う大型観光バスの駐車場スペースの将来のビジョンについて、この構想についてお尋ねをいたします。

最後であります。長崎国体と対馬島の対応についてであります。本年10月に、県内各地において「がんばらんば」長崎国体が開催されますが、我が対馬島では公開競技が実施されないことは、極めて、私は残念に思っておる者の1人でございます。しかし、そのような中で、非公開競技が加ろうじて1種目、パワーリフティング競技が行われることになっております。これを推進するため、藤井会長には大変な努力をされたものと思われませんが、現段階での取り組み状況と対馬市の応援体制についてお尋ねをいたします。

なお、関連として、峰陸上競技場の改善の検討結果について、どのような形になったのか、合わせてお尋ねをいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 大浦議員の質問に答えさせていただきます。

1点目の対馬いづはら病院跡利用計画を受けて、その後はどのような進捗ですかというふうな御質問でございました。3月議会でも報告しましたが、昨年12月に検討委員会のほうから提言書が出されました。また、12月の議会におきまして、対馬いづはら病院跡利用に関する決議が議会のほうで可決をされまして、閉会後の12月20日、議長と県に赴き要望を行ったところがあります。県側からも、一緒になって汗をかくとの意見をいただいたところであり、これを受けて県としても2月から4月にかけて、基準病床問題について県と協議を行ったところがあります。

ちなみに、提言書における言葉としまして、県と協議してっていう文言は確かにあるんですが、それにつきましては基準病床問題に関しては県と協議してというふうなくだりでございますので、一言、ここでは申し添えさせていただきます。

そして、この2月から4月にかけての協議内容としましては、病院整備の許可を受けるための、その病床の取り扱いについてでございます、基準病床数の算定の変更と、もう1点は、平成18年の国、厚労省からの通達による特例の許可による、この2点によって、基準病床問題もしくは病床問題を解消しようとしてまいりました。

基準病床については、全国統一の基準であり変更することができたとしても、最低でも二、三年は要すると思われ、跡利用の整備が遅れることも当然予想される場所である。一方、国からの平成18年通達であれば、特例的な取り扱いとなるので、結果は早くなるのではないかと思われるとの意見をいただきましたので、病床数の問題解消に向けての方向性を、この厚労省通知、通達に基づいて突破していこうというふうなことで、今、動いておるところであります。

で、後は、対馬市がどのような形態で、どの程度の規模の病院を計画するかで、この基準病床もしくは厚労省通知に基づく行動というものを、県とともに本格的な協議に入ることになるかというふうに思っております。

で、肝心の、この病院部門のほうでございますが、どのような形態の病院にしたら市民のニーズに応えられ、また、県との協議がスムーズに運ばれるかを考慮し、現時点においては、統合病院の方が急性期、亜急性期の病床を約220抱えた病院でございます。それで、今の対馬の方々の状況をみますと、回復期の病床というものが不足しているというふうなことは、この病院問題を論議をずっとしてきて途中で、医師会のほうからも指摘を受けてた問題でございます。

で、身近なところででも対馬の島民の方々が、福岡の病院に手術等で入れ、そして、一定の期間をまず急性期の病院に入られた後に、回復期の病院が、こちらにベッドがないということで、福岡の中で転院をされて、さらに3カ月ぐらいを過ごされて自宅に帰ってこられるというふうな状況を、よくお聞きします。そういう意味において、統合病院と新たな対馬いつはら病院の跡利用の病院とが補完しあえるような関係が取れるような形態を、こちらとしては、今、しかるべき法人と協議をしているところであります。

新病院ではなくなる、その療養病床というものを見据え、それをカバーするような病床を持つ病院をと思って進めておるところであります。

次に、2点目の厳原市内の観光バス駐車場の確保の問題がございました。このことにつきましては、もう既に皆様ご存じのように、仮称ではありますが観光交流センターの工事着工によって、4月14日から観光バスの乗降場所としての利用ができなくなっております。市では、以前から観光バス事業者7社との協議を重ねてきた結果、乗降は路上で行い、バスの待機場所として臨港

道路厳原・久田線の久田道背後埋立地の利用を決定したところでございます。

議員、御指摘の大型観光バスの駐車スペースにつきましては、旧厳原幼稚園の解体工事完了後、また整備工事完了後、観光バスの乗降場所として利用したいと考えております。しかしながら、金石城跡としての国指定の文化財に指定されていること、また、スペースの関係上、一度に多くの大型バスが駐車場として利用することが困難であるため、長時間の待機、駐車スペースとしては、久田道背後の埋立地との併用をしていただくことで、バス事業者の関係者と協議が整っているところでございます。

なお、将来的なビジョンとしまして、建設予定の博物館及び金石城周辺のバス駐車スペースが不可欠であること、市民及び観光客の安全確保、利便性の向上の面などから、史跡等活用専用駐車場として認めていただけるよう、史跡周辺の整備を行う計画書の策定に盛り込んでいきたいというふうに思っておりますし、このことについては、文化庁との協議を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 長崎国体等対馬の対応についてということで、私のほうからお答えをさせていただきます。

御承知のとおり、ことし10月に「がんばらんば」長崎国体が開催をされます。本市におきましては、デモンストレーション競技として、パワーリフティング大会が対馬高校体育館におきまして、10月19日に開催される予定となっております。

大会運営の体制につきましては、長崎県パワーリフティング協会の理事長をはじめ、長崎県対馬振興局管理部総務課長、対馬高等学校学校長、対馬旅館業組合長、対馬市体育協会長、対馬市スポーツ推進員協議会長等に御参加いただき、万全な大会運営が図れるよう協議を重ねているところでございます。第1回目は、5月の15日に開きまして、大会までに数回開く予定をしているところでございます。

大会に向けた啓発につきましては、7月上旬から「がんばらんば」国体のステッカーを張りつけましたプランター500鉢を、対馬空港のほか御協力いただける企業、飲食店街の道路沿い等に配置し、PRを図る予定でございます。また、そのほか交流センターに懸垂幕の設置や対馬ケーブルテレビを活用し、大会開催に向けた啓発を進めることとしております。

具体的な競技の運営につきましては、「がんばらんば」国体対馬市実行委員会に競技部会を設置し、前回の東京大会をモデルとして選手登録、大会運営等について進めていただいているところでございます。

次に、峰陸上競技場の改善についてでございます。現在、特別委員会が設置され、平成25年1月から3回にわたって協議が図られております。今までの協議内容ですが、検討委員会におい

て300メートル全天候型トラックへの改修、西部中学校との境にありますフェンスの移動など大規模の改修意見が提案されており、この7月をめどに検討委員会の総意をまとめた上で、提案書を提出予定とのことをございます。

今後、提出された提案書を関係部署と協議した上で、方針決定できればと考えております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 病院問題のことで答弁いただきました中で、総合病院の経営を目指す、このようなことで、総合病院でしょう。今の、さっきの答弁は、（発言する者あり）いや、その、（「統合病院」と呼ぶ者あり）統合ですか。（「統合病院との」と呼ぶ者あり）ああ、いや、私の聞き間違いですね、そしたら。（発言する者あり）その中で、ある程度、規模とか、あるいは医師の確保、看護婦の確保、この何と言いますか、ある程度考えておられることぐらいは、この場で話してもよからうかと思うんですが、その辺のおおむねのことで結構です。100%詰めたことを言えというんじゃないで、構想を少し出してもらえんでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 統合する病院が急性期や亜急性期ですから、いつはら病院の跡利用の病院は、この統合病院を補完する意味で、その回復期の病院にある意味特化していかないといけないんじゃないかというふうなことで組み立てを、今、しております。

それと、基準病床の話、先ほどもさせていただきましたが、少なくとも63床、現時点の病院よりも少なくなるというふうなことは、もう皆様ご存じのとおりであります。それで、63床の範囲の中において、その回復期の病床をセットをしていくことが市民の安心につながるというふうなことで、今、組み立てをしております。それと、それに伴いまして外来関係もそこには併設、併設といいますか、していくことになろうかと思っております。

診療科目の数等については、まだそこまでは詰まっておりますけれども、回復期の病床数が一定の数、それから外来ということまでは、まず詰まっております。ただし、市民の皆様とずっと話をしておりますケアミックスの部分については、まだ皆様方に発表する段階までには至っておりませんので、ここでは控えさせていただければと思っております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） この病院の統合のいきさつ、そして公立病院の経営のあり方、これは市長も平成19年からこのあり方検討委員会、その他総務省の出した公立病院改革ガイドライン、このような定義を踏まえて中対馬の経営が、結構黒字を、五、六年ぐらい継続した。いつはら病院をまとめた中で、中対馬が、いわゆる入院機能をなくして診療所に変えて、いつはら病院を100病床増やす、このようなことで、平成19年にそのような案が出て、これを進めてきたことを記憶にあるわけですが、その中で、進める中で吸収合併が対等合併になり、その土地

の規模からゆうていつはらの現施設に、それを追加的な工事を、施設を求めることはできなくなり、このようなことになったわけですが、きょう、市長、今の60床の話の不足という中で考えておりますが、いわゆる新病院の経営する企業団にそのことを審議する、別に過程はございません、確かに。

長崎県の医療政策課の中で、ここがひとつの審議会を持っておりますから、この中で、クリアして厚生労働大臣の許可を取っていくということになるかと思えます。しかし、きょうはお互いに公立病院を進める、これは市営というふうなことでよろしいでしょうか。市立病院という形になりますか。それとも、指定管理のタイプになるのか。直接経営しようとするのか。その辺について方針を述べていただきたいと思えます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 市が直接経営をするという考え方は、当初から、こちらも持ってはいません。そういうノウハウというのは持ち合わせていないというふうに思っておりますので、それ以外の方法で組み立てをすることになるかと思っております。

まだ、その方法は、まだ決めたわけではありません。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） その最終的な固まりはないとはいえど、おおむね60床の、ひとつの医療とそれから介護と、このバランスはまだ決めとらんということですか。ちょっと、その辺のこと、私はこれに伴う医師の問題、あるいは見込む経費の問題、ここらあたりを平行して検討がなされておるかということを知りたいんですが。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、63未満の話は、あくまで病床という考え方で、受け持つ部分は回復期の部分を受け持つ病床というふうな考え方です。それと、まだ詰まってないのは、それ以外の、今度は介護のベッドの数が決まってませんと。だから、そこについては、まだ皆さんに説明をする段階には至っておりませんと。ただし、60のベッドプラス、それから外来の問題ですね。これらについては取り組んでいきますという話がっておりますので、それに見合う13対1なのか、7対1なのかは、私はわかりませんが、まだ、医療従事者の数の確保は向こうのほうがしていくと。こちらが直営でやるという考えはありませんということで物事はずっと進めておりますので、向こうが用意はするというで聞いております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） そうしますと、現段階で、これを開院しようという見込みは、いつ頃にもっていかうというふうな考えでしょうか。今の考えで結構ですが。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、私のほうに病院企業団ほうから話がきているのが、来年の春に開院をしたいんだと、まだ、日にちまでは、明確な日にちは聞いてはおりませんが、その春に統合病院のほうに移っていかれるわけですから、患者さんも一度はですね。で、それからの今度は、改造とかさまざまなことが出てくるのではないかと考えております。

瞬時に、次の病院が、そこで開院できるということは、いまだも私は言うておりませんが、一定の半年とか、1年とか、明確なことは私も何カ月とは言えませんが、まだ。その一定期間をもらってから、いつはら病院が新たな病院として、市民の皆さんに喜ばれる形をつくりだせるというふうなことで、物事を今進めておるところです。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） ここで私は、どうしてもお話しできないことは、公立病院を新たに一つ走らせるわけです。それで、新病院とそれからこの公立病院、市の経営しようとする病院、それと、人口の減っていく中での見込み。そうしますと、この2つの病院を、今はいいかもしれませんが、5年、10年先にみた場合の問題というのが、当然出ますので、私は、新病院を経営する企業団と対馬市が考える新しい経営タイプの病院のその運び、これは先ほど言いました県の医療政策課のほうの意見もありましょうが、企業団病院の意見の調整というのはあってもいいんじゃないかと思うんですが、市長、その辺はどのように捉えておりますか。

そういうふうなことが、私は望ましいと思う。2つの病院が、何といいますか、先々困るようになってはいけない。ここらのすり合わせというのは、話し合いはしてもいいんじゃないでしょうか。きょう、あすのことについてお話を聞きたいと、このように思っております。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） そのあたりのことにつきましては、基準病床の方向性を定めるために、2月から4月にかけて、職員のほうは県のほうと、県の医療政策課のほうと詰めてまいりました。その段階における情報というのは、当然、医療政策課のほうが責任をもって、病院企業団のほうにお話はされてるというふうに、こちらは思っております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 市長、その医療政策課が窓口でありましょうが、あなたも新病院をつくる上での、やはり構成の中の大切な、いままでのいろいろな委員会があった中で、これを進める中で、新病院も健全に進めないかん、経営を。それは、当然その中で語ってきた一人だと思います。そうしますと、何となく企業団のほうの話には、こうあまりしたくないようなニュアンスがあるんですが、企業長は1回でもあなたと話をしたことがないと、病院のそういうふうなことの深いことについてですね。先々のことについて。だから、それは、話はしていいんじゃないかということをおっしゃってましたよ。いろいろな、お互いが先々弾きあうような経営同士

になっちゃあいけませんから。どうでしょうか。そういうふうなことを意見を聞きたいんですが。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 米倉企業長が就任されて、4月のうちにこちらにお見えになられて、ことじゃないですよ、就任された年のことですが、そのときからこのお話はしてるわけで、こういうケアミックスでうちはいきたいんだという話は、企業長には、当然、いづはら病院の会議室で話はさせていただいた、私は、つもりでございます。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 2遍ほど、私はこのことについて、昨年12月議会、そして今回の3月の議会の中で話した中では、おっしゃることのような回答はなかったものですから、だから、あえてこの場で、まあ平行線はやってもいけません、協議の場所を、やはり持って話し合いをするならば、話してみるような意向でございました。

ですから、私は、そういうふうなことを、きょう、市の方向性と対馬にまた病院ができるという中で、これが共倒れになるようなことではいけませんから、双方が残るような方向で話し合うというのは非常に大切であります。そこのほうを、両方が成り立つことを、やはり話し合いというのは必要だと、私は思っております。

で、水掛け論ですが、またいいじゃないですか。今からそういう話し合いの場が、もっとあれから進んだ話の内容があれば、私は、そういうふうなことはお互いに協議していいんじゃないかなるか。医療政策課のほうに決着をつければいいということではないであろうし、そういうふうなことを思うとります。

一応、そのことにつきまして、自分の意見としては、かように思っております。

何かありましたら。聞いた聞かんの話ですがね。企業長は1回も相談を受けたことがないという言い方されたんですよ。（発言する者あり）いや、その差から（発言する者あり）そういうことを。

○議長（堀江 政武君） はい、はい。指名されてから発言してください。

15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 今の話じゃ、お互いに下でやりよるから話したわけでございます。で、大事なことは、米倉企業長が、腹を割って財部市長が話せば、私も、もしも医師の問題、いろいろ企業団のほうからの応援もしたい。巖原のまちに病院がなくなることは忍びないという言い方されました。だからこそ、自分としても、そういうふうな応援はしたいんだと、このような発言を、私は承っております。ですから、そういうふうなことをお互いに話しおうて、病院が、経営が相反することのないような形を取ることが、非常に大事であろうとこのように思っております。いいでしょうか。これメッセージです。財部市長にそういう話をしますよということ

を、断わりの中で、私は預かっております。力になりたいということでおっしゃってました。

そして、企業長は10月の15日、厳原南地区の豆殿まで、車を走らせてまして、通院距離がどれだけ厳しくなるか、これも確認し、非常に対馬の、特にいづはら病院の跡について、方向性はよくわかるんだと、かような思いをもっております。いいでしょうか。そのことを、私は、あなたのほうに伝えたいと、きょう思うて、きょうの一般質問でございます。

ひとつ受け止めていただきたいと思います。いいですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほどから申し上げておりますように、統合病院等を補完するような病院というふうな形態を、こちらは考えておまして、その競合するとか、バッティングするとかいうふうなことにはならないというふうに思っております。

また、税と社会保障の一体改革の中で、今、国が進めていこうとしている方向性というものと整合性も取っていかないといけないことに、これからはどんどんなっています。地域包括支援センター等の充実と病院との関係ということも、当然考えて、そのいづはらの跡利用というのは組み立てていくべきだというふうに思っております。

決して、統合病院の経営を思わしくない方向にもっていくために、私は、この組み立てを、ずっとしてるのではなくて、先ほどから申しますように、向こうが担ってない部分を担ってもらう病院をつくりだす必要が、それが対馬の市民のためになるのではないかとというふうに、私は組み立てをしてるところです。

それと、厳原地域の方々、厳原南部の地域の方々、これらの方々の要望、そして議会の決議を受けて、県の医療政策課との間で、基準病床についてひとつの方向性を見出して、今この場で、この段階ですけれどもお話をさせていただけるに至ったというふうに御理解いただければと思います。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 事務上の確認なのですが、基準病床数を見直すことの定義が、法律の中に保健医療機関の病床の指定にかかる国民健康法云々の中の、基準病床数を超える定義として、人口の急激な上昇の場合、その他特別な事情が認められる場合、この2点だと思いますが、その特別の条項に関するどの部分を、対馬市は当てはめようとするのか、ちょっと参考的に聞かせてもらえませんか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、私の手元に、ちょっと資料がないんですけども、私のうろ覚えの中では、その基準病床のカウントの仕方ではなくて、それ以外の、平成18年の厚労省通知で2つの公立病院が統合をした場合、既存のベッド数から減少する部分については、特例的に厚労大臣

がそれを認めますということは、13番議員の小宮教義議員が、昨年からそれらの資料については見せていただいて、私どもも勉強をさせていただいた部分ですので、それ間違いのないと思いますが、基本的に基準病床のカウントの仕方とは別立てのところ、それがあろうというふうなことで、御理解いただければと思います。

○議員（15番 大浦 孝司君） 時間がございませんから、次にちょっと、また、前後するかもしれませんが、次に進みたいと思います。議長。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 次に、観光バスの乗降場所が、非常に今、一時的に久田の埋立地のほうに、場所を指定して、先々の見込みである幼稚園跡の解体が終わらないと、うまくいつの間にはできないというふうなことでございますが、この幼稚園跡の活用ができる見込みというのは、いつ頃をめどにしておるのでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 幼稚園の解体が終わりまして、向こうの整地がされてから使うということで、現時点は期限を区切って借り受けるというか、使用するというふうなことで文化庁のほうからは、許可をもらってる、許可といたしますか、承諾をもらってるところであります。ただし、それが永年的に、現時点においては使わせないというふうないろんな考え方が、規制があります。そこで、先ほど申し上げました史跡等の活用専用駐車場という考え方がございますので、それらも合わせて、今度は、私どもは文化庁に対し、言っていくことが必要だというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） その金石城ですか、その史跡の範囲ということで、私も聞いておるんですが、この跡地の、史跡の発掘調査というのは、あの地は今からあるのでしょうか。あれば、どのくらいかかって、活用できるのがいつになるのかというのは、非常にめどが立っておらんのかならうかと思うんですが、その辺は、例えば教育委員会の部長もおりますが、教育部長がおりますが、そこらあたりのことを少し私は心配しております。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今おっしゃられた史跡整地内、またあの周辺の史跡包蔵地内については、発掘調査をしなくてはいけないというふうに思っております。で、発掘調査をしたところは、もとのプールとか、今の体育館の底地とか限られておりますので、それ以外のところについては、あれだけの広大な面積を、最終形を求めるならば、当然発掘調査をしていくという、しなければいけないということは、国のほうから言われております。それが、どれくらいかかるのか、どれだけの費用がかかるのかと言われますと、正直言いまして積み上げたことはありません。もう、法

外な金額かかろうかと思えますけども、する価値はある場所だとは思っております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 観光バスの駐車場も方向性はわかったんですが、発掘調査が入れば、かなり使用が後になるというふうな予測ができるような気がいたします。それでこの件につきましては、次に進めさせていただきたいと思えます。

今、教育長から長崎国体の非公開競技パワーリフティングのことについてお話がございました。実は対馬体育協会の評議員会、まあ総会というようなことになるんですが、その席上、前体育協会会長の武富氏が、対馬で唯一の非公開競技といえど長崎国体を力づけることに、全体的に応援体制があまりなっとらんじゃないかというお話をされまして、それで、私はその教育長から聞くまでの中身は100%、こう把握はしておりませんでした。ですから、きょうどのような回答がくるかなと思うて聞いたわけですが、これ、概要でも結構です、教育部長でも結構ですが、どのくらいのお客さんがこの種目の中で島内外集まる見込みなんですか。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 見に来てくださる方、多いほうがいいわけですがけれども、この前の第1回、今年度に入っの第1回目の実行委員会の中では、500前後入ってもらえればありがたいなということで話をしております。

まだ、2回、3回と実行委員会を重ねていく上で、そこら辺のことについては、もう時間もありませんので、早め早めに取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 選手が、確か50人ぐらい前後だったと思うんですよ。それで、この実行委員会で運営方法を考えるんでしょうが、その事務局というのは生涯学習課の職員がなされるんですか。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 事務局は、生涯学習課でございます。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） そうしますと、この見込みですが、まだ話として今から詰めないかんとかいいいますが、見込みとして経費の積算、そして協会の負担、市の負担、不足する金の集め方、寄附等、この考え方についてどのようなお考えか、今の段階で結構ですがお尋ねいたします。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 手元に資料がありませんので、正確な数字は言うことはできませんが、市からのこの運営に対する補助、それから県の協会からということで、費用については問題点は

出ておりませんでしたので、計画どおりいくのではないかというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） まだ詰まっとらんという解釈でいいですか、事業の組み立ては、そんな気がするんです。今、こう聞いとって。それを攻めるんじゃなくて、おおむね概要は出とっていいんじゃないかなという気がするんです。そして、補助金で全部運営するだけじゃなくて、パワーリフティング協会の九州支部とか、あるいは自己負担も含めて、不測の事態があれば対馬の中で、それを幾らかでも寄附なり負担をしていくふうなことがあるのかというふうなことで、ちょっとお尋ねしたわけですが、その辺は、教育部長でも結構ですが。

○議長（堀江 政武君） 教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 26年度の「がんばらんば」国体につきましては、26年度の当初予算で、一応158万7,000円の事業費を組んでいるところでございます。そのうち、県のほうから補助金として90万1,000円。

158万7,000円のうち競技に使うデモスポ行事に132万5,000円、そして、おもてなし事業、これは懸垂幕とかプランター関係になりますけども、8万円。そして、リレー、聖火リレーをする事業として18万2,000円等を組んでるところです。

事務局としては、一応、この委託金の中で今回のデモスポをやろうということですけども、まだ、次の実行委員会の中で、またいろんなアイデア等があった場合は、そのような参加者負担金、そして協賛金等とも出てくるかもわかりませんが、今、現時点ではこの158万7,000円の委託費の中で実行委員会が主となって行うということで、計画をしているところです。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 大体概要はわかりました。この問題、もう一つの、最後に峰の陸上競技場の改善検討委員会ですか、その言葉の中で、300メートルトラックの整備ということ、この3月に、私は教育長から聞いたんですが、それをまた400というふうなぶり返しがあつてるといふこともあるんですか。今の、きょうの答弁の中で。そして、最終的にそれを検討した中で答えを出すという言い方に聞こえたんですが、いかがですか。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 300メートルの現状で改善をしていく。全天候型にしていくということでございます。400というのは、検討を重ねる途中で400も検討いたしましたけれども、場所、面積等勘案して厳しいということで300ということでございます。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） これを整備した場合に、おおむね概算事業費についてお尋ねし

ます。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） これまでに積み上げてきた資料の中では、1億6,800万の見込みということで、出しておりますけれども、私の感触としてはもう少し増えていくのではないかなというふうに感じております。感じていることを言うのも無責任ですけども。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 最後になりますが、私は長崎国体というのは、半世紀に一度、47年に一度、この中で、陸上競技場の整備については、関係者として非常に待ち望んでる点がございませう。特に、小学校、中学校の中距離、短距離の皆さんが、対馬で相当県の大会でも優秀な成績をおさめております。

その中で、やはりゴムのタータンといいますか、その施設については、非常にスパイクを履いて走る場合、歩幅が伸びるそうです。今の、既存の土のトラックに比べて。そうしますと、歩幅が伸びるもんだから、オーバーペースになってうまく走れんというようなことが、体育指導員の先生から聞いております。

長崎国体は、この記念、やはり記念です。できれば、教育長、この国体を記念に、この整備をするというような方向で思いがないのかどうか。教育長のお話を聞いてみたいと思いますが、いかがでしょうか。まあ、予算のあることですから、それは市長の発言、見解もあると思いますが、思いとして教育者としてそこらをどう思うかお聞きしたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 国体を機にということよりは、私の頭の中では、これまで公認として、今の現状で公認ができてるのは、29年の3月まででございます。それまでには、何とかめどが立てばいいなというふうには考えておりますが、単独事業ではかなりの財源が必要でございますし、いろいろみんなでいい知恵を出しながらいきたいというふうには思っております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 市長、この問題は、いつか市長も要望書を受けた経緯があると思っておりますが、コメントがあれば、ひとつ最後ですが、いかがでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 教育委員会の方向の中で、ことし、その方向性が出るということでございますので、それを受けて、そして、今教育長のほうが申されたように、公認の切りかえ時期が当然まいるわけでございますし、それらも見据えて、こちらも財源見合いの話でございますけども、皆さんの気持ちに答えられるように努力はしたいと思っております。

○議員（15番 大浦 孝司君） これで終わります。

○議長（堀江 政武君） これで、大浦孝司君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 以上で、予定の市政一般質問は終わりました。

あすは、引き続き市政一般質問を定刻より行います。

本日は、これで散会とします。お疲れさまでした。

午後2時29分散会

平成26年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第3日)

平成26年6月12日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成26年6月12日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(21名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 小宮 教義君	14番 初村 久藏君
15番 大浦 孝司君	16番 小川 廣康君
17番 大部 初幸君	18番 兵頭 栄君
19番 作元 義文君	20番 山本 輝昭君
21番 堀江 政武君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	根 英夫君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	中村 三喜君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。

ただいまから議事日程第3号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（堀江 政武君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は3人を予定しております。それでは、届け出順に発言を許します。13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） おはようございます。きょうは、私がトップバッターでございます。市民の声を生かす、市民の市政をモットーに頑張っております、今回は、私の横の堀江さんが、ひな壇の上位に座られまして、私が横にずれましたので、1つ若くなって13番になりました。13番議員の小宮教義でございます。私の持ち時間はわずか50分でございますので、よろしく願いをいたします。

今、世界で2つの国に異変が起きているようでございます。一つは、ロシア、これは、ウクライナ政府の混乱に乗じて、あのナイチンゲールが活躍したクリミア半島を実質的に占領して、そして、ロシアに編入をしております。これは、まさに暴挙以外の何ものでない。これは、国際法違反でございます。これが、まかり通るようであれば、国家としての位置づけができなくなるわけでございます。

そして、もう一つの国は中国でございます。今、中国は日本を抜いて第2の経済大国になっております。やがては、10年ほどするとアメリカを抜いて第1の経済大国になろうと言われております。

しかし、この中国、南シナ海では、ベトナム、そして、フィリピンなどと油田掘削の領土問題で争っております。

そして、先月の5月の24日、我が日本国の防空識別圏に中国の戦闘機2機が侵入をいたしました。そして、何と我が日本国の自衛隊機の30メートルまで近くに寄ったということでございます。これは、まさに常軌を逸した行動でございます。

このような2つの国に対して、国際社会でもっと厳しく対処をしていただきたいと思っております。

それと、我が日本でございますが、今、テレビや新聞でいつも上がるのは、集団的自衛権の行使の問題でございます。これは、憲法第9条にかかわる問題でございます。

政府は、これについて、現在の国際状況を見るといたし方ないというふうな考えでございますが、やはり、憲法の解釈変更、解釈改憲では、我が日本国の立憲主義に反する。やはり、ここは正當に国民による憲法改正をお願いをしたいと思います。

そして、今の安倍政権でございますが、今月の22日で国会が終わります。あと10日ほどしかございませんが、この中で閣議決定をするようでございます。この集団的自衛権の行使、これは、アメリカなどの国と一緒に戦争をするということでございます。やはり、この問題については、もっと時間をかけて議論をしていただきたいと思っております。そして、この判断が、子や孫に禍根を残さないように、国会議員の矜持に期したいと思います。

そして、我がこの対馬でございますが、隣の韓国で4月の16日に、大型客船の大惨事が発生

をしております。死亡者が300人以上、そして、いまだ行方不明の方が数十名おいででございます。特に、修学旅行中の高校2年生のたくさんの方が犠牲になりました。将来を夢見た若い人が亡くなりましたので、これに対しては衷心より御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

それと、もう一つ、対馬の件でございますが、対馬が中心となって取り組んでおります国境離島新法、これについては、地元選出の谷川代議士の御尽力により、法案提出へと大きく前進をしております。私も、市民の1人として、また、市民の代表として厚くお礼を申し上げる次第でございます。

では、さきに通告しておりました2点について、市政一般質問をさせていただきます。

その前に、いつも市民の声をいただいておりますが、今回も3名ほどの市民の声をいただいておりますので、読ませていただきます。

これについては、前回のときに市長のほうから私に対して、市のほうにも意見が来ておるんだという話でございましたので、どのような励ましの意見が来ているのかと思いますが、御披露いただければ参考になりますので、よろしく願いをいたします。

3名でございます。まず、1点でございますが、対馬の新病院はあと10カ月で完成をしますが、いづはら病院の60床程度のケアミックス型病院は、本当にできるのでしょうか。議会放送を見ていて、そう感じました。市長さんは、選挙公約で必ずできると言っていたので応援をさせていただきました。でも、今はとても不安ですというふうな声をいただいております。

この病院問題については、きのう大浦議員の一般質問がございました。それを、私なりにこのような声が挙がりましたので、整理をいたしましたので、ちょっと私の意見を述べさせていただきますが、きのうの大浦議員の一般質問では、市長のほうから、平成18年の特例措置の分について行うんだと。そして、外来診療所と入院ベッド60床程度を残し、市による公的病院ではなく、経営は市長がいつも協議をしてあるであろう地域医療振興協会とこれから協議をするというふうなお話でした。

ただ、市民の方に誤解を招いたらいけませんので申し上げますが、全くもってできないということ。それはなぜかということでございますが、平成18年の特例措置は、既存病院の再生に関するものです。対馬病院は、3病院全てこれは長崎県病院企業団の病院でございます。再生した後も、公的医療機関でなければなりません。先ほど申しましたように、既存の病院の再構築が課題でございます。残すとすれば、公的機関でしかできないわけでございます。そして、地方医療振興協会は、公的医療機関には当たりません。新たに解決しようとするれば、医療法7条1項の許可が必要ですが、7条2項によりその許可は出ません。法律でございます。

市長は、公的病院ではないと言っているのですが、もし市が開設者になり、指定管理制度を使えば、公的医療機関になりますが、しかし、特例措置からすると、医療の役割分担があり、不可能に近

いと言えます。

そして、私は、この跡地利用検討委員会の委員会に全て出席をさせていただきました。その中で、地域医療協会からおいでの中村さんの言われた言葉が非常に耳に残っております。このように言っておられました。対馬は一つの医療圏なんだと。問題とする基準ベッド数に関係なくできるのは企業団だけなんですよというふうな発言をされておられました。

病院については、病院企業団は、既にいつはら病院は残さないと明言をされておりますので、病院は、結果的には残らないという結論になるわけでございます。

以上が説明でございますが、市民の声があと2つほどあります。バタバタいきたいと思いますが、今度もまた市長さんは、いつはら病院跡地問題などでお疲れになり、投げやりになって市長をやめると言うのではないかと心配でたまりませんと。疲れる前に早くやめてください。体を壊したら何もなりませんというふうなお声もいただいております。

そして、3番目でございますが、これは、私に対しての声でございます。任期付職員採用問題で、自分が間違っていたらすぐに議員をやめると豪語していたが、本当にやめることがあなたでできますかというふうな、私に対しての声でございます。私も、そのとき申し上げましたように、市政にかかわる1人として、このような判断もできないようであれば、あしたからでもすぐにやめるということには変わりはありません。

では、2点の通告に沿っていたしますが、第1の観光客受け入れの交通体系について、これは、きのう大浦議員の一般質問がございました。私のものと重複いたしますので、これについては、壇上の答弁はなしにして、自席にて後で私のほうから質問させていただきたいと思っております。

2点目の市条例の役割について、市の条例は、対馬市の法律でございます。これを、勝手に解釈することはできません。以前採用された政策マネージャー、これについては、対馬市の指名業者、仲良しの指名業者であるということで、私も何回も一般質問いたしました。仲良しこよしは条例違反、これを何度も口にしたわけでございますが、この採用に関して、1項も2項もいまだかつて一緒だという、このような認識のもとでは市長の資格はないんじゃないかということでございます。この2点について、答弁を求めます。（発言する者あり）ごめん。1点だけで。2点目だけで、あとは1点目はやりますから。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 小宮議員の御質問にお答えさせていただきます。条例の解釈が誤っておるのではないかと質問でございますが、この件につきましては、24年6月第2回の定例会を初めに幾度となく回答したところですが、いささかも誤った解釈をしているというふうには私自身は考えておりません。任期付職員の採用につきましては、条例に基づき任用を行っております。

辞職された政策マネージャーの採用については、前回は説明したとおり、前職において、総合計画、観光計画、地域活性化計画、それから、市民協働など、九州を中心に広くまちづくりに関するコンサルタント業務に携わり、長崎県の美しいまちづくりアドバイザーにも任命された経歴もあり、また、民間企業で培った経営感覚も持ち合わせており、現在の市職員の中からは得がたい識見並びに経験を有していると判断し、そのものの業務に対する取り組み方、指導力などの手腕、知識において卓越したものと判断をしたため、対馬市が直面する喫緊の課題に対応し、また、職員の企画・立案能力の向上、育成、指導のためにも必要な人材と判断をし、条例の2条の規定に基づき、期限付きで採用をしたところです。

何度目かの質疑の中で申しましたとおり、私が政策マネージャーを採用したのは、条例及び規則の規定に照らし合わせ、また、私の信念に基づき、対馬市に必要な人材を期待を込めて採用したので、いささかも誤った解釈をしているものではございません。

志の半ばで辞職された当人の気持ちはここでは言葉にあらわせませんが、今の対馬にとって必要な人材を逸したことは大変残念でなりませんし、この件で議員が納得していただけないことを、当人に対し心苦しく思っておるところであります。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 2番目の仲良しこよしは条例違反でございますが、形どおりの答弁ですよ。間違いはないんだと、今までの判断の中では。

人間というのは、霊長類に属するわけですけども、霊長類というのは、人間とか猿を象徴するものですが、霊長類は学習能力があるんです。猿でも何でも覚えれば覚えませんが。ただ、人間と違うのは、反省をするということです。反省をし、それに自分の思考を加えることができるんです。これが、霊長類で猿と人間の違うところ、ここが一番肝心なところです。それが人間なんです。

これは、あとでまた2番目ですから、さきの1点目のやつからいきたいと思うんですが、これについては、大浦議員のほうから事細かく質問がありました。内容を絞ってお聞きしたいと思いますが、今、観光交流センターと申しますか、あそこの工事が入っておりますが、駐車場としては、今の幼稚園跡地を使うんだというお話はきのうお聞きいたしました。それで、基本的な考えなんですけれども、観光交流センターをつくるときに、ものをつくるんですから、人の流れがあります。車の流れもあります。基本的につくるときに、人、物の流れをどのように計画されたのか。あの建物をつくるときに、基本をつくるときに、そこが大きい最初の出発点なんです。それは、どのような基本的な計画をされたのか、そこをさきに1つお尋ねをいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） どのような協議が、その件について、事務方のほうがやっていったのか

の詳細を私は現時点において知り得ませんが、少なくとも、あの場所というのは、厳原地区にとって大切な中心部であります。その場所、また、長きにわたり家老屋敷の長屋門を残してほしいという市民の思いがずっとあって、しかし、民間の所有地でありましたし、民間の所有物でありましたので撤去されていくということで、厳原市民にとっては大変残念な思いになった場所です。

それと、後ろに控えております国指定史跡、3つの史跡のエントランス部としてのつくり込みというのは、平成8年の宗家墓所整備基本計画においてもきちんと方向性が出ている場所です。人が、あそこで厳原全体を博物館という、博物館ではなく、厳原市街地全体を博物館という位置づけを平成8年の整備計画ではされたと思っております。その博物館のガイダンスの意味も込めた施設のつくり込みをするべきだという方向性が出たはずでございまして、そういう意味において、人というのが、あの場所に多くの人が集ってきて、そして、そこからまた四方八方に広がっていくというふうな大事な結節点の場所だというふうな思いで、あその場所のつくり込みは職員もしてきたものと思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 私がお聞きしたのは、基本計画において、車の流れ、確かに人の流れの説明がありましたけども、ものをつくるときには、家もそうじゃないですか。家をつくるときには、まず車をどこに置くか、玄関口をどこにするかというのが基本的な計画です。そこで、先ほどお尋ねしたのは、車の、俗に言う駐車場です。これを当初の計画では、基本的にはどのようにされたのかということをお聞きしておるんです。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今おっしゃってあります駐車場というのがどの部分の駐車場のことを言っているのかは定かではありませんが、少なくとも現時点まで使っていただいていたのは、臨時的な処置としての駐車場で今までは、工事までは使っていただいていたというふうに解釈をしていただければと思います。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） いや、私が言わんとするのは、確かに臨時的には使っておったかもしれないが、この大きい建物を建てるときに、車の配置、駐車場を最初の、これは、都市再生整備事業ですから、22年から5年間かかってやっておるんです。繰り越しもしますけれども、その中で、基本的にこの建物を建てたときに、車をどのように配置するかと決めるのは、当然なんですよ。その基本的な位置はどのように設定をされたのかということなんですけど、わかりにくいですかね。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 質問の中で、その建物に対する、建った後の駐車場の考え方というふうには私では解釈できなかったものですから、今理解しました。

観光交流センターをつくった後の駐車場、そこに出入りする人たちの駐車場をどのように考えるのかというふうなことだと理解しましたが、それらにつきましては、ティアラの地下の駐車場も当然そこもあわせて使っていくことになろうと思いますし、狭隘な巖原市街地の中で、広大な駐車場を新たに作り込むというのは大変難しゅうございますので、今ある既存の駐車場等を利用しながら、また、巖原幼稚園の跡なんかを利用しながら、観光交流センター、ティアラ、そして、役所を含め、それらを有効に使っていくということになろうかと思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） さっき市長のほうから、交流センターができた後でというふうな話されました。交流センターをつくるときに、このような計画は練っていなければならないんです。でも、計画をお聞きすると、横のほうの対馬交流センターの地下の駐車場とほかの駐車場並びに幼稚園跡地の駐車場を基本的にはこの都市再生整備事業の中の位置として捉えておられたんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 交流センターができた後で計画するという意味ではなくて、交流センターができた暁の駐車場のことについては、このように考えていきたいというふうなことで、実際使い始めた、動き始めた段階においての駐車場の絵を、今私は話したつもりでございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） ものをつくるときはやはり基本的なものが大事なんです。ということは、基本的なものができてないから、いろんな問題が発生するんです。

それで、幼稚園跡地を駐車場にするということですが、これは、都市再生整備事業の一環として駐車場というふうな位置づけがされておるんですか。

一番いいのは、バスの台数からすると、今の幼稚園跡地、ここに駐車場をつくるのが一番ベターなんです。台数がいっぱい入る。できれば、そうお願いをしたいんですが、いろいろな規定があつてできないということをお聞きしとるから今回ただしておるんですけども、では、先ほどの幼稚園の跡地の駐車場という目的のものは、当然のごとく、その土地再生整備事業の整備の一環として、あそこは提案事業でございますから、その提案事業の一環として行っているというふうに解釈してよろしいんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 幼稚園の解体については、提案事業の中で恐らくあれは掲載されている事業で物事をやっております。跡利用の問題については、大変微妙な問題がたくさんございます。

もう十分に小宮議員は御存じのとおり、文化財の包蔵地区でございますので、それらとの兼ね合いがあって、都市整備計画の中に明確にうたい込むということは、なかなか現時点においては難しゅうございますが、それらにつきましては、先日大浦議員の質問にもお答えさせていただきました形で取り組んでいきたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 駐車場として、あそこを都市再生整備事業の一環の事業としては取り組んでないということは私も確認しました。それはできないんですね、いろいろと事情がありましたから。結果的には、今の新しい観光交流センターには、対馬交通のバスが入ることになっております。観光バスは1台も入れないという以前の説明もございました。

問題は使う人なんですけれども、バスなんかを。今の対馬交流センターのほうから、こちらのほうにバス停が移りますが、市長はいつぞや私の去年の12月の質問の中ではこう答えておりますが、そういうバス停を動かすことについては、つくっていくことが使用者への私どもの仕事だと思っております。つくることについて、私どもの仕事だということですが、ならば、この実際の使用者の声を聞く。バスを使用する人の声を聞くということも仕事の一環ではないんですか。

なぜかという、今の交流センターのバス停は非常に位置的にもいい。買い物などをして、するところもできる、すぐできる、乗れる。向こうに移ると、老人の方が抱えて移る作業もいるでしょう。でも、そういったたくさんの使用者の意見を聞く、そこを反映する。それを仕事に結びつけていくのが仕事じゃないですか。じゃあ使用者の意見を聞かれました、何か。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） このバスのロータリーのつくり込みについては何度となくこの場でもお話をさせていただきましたが、バスロータリー、確かに利用者の問題も去ることながら、ロータリーをあそこにつくり込むことによって、まちのにぎわいをつくり込んでいこうじゃないかと。そして、今は、北へ行く方たちは、交流センターから下りていってすぐに乗れる状況です。しかし、巖原から南に走るバスについては、向こうの交差点を横断歩道を渡って、向こう側のバス停に移らなくてはいけない。また、露天のバス停、吹きさらしのバス停という状況があります。それらを解消していくことと、まちのにぎわいをつくっていくことというのがすごく大切なんじゃないか。そして、もう小宮議員は既に御存じだと思いますけども、あの交流センターがいろいろ計画される段階において、以前バスセンターがあつた場所にあったわけですが、その中でロータリーというものがなくなってから、やはりバスセンターのロータリー部分というのが、あの敷地内に入らないかという検討もされた経緯も十分にわかってあろうかと思えます。

そういう意味において、バスが南北に走っていける1カ所の場所をつくり込むことが、まちのにぎわいをつくるということに、その当時から皆さんの意見は一致してたものというふうを感じ

ております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 実際に使われる方の意見は聞いてないということですよ。自分の考えで物事決めたということですよ。

それと、ちょっと疑念するのは、この決定の仕方ですけれども、これについては、観光物産協会が中心となって、あそこの運営をするわけですが、そのプロジェクトチームが立ち上げております。3回会議をしておるんですが、その中の資料を私も手にしまして持っておるわけですが、この資料には観光バスが4台とまることになっています。そして、3回会議があつて、結果的には結論が出なかった。しかし、その中において、6月の17か18ぐらいです。市長のほうで協議を重ねたときに、ここはバス停にするんだということを決められております。

市長がよく言うように、対馬市市民基本条例がございます。そこには、市民の義務として、そういう反映をさせるために努力しなさいという項目があるが、これに対して、市民の声は生かされてないんじゃないですか。市民が決めたというならいいけども、あなたが勝手に決めたんじゃないんですか。花火打ち上げ大会と一緒に、どうなんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私は、今の6月とおっしゃいましたか、その協議というのが、観光交流センターという箱物の協議だけに終わっていると。交通政策とか、そういう視点が欠落をしているのではないんですかと。受ける、確かに、その建物の管理委託を受けることになるであろう社団法人の観光物産協会が入って協議されるのはもう当然でございます。しかし、片や、公共事業として物事をやっていく中で、交通政策をその中に加味して組み立てていくことが同じ設備投資をするならば、市民にとって幸せにつながることはないかという意見は当然言わせていただきました。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 先ほど計画の中で、横の駐車場関係を使うという地下のですね、ございましたが、当然、横に交流センターございますし、ショッピングセンターもございます。地下の駐車場など使うということであれば、事前に交流センターの関係の方、こちらのほうと協議を重ねるのが絶対必要条件でございますが、その協議は重ねてない。協議が1回だけございました。これは、工事が入札が終わって着工が決まったその後、5月の中ほどでしたか、このようにしようと思っているけどもということでも会議がございました。

そこでいろいろな意見がございましたが、なぜ今なのかと。基本計画を立てるときに、もっと協議をしなければいけなかったんじゃないかと。今度の交流センターには物産も入ります。いろいろな民間にも支障が出てきます。その辺を詰めを基本的にして、そしてやるべきじゃなかった

のかと。あとで報告ということでございました。結果的には、先ほどのバス停の使用者と一緒に、まず市民の声が入ってない基本的な計画であったと言っても過言ではないと思います。

時間がございませんけども、この駐車場の幼稚園の跡地の問題、これは、きのうの大浦議員の話では、あそこを史跡等活用専用駐車場というふうにすると。そして、期限付きにという話をされましたが、非常に難しい駐車場の名称でございますが、これはどのような駐車場で、期限付きにというのはいつからいつまでなのか。10年なのか20年なのか、どうなのでしょう。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 小宮議員は十分に調べ上げてありますので、小宮議員にあえて言う必要はありませんが、市民の皆さんに言わなくてはいけないのは、あの場所が国指定史跡地内ですので、さまざまなことをやるに当たっては、さまざまな国からの制限がまずあるということは大前提です。そして、ただし周辺に多くの駐車場関係が存在をしない場合には、例外的にその史跡地内において駐車場を設けることができるんだというふうなことも例外規定できちんと書いてあります。それらのことを僕らは使いながら、あの枡形部分において駐車場を設置をしていくと。ただし、そのことは、文化庁との申請だ何だという手続が要りますので、先ほどおっしゃられました整備計画、国交省絡みの整備計画の中にはまだ出していないというふうなことで御理解をいただければと思います。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 臨時的な駐車場ということですよ。これは、たしかこの7月から来年の3月まで9カ月の間です。これに対して文化庁長官は許可を与えています。なぜかという、今までとまっておった空き地のバスが、一時的に向こうに行きたいんだという申請があったから、それについては期限を切って来年の3月31日で終わります。では、その後はどうするんですか、駐車場は。

先ほど言われた駐車場がない場合はできるというけれども、しかし、それは、いろんな条件がございます。活用専用駐車場というのは、5つの大きいクリアがあります。これを全て満たさなければならぬ。まず、第一が広い土地であるということです。言われるように、広い土地であってが第一です。そして、5つございますが、この2番目に、適正な保全管理計画及び整備活動計画が作成をされているということです。これは、非常に専門家の意見も入れて、聞くところによると2年、3年かかるそうです。これも難しい。5つの項目全て満たさなきゃいけませんよ。そして、一番難しいのはここにあるんです。5項目のところ、文化財保護法に基づき、形状変更の許可が可能な範囲内であるということです。やたらに駐車場つくれないんです。その条件として、こうなっておるんです。事前に発掘調査等を実施し、地下に重要な遺構等が存在しないことを確認をしたということです。あそこは、枡形遺構、遺跡がございます。まだ調べておりませ

ん。あすこを全部調べた後、初めてこの5番目の存在しないことを確認するという作業になるわけです。それと、あわせて先ほど申しました保全計画の分のものができなければ——が作成されているということが条件なんです。とてもできるもんじゃない。ということは、来年3月、4月1日から駐車場はどうなるんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 駐車場につきましては、久田道の背後地をまずもって用意はしているわけです。もっと利便をよくするために、私どもはあの場所に、また、博物館を上にもデジタルセンター跡地のあそこに用意をした場合の使い方としての駐車場ということの位置づけをしたいと思えますし、なおかつ金石城、それから、宗家墓所、そして、清水山城、これらの史跡へのいざなっていくための駐車場というのは当然必要ですし、平成8年3月につくられた宗家墓所等基本整備計画においても、計画概要の中でこの部分については、幼稚園を撤去後、駐車場を計画していくんだというふうなことは専門家で話し合いをされて出されているところであります。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 平成8年作成した分は、確かに駐車場になっています。しかし、この駐車場というのは、保全と管理をする最小限の駐車場なんです。面積もわずかしかがございませぬ。保全と管理をするための最小限の駐車場であって、観光バスなどは入れないんです。そういうふうになっておるんですから、だから、わずかしかのっていません。

そして、この史跡等活用専用駐車場というのは最小限の駐車場なんです。見解としては、観光バスというふうな大きいものは、まずこの史跡等活用駐車場の中には入らないというふうな見解がございませぬ。それで一番懸念するのは、先ほど申しました5項目の中で満たさない2項目がございませぬ。これは満たせないんです。管理計画及び整備活動計画書の作成は、長く時間がかかる、周囲は全部やっつけていかなきゃいけない。まずこれは二、三年はかかるんです。それと、5項目のこの史跡が地下にないのを確認しなさいということですから、これも1年、2年じゃできませんよ、あそこを発掘調査をするのは、結果的には、来年の4月1日付からあそこは使えない。あそこは一番駐車場がいいんですけど、そうなりはしませんか、常識的な考えとして、常識を覆すのが市長でしょうけども、どうぞ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私の常識を覆す質問をされるのが小宮議員だと思っておりますが、確かに冒頭言いましたように、さまざまな制約があるのは、もうそれは史跡指定を受けた段階、もしくは、平成4年、5年のときにあの話が出てきた段階で、既にわかっていたことです。しかし、そこには、いろんな手続の中で物事のクリアすることができるんだから、それに向かってやっていくのが僕らの仕事じゃないかと思えますし、対馬、厳原地区においては、狭隘な土地でござい

ますので、あの場所を全て文化財の考えてある方向性の中で制約を受けると、市民生活に制約を受けるということは、平成4、5年の段階において、皆さんが感じて、その意見は文化庁にも言ってきた結果でございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 当初の計画はそうやったかもしれませんが、私も物事を決めるときには、考えるときには、まず許可を出すのは文化庁です。この遺構はどうなのかということをもまず確認しなければいけない。こういう範囲でここまではいいんだというふうな物事の流れでなかったら、まずは成就しません。私も、この件については、文化庁の記念物課とも話しました。向こうが言うのは、平成16年に文化庁に作成した史跡等の整備の手引き、これによると、史跡の中での駐車場は一切認めないと。そして、日本全国的にもそういう例はないというふうな見解もいただいております。そして、先ほどの5つの問題がなければ認めないと言っておるんですから、文化庁に確認されたんですか、その辺のところは、どうなんですか。どうしようもないね。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 小宮議員のあれは、ただし書きというのとか、なお書きというのをよく抜けてから質問をされますが、ただしという部分での例外規定等は、それは認めているということで、まして平成8年3月にでき上がった基本計画の中には、九大の先生はじめ、文化庁の方々が入ってこれはつくられたものであります。そういう方向性の中で、私どもは、このことについてはきちんと折衝をしていかないといけないと思っております。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） では、来年の4月1日付からの駐車場ができないときには浜のほうに移すわけですね。そして、この博物館の計画がありますが、これ見ていただきたいんですが、この計画では、この交流センターに全ての交通機関が入ることになっています。そして、今の幼稚園のところは、導入散策区域になっています。これが基本的な計画なんです。それで、今の幼稚園駐車場は法律的にはできない。もしできるとすれば、それは一番好ましいことだけできない。もしできないときはどうされるんですか。市民との約束があるんでしょう。いいですよ。もう時間がない。そのときはやめてもらわんといかんですけど。

それと、対馬市の政策マネージャーの件なんですけど、私も口すっぱく言いますが、こんなばかげたことはないです。条例でははっきりとうたってあるんですから、1項、2項、もうはっきりしなさいということであらうとあってあるんです。それが、今だっ一緒だという、こういうくだらんことじゃ行政は任されませんよ。

そして、悲しいかな、副市長2人おるけれども、私もどうかということでお聞きしましたが、2人そろって市長の今までの言われた見解ですという答えです。1条と2項は別々なんです。そ

れでも一緒だという。昔の言葉にございますが、「けんごん」という言葉がございます。諫めることを言うということです。これは、昔、殿様が間違っことをしたならば、命を張って食いとめる、諫めるという言葉なんです。そのぐらいのことは副市長2人もおるんだから、誰が見ても間違ってます。諫めにやどうするんですか。きのう洲上議員も言っておったけども、市長にものを言う人間はいないのかと、そういう状態です。本当に2人の副市長が1条も2項も一緒だと言うならば人間失格です。寂しい話じゃないですか。「けんごん」が必要ですよ。それがなければどうしようもないじゃないですか。寂しい話ですけど。何か言いなさい。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 人間失格とまで言われた副市長ですが、その前に一言だけお伝えします。「けんごん」ではなくて、「かんげん」の間違いでございます。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 「けんごん」も「かんげん」も一緒みたいなもんです。条例にもいろいろあるんですけども……

○議長（堀江 政武君） 13番議員、時間が来ましたので、質問があれば簡単明瞭にまとめてお願いします。

○議員（13番 小宮 教義君） はい、わかりました。まとめて5分ぐらい話しましょう、そんなら。

○議長（堀江 政武君） 5分はちょっと長いので。

○議員（13番 小宮 教義君） この政策マネージャーの件は、私の考えは間違っておるんじゃないかなと思って、県にも公開質問状を出しました。県に、県の地方課がこう答えています。いいですか。これはどうしようもないですね。（「時間時間」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。県の条例を読む限り、政策マネージャーは2条1項に当たるんだということを言っているんです。（「もう時間時間」と呼ぶ者あり）そういうことで、常識を外れた市政をするならば、1条2項もわからんようであれば、日本国憲法の9条の1項も2項も一緒だということであれば、これは、どうしようもない。そのようなことでは市政は任されない。よって、早くやめるように再度促します。

以上。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今の県の見解のお話がありました。また、大事な部分を抜かしていただいておりますが、最終的には、任命権者の判断によることであるというふうなことの一文も明確にあることを私はつけ加えます。

○議員（13番 小宮 教義君） どうしようもない。早くやめるように。

以上です。

○議長（堀江 政武君） これで、小宮教義君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は11時5分からとします。

午前10時53分休憩

午前11時04分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） 皆様、改めまして、こんにちは。波田政和でございます。このたび齋藤久光議員を代表とし、小宮教義議員、小島徳重議員、そして、私を含め4名で新会派、会派つしまを結成しました。今後は、この4名で力を合わせ、行政へのチェック機能を十分に発揮し、議会活動に努めてまいりたい所存でございますので、今後ともよろしく願いいたします。

また、市議会におかれましては、新旧議長の交代もあり、今後におかれましては、お2人の御活躍に期待し、質問に入らせていただきます。

まず、1点目でございますが、私、今回通告しておりましたとおり、昨年9月に開催されました定例議会におきまして、本市における外国人観光客の受け入れ体制の整備について、市長へお尋ねし、その際、外国人観光客の受け入れについて、市長の考え方とか方向性をお聞きし、はや1年が経過しようとしておるわけでございますが、その間、本市において、外国人観光客の受け入れ体制の問題について、具体的にどのような展望を持ち、どのような対策や検討がなされてきたのか。また、今後の課題や取り組みについて、どのようなお考えをお持ちなのか、今回は、前回よりさらに掘り下げ議論を交わしたいと思うわけでございます。

市長は、昨年9月の定例議会の折に、私の質問に対し答弁の中で、島の生き残りに観光産業なくしては市民の活力の維持が難しく、国際的なまちを、まちづくりを目指していくとお話がありました。また、外国人観光客の受け入れについては、島内南北に若干の温度差があるのではと、このようなお話もあっておりました。

このように、外国人観光客の受け入れに対し、市長の前向きな答弁からも前回より一歩進んだ受け入れ対策などがとられていると推察するところでございますが、よろしければ、具体的にどのような対策がとられているのか、また、どのような方向性で今後外国人観光客の誘致に取り組んでいかれるお考えなど踏まえ、お話をお聞かせください。

2点目でございますが、対馬市が開催・運営する各種イベントのあり方でございます。年間を通じて対馬市ではさまざまなイベントが催しされています。しかしながら、イベントが重複する場合、

時として、市民の方々はどちらかを選択しなければなりません。このように、イベントを立案し、日程を決める場合、各種部署、縦のつながり、横のつながり、連携はどのようになされ、また、どのような方法で日程が調整されているのかお尋ねしたいと思います。

前日からの質疑で答弁が重複する場合は省略しても構いませんので、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 波田議員の質問にお答えさせていただきます。1点目の外国人観光客の誘致についてであります。9月から現在に至るまでの外国人観光客の受け入れについて、市としてどのような対策を打ってきたのかということでございます。25年、昨年9月からでございますので、大きく物事が大幅に変わったというところはなかなか見出しにくい部分が多々ありますけれども、私どもの方向性というところについてお話をさせていただければと思います。

もう御存じのように、平成11年から国際航路が開設されて、現在のように、飛躍的に韓国人観光客が増加をしているような状況であります。航路開設の当初時点においては、やはり受け入れ体制のおくれとか、文化の違いのマナーの問題に対処するため、観光物産協会や国際交流協会をはじめ、島内観光事業者や韓国側旅行者との協議を重ね、旅行者からのマナーの徹底の願いをしたり、韓国語による案内板等の整備、受け入れ体制の整備、課題の解決に向け対処をしてきたところでございます。

当初は、20人、30人程度の団体客をガイドさんが引率をしてくるケースがほとんどでしたが、3社体制になった以降、小グループや個人客の御来場も急増してきている現状でございます。

また、対馬観光情報もブログやツイッターの情報で事前に把握をし、来島する方も多くなってきており、日本の文化、風習に準じたマナーを守っていただける方も多くなってまいりました。

しかしながら、一部の方は事前の準備もないままに御来島され、マナーを守っていただけなかったり、どこへ行っていいのか途方に暮れる方々もおられるようにお見受けします。

私ども対馬側、受け入れ側としましても、韓国語による対応、案内の表示、クレジットカード決済体制への整備等を進めてきたところですが、まだまだ十分な受け入れ体制が整っている状況に至っておりません。

御質問の趣旨であります外国人観光客の受け入れに対する整備と対策についてでございますが、25年度の取り組み状況を御報告を申し上げます。

近年、自転車やレンタカー利用による旅行者が増えていることもあり、島内主要箇所に観光案内板、誘導板18基を設置をしております。この事業では、平成29年度までに292基を整備し、観光客の利便性を向上させようとするものでございます。

また、グレードアップ事業として、宿泊施設へのウォシュレット等の整備に対する助成及び無

線LANの整備を行っております。特に無線LANにつきましては、外国人がスマートフォン等で対馬の観光情報を閲覧する際に、通信料金が高額になるため、無料で情報を閲覧できるよう整備したもので、厳原市内、和多都美神社、比田勝など、観光客が多く訪れる場所を選定し、20カ所、31ポイントに設置をしております。

また、観光地の案内や説明等の充実を図るため、厳原と比田勝の港に観光案内所を設置し、韓国語で対応できる案内人を設置しているところでございます。その他、韓国語によるパンフレットやガイドブック等の整備をはじめ、受け入れ体制の充実を図るための事業やしまとく通貨の利用促進によります対馬島内での消費拡大等に取り組んでいるところでございます。

今後の方向性として、先ほどの25年度取り組んできました案内板とか誘導板の設置事業、それから、受け入れ施設のグレードアップ事業、観光案内所設置事業等のほか、韓国国内での観光PR等の宣伝事業にも取り組んでまいりたいと思います。

観光バスの駐車場の問題につきましては、先ほど小宮議員、そして、昨日の大浦議員に対する答弁のとおりでございます。

また、予算額としては、ほとんど見えてきませんが、外国人観光客の万一の事故やトラブル発生時に対応するため、韓国語によるサポート体制を整備したり、警察、消防署、病院、さらには駐福岡大韓民国総領事館との連携によるサポート体制も構築をしているところでございます。

冒頭に申し上げましたが、現在、小グループや個人旅行者が大変多くなっております。また、宿泊施設の不足も大きな課題であります。平日でも4～500人、休日になりますと1日に1,200人もの観光客が来島されます。市といたしましては、先ほど申し上げました取り組みに加え、国際ターミナルにおける入国手続の時間短縮、宿泊施設の不足に対するホテル誘致事業等にも取り組み、観光客の誘致活動、おもてなしの充実を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、2点目であります。市主催の各種イベントの日程のあり方という御質問がございました。これにつきましては、対馬市内において、毎週末ごとに何らかのイベント等が開催されている状況であります。これらさまざまなイベント等につきましては、市民皆様の健康づくりのことであったり、学習、娯楽、交流の場として、大切な取り組みであります。ただ、現状といたしましては、それぞれのイベント内容にあった開催時期を選定することや、各業種の繁忙期などを考慮した日程調整等の結果として、同日に幾つかのイベントが重なる状況が見受けられます。

このような中で、対馬市が開催いたしますイベント等につきましては、例年行われている大きなイベントなど、開催時期も何月の第何日曜などと定着しているものもありますので、ほかの行事を組むときには、まず第一にそのようなイベントの日程を考慮はしております。

そして、毎月行っております定例記者発表のため、翌月の行事予定を取りまとめ周知しており

ますが、イベント自体は各部署ごとに計画をいたしますので、連携の徹底不足などから、日程が重なってしまう事例もございます。

また、今年度から新たなシステムの導入により、全職員が年間の行事予定などを入力閲覧できるので、いつでもどのような行事が予定されているのか、年間分を確認することができるようになりました。このシステムを利用することにより、各部署間での情報確認をより密にし、日程の調整を行い、イベントの対象者によっては、昼とするのか夜の開催がよいのかなども含め、できるだけ多くの皆様に参加いただける日程となるよう検討をしております。

今後におきましても、市の開催するイベント等につきましては、システムにより、他部署の事業予定の確認の徹底と情報入力の徹底を図るとともに、各部署間での情報連携をより密にし、また、各種団体が開催するイベントにつきましても、所管する部署で情報を把握し、システムに入力するなどの対応を行い、市民皆様が参加しやすい日程調整を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） ただいまの答弁を聞きながら、整備も少しずつ計画を持ってやっているというようなことだったかなと私は思っておりますが、冒頭に市長の発言を紹介しましたように、私が、市長が言う誘致活動が対馬の大事な産業であるということを考えた場合に、私なりに本市が行う外国人観光客誘致事業に対し、まず大切なことは、市民にもっと広くこの誘致活動について理解をしていただけるような説明責任を果たすべきではないかと思うのであります。

例えば、昨年の9月議会で、この外国人観光客の誘致に対して、私は入国料ぐらい徴収して反映したらどうでしょうかというような話もしました。そこで、市長は、市長の答弁の中で、港湾施設使用料3,190万円の収入のお話がありました。このように、外国人観光客の受け入れにより得た港湾施設使用料3,190万円の収入についての仕組みとか、この収入を一般財源に振り分け、対馬市民のためにどう使っているのか、徹底した説明をしていただくことで、外国人観光客の受け入れ体制について、賛否両論ある考え方を一新していただきたいと強く望むものであります。

また、年間20万人の外国人観光客の来島を目標に官民一体となることが市長がお話されどおり、島の生き残りとなっていくのではないのでしょうか。

私は、外国人観光客が本市へ入国する姿勢と、受け入れ側、つまり私ども対馬の姿勢は比例をしていると感じております。十分なおもてなしとか受け入れに対し、日本の、いや対馬の心が伝わる政策を打って、対馬をもっと内外にアピールしていただきたいと強く感じております。

このようなことから、私なりに対策しなければならぬ課題として、先ほどから数名の議員さ

んの話の中でありましたが、まず、観光バスの交通問題があると思います。現在、厳原市内を見ますと、ティアラを中心に市内観光が行われている現状から、観光バスによる一般車両や歩行者を巻き込んだ交通妨害、交通違反などが目立ち、早急な整備の必要性があり、受け入れ側の本市の対応を不備であると言うしかございません。また、不足する宿泊施設の問題に関しましても、先般、中村知事が2期目の就任の挨拶の中で、対馬の現状についてこのようなお話をされていただきましたので、御紹介させていただきます。韓国から多くのお客様に対馬においていただいておりますが、宿泊施設が足りない、ホテルをどう誘致していくのか、そういった具体的な課題をターゲットに戦略づくりを進めて、具体的な取り組みを始めなければならない。このような知事のお話の中から、市長、今後どのような戦略をもって、どのような動きを県となされていくのか。また、どのように長崎県と連携をした取り組みをしていくお考えがあるのかなど、この時期に早急に対策を打たなければいけない課題は幾つもあると思います。

先ほどから1年足らずでかわりばえはない。受け入れは不十分であるというまとめのようにもありましたけども、先ほどから話がある中で、本定例会の初日に、市長の行政報告の中で、しまとく通貨について換金率が県下で一番多いと御報告がありました。果たして、市民はこのことをどう理解しているのか。換金率は県下一番、しかし、この通貨を利用し換金している34.3%のうち、外国人、言うならば韓国人、ほとんど、だから、韓国の観光客のために発行しているみたいなものだ、そういうふうにつえられているのではないかと思います。それが、絶対そうだというわけでもありませんけども、皆さんも御承知のように、この通貨の意味合いとか、もう皆さん周知していると思いますけども、私なりにここをそういうふうにつえる場所があります。

このしまとく通貨の狙いは、消費を増やすことを目的としてきたはずであります。大事なことは、換金率34.3%の数字ではなく、しまとく通貨制度により来島される観光客の1人当たりどのくらい消費が向上したのか。また、しまとく通貨制度開始前より、各店舗においてどれだけ売り上げが上がったのかということ、市民へもっと深く情報を発信すべきであると、私はこのように思います。

このようなことから、目線を変え、人の流れ、導線、変えることが今まで以上に市民に、特に市長がおっしゃる南部地区の市民の方々であります、外国人観光客が来島することを深く歓迎していただき、また、来島する外国人観光客のあり方が、今まで以上喜んで帰っていただける仕組みができるものではないかと。この言葉も、市長の前回の議会の中で南北若干の温度差があるという話をもとにして、私なりに考えたところでございます。

そして、さらに重要なことは、外国人の自然増ではなくて、積極的に入国、出国に力を入れることが共存のあり方であると私は思うわけであります。

話は若干変わりますが、先般、私の韓国の友人になぜ対馬に来るのかと尋ねましたら、静かで美しい島、だから行きたいと話しておりました。一例かも知れませんが、受け入れ整備をしっかりと、今まで以上に魅力のある対馬につくり上げれば、観光客は無限大に広がり、反映するのではないのでしょうか。

このように思うわけでありますが、改めて市長、ここで述べましたけども、市長の御答弁をお願いします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 韓国人観光客を誘致する、また、受け入れをするに当たってのお話の中で、市民への理解とか施策に対する理解も含め、そして、対馬市として市政的な問題を十分に市民の皆様に理解をしていただくために、こちらからの広報が必要なんではないか。その1つとして、港湾施設の使用料が、単に港湾施設の管理料のみならず、一般財源に振りかえていく部分についての説明等々もやった方がいいんじゃないかという御提言であります。それらについては、確かにこのような部分があるんだよということをきちんと市民の皆様にわかっていただけのために必要な施策だと思いますし、そのあたりのことについては早速取り組んでいきたいと思います。

今月できるのか来月できるのかまでは明言は避けませんが、近いうちにそれについては取り組まさせていただきますと思います。

そのことによって、お話の中で、市民全体のもてなしという心ができる中で相手が喜んでいただける。そしたら、お客もさらに増えていくではないかというお話でございます。これらについても、しっかり取り組んでいきたいと思います。

それと、確かに急激な観光客が増えたために施策として遅れている部分等々がいっぱいあります。それらがすぐに解決できるという問題もあるでしょうけども、なかなか難しい問題がたくさんあります。その中で、ホテル誘致に対する県とのサポートしていくというお話の中でどのようなお話もありました。この問題については、3月、4月とずっと県の局長さんもこちらにみえられ、一緒に論議をしていく。そして、4月に新たに着任された県の対馬振興局長さんもこの問題について、どのようにやっていこうかというふうなことで話にもおみえになりました。

また、最近では、韓国の方をこちらにお呼びしてから、実際、違う視点で対馬の日帰り客を宿泊客に変えていくための施策、当面できる施策等々についても意見を聞くために、こちらにも来ていただいたりもしております。そういう中で、方向性が見えた段階において、また、県のサポートもいただかなくてはいけませんので、その情報については県に流し込みながら組み立てていきたいというふうに思っております。

しかし、そういうことをするにしましても、波田議員が先ほどおっしゃられた市民への理解、市民への広報というのがまず第一なんだということでございます。それらについては、しっかり

近々取り組んでいこうというふうに考えております。

ありがとうございます。

○議長（堀江 政武君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） それでは、ただいま市長のほうから誘致による収益の説明を市民にどういう形で徹底するという明確な答弁をいただきましたので、少しでも早く周知徹底をよろしく願いしておきます。これも、市長が目玉とする誘致に対して、対馬市民が一番よく理解すれば幸いかなと思うから、よろしく願いしておきます。

先ほど話が出ましたように、宿泊施設の件について若干触れさせてもらいたいと思いますが、厳原市内とか比田勝地区の宿泊施設は、外国人観光客の入港、出港状況によって非常に左右されているというのは、皆さんが既に承知と思います。しかしながら、日本の旅行者が来島を制限する場合もあるようにあります。

そのような中で、日本人観光客や島外から来島されるビジネスマンの方々の宿泊場所が確保できない状況にもあることは既に御承知のとおりと思います。現在、対馬市が行っているはずの比田勝地区の三宇田浜ホテル誘致について何らかの進展があったのか、これもお伺いしたいと思います。また、このホテル誘致について、日本がだめなら、外国資本を入れ誘致する考えはないのか。

それと、以前、市長がお話されておりましたが、外国人観光客の方々がまた対馬に来たい。すなわち先ほども話がありましたように、リピーターを増やすことが重要だと話っております。この件について、ホテル誘致の問題と外国資本での誘致の問題と、この2点、市長が何かあればお答えしていただきたいと、このように思います、どうぞ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 三宇田の件につきましては、先ほど申しました、今までの方向性ではなかなか国内外ともに参入してくるのが難しい状況にあるものですから、違う視点でのつくり込みができないかということで、今向こうから来ていただいて、どのような形がいいかを調査をしているところであります。

もう一点ですが、それが外国資本でもいいんではないか、どうする予定なんだというお話でした。これにつきましては、その方向性が見えた段階で一つの結論を出さないといけないと思っております。

今、5月の20日以降、私どもに入ってきた情報で、国の方向性が、総務省が打ち出しております地方の元気創造プラン等によりまして、今球出しをもうすぐしたら言ってくる時期が来ると思っております。その球出しの中に、そのようなものものせ込んでいけたらいいなというふうな考えもしながら、事務を進めておるところであります。その創造プランにつきましては、国のお

金だけではなくて、だぶついている地方の金融機関の資金というものをどのように無担保で融資させていくかということも国は考えながら、この制度をつくり込んでおられるようにあります。それらが6月の下旬、今月下旬に総理大臣から発表されるその骨太方針の中に明確に打ち出されるというふうな情報は聞いておりますので、そういうこともらみながら組み立てを、歩みを速めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） 市長、それでは私の答弁にならないから、もう一度確認します。対馬市のトップである以上は、現時点でホテルが足りないとはっきりしておるわけですから、そしたら、トップとしての考え方を、総務省とか国とかじゃなくて、あなたの考え方を教えてくださいませんか、どうぞ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 必要だという考えの中でどのような制度とか、そして、どういうものの組み立てがよいのかというのを調査をしながら財源等を見つけていくという作業を今やっている最中でございます。

○議長（堀江 政武君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） それでは、財源確保とか、いろいろな諸問題が片づけば、建設に向けて前向きにいくという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 建設、市がするわけではありませんけども、促していくというふうな方向で考えてはおります。

○議長（堀江 政武君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） それでは、この問題は要望を言っておきますが、先ほどから市長は、私が9月議会から話す中で、生き残りをかけて誘致にやるんだと言うなら、ここは絶対に足りないものを早急に整備するのが市長の、あなたの仕事ではないかと思っておりますので、よく難しい法律はわかりませんが、誘致にやる以上は、受け入れ側をしっかりといただきたいと、このように思っております。

続きまして、先ほどから問題となっております島民の誘致に対しての認識度、これについて、まず、私は市民の1人として、観光バス、法の話はたくさん出ましたけども、私は、実質どのようなことなのかだけを具体的に説明だけをさせてください。

というのが、要するに市長にお尋ねしたいんですが、国分地区にある嘉瀬商店って御存じですね。たばこ屋、化粧品屋、わかるでしょう。あそこを、本道から大型バスが入ってくるんです、

役場を向けて。そういうときもあるんです。そういうふうなことを考えたときに、何もないならいいんですけども、よく大型進入禁止とかいろいろなことがあるかどうかは別問題です。誰が考えてもあまりマナーが悪過ぎる。

といいますのはどういうことかという、現況で駐車場がないので、市長も見とると思います。市役所の前に入ってきて、ガイドもおらん、案内番もおらん、誘導番もおらん、いきなりバックしてくるんですから。あの市役所の横のロータリーでUターンしますよね。これ非常にあの辺を行き来する人たちは、非常に印象が悪いんです。私も何回か経験したことがあります。

それは、なぜこの話するかというと、要するに、日本の受け入れ側の会社のことは批判しないんです。旅行者がというような言葉に変わるじゃないですか。そういった意味からしましても、先ほど、そういった受け入れが不備な点がこういうふうな形としてあらわれてくるということ、私なりに市長にお伝えしたいんです。

市長がどういうふうな、遭遇されたかどうかはわかりませんが、こういった事実が頻繁にあります。市役所の職員が、廊下でたばこを吸う時間に外を見らせてみませんか。バスがずらっと並んでますから。ということは、それだけ迷惑を被っておる島内の人がおるということ。だから、もう何てことしてくれるんだらうというように言葉として変わるじゃないですか。この辺を御理解ください。

私の希望は、市長が、このような現況の説明を私しましたので、バス業者と話をされる機会をつくっていただいて、業者の事情も酌んで改善策を打っていただければ、市民も安心して往来もできるし、また、運転手さん方もいろんな批判とかしなくて済むようなことになるんじゃないかなど、このようにも思っております。

これは、このくらいにしまして、もう一点、最後になりますが、観光誘致の一環として、国境花火大会について少し触れさせてください。

といいますのが、観光誘致の一環の目玉として、国境花火大会の実証実験の予算が決議実施されておりますよね。この事業については賛否両論ある中、市長の決断であります。市民にわかりやすくもう少し議論が必要ではなかったかなど、私なりに思いますが、これは、市議会が決議したことでありますので、これは、差し控えたいと思いますが、また、本議会の初日にも、今年度、いわゆる26年度計画されております。この花火大会の案件について、予算の上程があっております。一部の議員さんの方々から、この事業に対して否定的な意見があったようにも感じております、説明の中で。

先ほどもお話ししましたが、そもそも昨年、今年度の実施が計画されています、対馬国境花火大会に向け、実証実験をしたいと市長の提案の際、ここでも賛否両論ありました。しかし、結果として、議会は賛成したわけでございますので、今になってこの事業に否定的な意見を発する方が

議会人としていかななものかと、私は疑問に思うところもあります。しかし、説明と実際行おうとすることが違えば、当然かもわかりません。

しかしながら、市長の発案でも非常に上対馬振興策の1つとしても、それは、十分、的は射ておるのかなと私なりに思っておりますが、過去に例のない新たな交流の布石を私は理解しております。

市長も前回の答弁の中にもありましたが、交流に対しては過去の歴史そのものが当たっておるんだと、明確に話されました。だから、私は、交流とは一体何ぞやと思うところから、交流とは行ったり来ていただいたりすることそのものが大事だと思うわけであります。交流の原点に立ち返り、誠意を示そうではありませんか。

昨年、北海道、日本の最北端である稚内市に行政視察に行った折、隣国のサハリンとの交流のあり方など、話の中で我が対馬も手本としたいと感じて帰ってまいりました。ともに善知識に捉え、隣国ではなく隣地として捉えたならば、もっと交流が盛んになるのではないかと、私はこのように思うわけであります。

この件についても、市長の考えがあらわれれば、よろしく御答弁お願いしておきます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 稚内のお話がありました。稚内からサハリンに船で5時間かけて移動も私もさせていただきましたが、稚内の商工会の副会長さんともその後交流をしておりますが、やはり、周辺部に位置する自治体とか地方というのは、東京が中心に回るこの国、もしくはその東京が生み出す価値観というものに振り回されるのではなくて、周辺部の人たちがそこを中心として圏域を組み合わせながら組み立てていくやり方ということが、最終的には生き残り策なんではないかというふうなことは、当時、稚内のその副会長さんともお話をお互いが意気投合したところであります。

先ほど申しますように、周辺部の行き方はそれしかない。それが、過去の対馬の歴史にさかのぼってもやはりそうだったということに立ち返りながら、隣地とのその交流というものに私どもが積極的に取り組んでいくようにしたいということを改めてまた感じているところであります。

○議長（堀江 政武君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） それでは、2点目の問題に入らせていただきますが、対馬市が開催・運営する各種イベントのあり方について、先ほども答弁がありましたけれども、私なりにこの問題についてはお願いがあります。といいますのが、先日の6月1日に巖原地区の大掃除がありました。市長御存じですか。出らなくちゃいけないですよ。ちょうどその日は消防訓練大会が三根であってございました。私は、久田の住人であり、久田地区の者でございますので、自衛隊の方とか官公庁の方とか大変たくさん出ていただいて、スムーズに清掃がなされております。

その反面、巖原市内から外れた地方の方々からまたお話を聞きますと、こういった大型の訓練とかで消防職員とかが出ていくと非常に困るんだという話も聞きましたので、先ほどから話しますように、この大きい行事については、細部までしっかり掌握していただきたいという思いがありますので、こういう話をさせていただきました。

それと同時に、また、我々議会人として、住民の代表として、なかなかこういった機会がない限り、一人一人と密着したおつき合いができないんです、議会人も。どちらに参加するかというのは本人の自由であります、できることなら、住民の代表ですから、住民が主となるものが出るのは当然であって、今回は、私が訓練に行っていないからよくわかりませんが、ほとんどの方が消防に出らへったかもわかりません。そういったことはよく調べてはおりませんが、このようなことを考えても、やっぱり企画を打つ市側がもう少し細部まで掌握していただきたいと、このように思っております。これは要望でございますので、またそれなりの先ほど説明がありましたように、年間を通じてのものが制作しているんだということを私なりに理解しましたので、できるならよろしく願いしておきます。

くどいようですが、最後に観光客の誘致について、これも要望でございます。私は、観光客誘致、特に外国人観光客の誘致が進んでいる中、本市が生き残りをかけた事業であるとの自覚のもと、まさかの思わぬ展開がないように、二陣、三陣の先手を打って対馬の観光産業を引っばってもらいたいとお願いしまして、私の一般質問とかえさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） これで、波田政和君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 昼食休憩とします。再開は午後1時からとします。

午前11時54分休憩

午後0時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 入江と申します。よろしく申し上げます。一番最後の一般質問になりましたけど、一生懸命やりたいと思います。50分間、眠たいでしょうけど我慢して聞いてください。

一般質問に入ります前に、一言、市長に言いたいことがありますので言わせていただきます。きのうのいづはら病院跡地問題で大浦議員が一般質問されたんですけど、あの答弁に対して、もう何か、苦し紛れの一生懸命のうそをつかれました。

私はこの3カ月、一般質問をするのに、いづはら病院問題では長崎まで何度も、何度も足を運

び全部調べてまいりました。それで、うそをつかれていることが確実にわかったんです。何を笑っているんですか。だから、今日うそをつかないで本当のことを言ってください。いつはら病院問題に関しては、全部調べてまいりましたので、以上です。

一般質問に入らせていただきます。

通告をしておりましたいつはら病院跡地利用についてお尋ねします。

私は議員になって、昨年の6月から1年間にわたり巖原市民の一番注目しているいつはら病院跡地利用について市長にお尋ねしてまいりましたが、3月の議会までは市長の答弁は何の進歩もありませんでした。もう開院が来年なのですから、どこの法人と交渉中か、交渉期限はいつかお答えください。また、基本病床数の設定を見直すべきだという要望書を出しておられますが、県に、3月までの議会の返答ではまだ県からは全然、回答は来ないという御答弁でしたが、回答は来たのでしょうか。お答えください。

第2に、対馬市指定管理についてお尋ねします。

3月17日、長崎地裁巖原支部において、社会福祉法人梅仁会に対して330万円の損害賠償命令と、元市議に対して20万円の損害賠償が出ております。市の大事な財産を指定管理している市長の親戚の梅仁会は、この事件に対していつ報告がありましたか、市に。どなたが受けたのか、市長はどのような対応をしたのか、またこれからどのような対応をされるのかお答えください。

第3番目に、市職員による不祥事についてお尋ねします。最近、職員の不祥事が頻繁ですが、市長になられてこの6年間で何件あったか、またその処理をどのようにされたのかお答えください。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 冒頭、入江議員のほうからうそをつくなというふうに言われましたが、私はうそをついているつもりは全くありませんし、今、起こっている物事について伝えられる範囲にきちんと伝えてきているつもりでございます。

病院の跡地の問題につきまして、いつを新しい法人の期限にするのかというのが、まず、ございました。これにつきましては、当然、来年の春に統合病院が開院する、このことについては皆様方にも伝えてきておりますし、そして開院後に跡利用をするところが、そこをどのように改修していくのかという期間も必要になります。

その始まりの改修の開始の時期については、当然、転院後になるわけですが、そこに入り込んでいくという導入の最終的な結論っていうのは、やはり秋ぐらいには遅くとも決めないと物事は決まらない、次の方向性が見えてこないんじゃないかなと思って、自分の中では期限をつく

って動き出しをしているつもりであります。

また、県のほうに対して出している要望に対して回答は来ているのかということですが、要望という性格上、私どももたびたびいろんなところに要望を出すわけですけれども、これについて書面での回答は一切求めておりませんので、回答というものは書面で来ているものではありません。

2点目の対馬市が指定管理をしている社会福祉法人に対してのお話がありました。

これにつきましては、もう既にご存じのように3月18日付長崎新聞の記事によりますと、社会福祉法人の職員である、元市議に全身マッサージを強制されるなどして精神的苦痛を受けたとして、元職員の女性が慰謝料などの損害賠償を求めた訴訟の判決があり、3月17日長崎地裁の厳原支部において、この訴えを認め、法人それから、元市議にそれぞれ330万円と20万円の支払いを命じたというふうにあるものです。法人は適切な法人環境を提供する義務を怠ったという過失というふうによりこれによると書かれております。

指定管理の状況でございますが、26年5月1日現在、指定管理者制度で運営をしている社会福祉施設は老人ホームが2カ所、特別養護老人ホームが3カ所、ピアハウス1カ所、デイサービスセンター4カ所、そして福祉センター3カ所、活動支援センター1カ所の合計14カ所であります。

対馬市が社会福祉法人梅仁会に指定管理者制度で管理を委託する施設は、養護老人ホーム丸山と公園施設であります対馬市ファミリーパーク、それに温泉施設ほたるの湯の3カ所でございます。養護老人ホーム丸山につきましては、平成14年度に対馬総町村組合が設立し、梅仁会に運営を管理委託契約で委託、平成16年3月から対馬市の合併に伴い、平成21年3月まで運営を指定管理者制度で委託、さらに21年4月から26年3月までの5カ年間、平成26年4月から平成31年3月までの5カ年間、指定管理を非公募により継続更新をしております。これは、昨年12月の定例議会において議決をいただいているところでございます。

また、公園施設の対馬市ファミリーパークにつきましては、平成14年4月に開設し、財団法人峰町総合開発公社に平成19年6月まで管理を委託契約で委託、その後、指定管理者制度により公募をし、2者からの応募がありましたが1者が辞退し、審査の結果、平成19年7月から平成24年3月までの4年9カ月間を指定、その後、期間満了に伴い、前回同様公募を行い、1者のみの申請があり、審査の結果、平成24年4月から平成29年3月までの5カ年間指定をしているところでございます。

次に、温泉施設ほたるの湯につきましては平成17年3月に開設、当初、直営で運営をしておりましたが、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図る目的で規定により公募を行い、1者からの申請があり、審査の結果、平成21年4月から平成26年3月ま

での5カ年間、指定を行い、その後、指定期間満了に伴い、前回同様、公募により募集を行い、審査の結果、同法人を平成26年4月から平成31年3月までの5カ年間、指定を行っているところでございます。

この公の施設の指定管理については原則、公募を行い、透明性や公平性を確保することが重要であることは認識しておりますが、養護老人ホームにつきましては、入所施設でもあり、施設利用者と施設管理者の間に長期継続的な人的信頼関係が必要な施設でもあり、また利用者の利益保護を図る上で、非公募といたしております。

なお、継続更新に当たり、法人からの指定申請の提出を求め、実績及び事業計画並びに経営状況を指定管理者選定委員会で選定基準に基づき審査をし、指定管理者として妥当であると決定をし、指定をしているところであります。

次に、対馬市職員の不祥事についての質問がありました。私が就任してから6年間で何件の不祥事があったかという御質問でございましたが、懲戒処分を行った件数で申しますと、合計で55件ございます。処理の手続きでございますが、対馬市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づき手続きを進め、対馬市職員の懲戒処分に関する指針により、副市長が委員長を務める対馬市職員分限懲戒審査委員会で処分内容を十分審議し、その対象となった非違行為について厳正かつ公正に懲戒処分を実施しております。

懲戒処分の内訳ですが、戒告33件、減給14件、停職5件、免職3件です。また、行政報告でも報告いたしましたが、職員は公務の内外を問わず、高度の行為規範が要求される立場にあり、市民全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない立場でありながら、懲戒処分の対象となる非違行為は市民の市政に対する信用を著しく失墜させるものであり、公務員として許すことのできない行為であります。

部長会議での指導の徹底を指示をし、管理監督者においては、文書で職員の綱紀の肅正について徹底を図るよう通知しました。しかし、非違行為が後を絶たないため、私、みずから各部署を回り職員に直接、非違行為への注意喚起と市民の皆様の信頼を回復するため、まずは市民の思いや意向を察し、備え、応えることができる市民コンシェルジュの構築を進め、市民の総合窓口として誠意を持って対応ができるように務めるよう、職員をお願いしております。

そのような精神が醸成されれば、不祥事を起こす職員は根絶され、市民本位の行政の執行による地域や、市民の活性化につながると共に市民の幸福度向上に向け、市民サービスの質の向上も図っていく所存でございます。今回の不祥事を教訓として、今後も私と共に職員一人一人がみずからを厳しく律し、市政の発展に邁進をしていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） いづはら病院の跡地利用の件なんですけど、県まで行って病院企業団の企業長ともお会いしてきたんですが、対馬市長からいづはら病院跡を残したいのであそこを貸してくださいということを一言も言われてないということなんです。それで、あの病院跡は一応、対馬市のものじゃないんです。土地はそうなんですけど、あの病院跡は企業団のものだから、まだ一言も言われていません。でも、財部市長はずっとこの1年間、残す、残すって言ってこられましたよね。あの病院企業長の話では、政治的に対馬の市長さんがあの病院跡を残すと言ってあるだけで、私たちは大変迷惑をしておりますという返事だったんです。

だから、全然、市長が病院企業団のほうにはあそこの病院を貸してくださいとか病院を残しますとか相談を受けたことはないと言ってあります。どういうことなんでしょうか、それは。

病院を残すなら、企業団のほうに貸してくださいとか、あそこの病院跡を残したいんですがという相談をしてもいいんじゃないかと思うんですけど。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今までの論議、そして12月議会のほうから決議をいただいて、そして12月の20日でしたか、県のほうに行きまして、基準病床の問題で、当然これが引っ掛かっておったわけですから、県の医療政策課のほうに市民の思いはこういうことだからということで、この基準病床の見直し、並びに平成18年の厚労省通知に基づいた力添えをくださいということとで昨年末に県のほうに行き、その後、県のほうとその調整をし、当然12月の20日において、こういう方向に対して県も汗をかきますというふうにおっしゃって、その詰めをずっとしてきております。

米倉企業長の記憶も私はおかしいと思いますが、4月の24日、4月においてそれは就任された年の4月24日でございますが、そのときにいづはら病院において、私は会議室で面会をしました。対馬として、また厳原の市民の考えはケアミックスということですので、という方向性はきちんとお伝えをしました。ただし、この施設をどうのこうのという、そこまで私は、その段階ですからまだ話はしておりません。

なぜならば、入江議員がおっしゃられるように土地については対馬市の土地であります。もし、その施設を使わないということになった場合は、企業団のほうは逆に全部を撤去をするような話も当時の契約の中には入ってたはずであります。

そういう中で、そしてまして、建設の関係につきましては、私どもも一定の備品等についても市の負担をしてきた部分もございます。私どもも、登記簿上はないかもしれませんが、財源の負担はきちんとやってきた建物というふうな考えを持っております。厳原市民の皆さんの思いを汲んでその形づくりに、昨日から話しておりますように、今、ずっと邁進をしております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 企業団から聞いてまいりましたが、建設推進管理会議では、今後の対応として、現いづはら病院は介護施設または高齢者向けの施設と推進し、新病院との適切な役割分担と決定していますということなんです。それで病院企業団としては、実際、病院跡はまだ上等だから一応使えますけど、介護施設か高齢者向けの施設にということ考えていますということなんです。

それともう1つ、病床数の問題ですけど、病床数の変更のお願いを厳原町の区長会から平成23年8月21日に県のほうへ、対馬市から平成25年8月30日、それからもう1つ、対馬市から25年12月18日に病床数の変更を、それから25年12月20日対馬市議会から要望が出ておりますが、この要望書を県が受け取った時点で12月に対馬市のほうに、県としては25年12月に対馬市に医療病床数が不足する根拠及び不足病床数などを具体的に示していただくように依頼をしましたが、今、6カ月になります、具体的に全然来てないそうです返事が、対馬市から。

だから、つくる、もうあれはないんですよということを言われました。それで、市長も病院跡を残したいなら、12月に県からこの問題を言ってきたときに、具体的に示してくださいって言ってきたときに何で返事を出さないんですか。返事を出さないということは、もう厳原病院跡を残さないということじゃないですか。6カ月になったところで対馬からは何も言って来ませんよということですよ、県のほうは。

残したいなら、この具体的に示していただくようにということ、文書が来ているじゃないですか。何で出さないんですか、それを、もう6カ月経ってますよ、12月から。全然出て来てないって言ってますよ、県は。どういうことなんです、これは。病院は残す、残す。全然、これ、県に病床数の変更の返答してないじゃないですか。あなたは3月の議会で、まだ返事は来ておりませんと言いましたよね、私に。でも、返答は来とったじゃないですか、12月に。12月に返答来ているんですよ。医療対策室の人はどうですか。来ておるはずですよ、これは。県がはっきり、これは言ってますから。だから、まだ言ってますから。だから、いづはら病院跡を残す、残すって言うところで残れないんですよ。

私は、県まで8回行きました。全部調べてきました。ところがもう残せないんですよ。でもあなたは、やめたくないためにずっと言ってるんじゃないですか。病院跡を残す、残すって。どこの法人が来ますか、何かおかしんですか。何で返答を出さなかったのか言ってください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） やめたくないためということではなくて、市民が求めている姿を、私は求め続けているわけですし、私のことで、個人的なことではありません、まずもって。

今の話でございますが、私どもは県に対してずっと言っておりますのは厚労省の通知のそちらでいきたいと思います、その話を2月から、ずっと県ともしてきてるんですよ。してきております。それはきちんと向うも残っておりますし、うちの職員も行って話し合いをずっとしてきております。その結果として、きのうも言いましたが、厚労省通知に基づいて、そちらで道を開いて行こうと、基準病床を見直していくのには、2年、3年かかる、それは待てない。ならば、厚労省通知に基づいて行こうじゃないかということの方向性で、私どもは動きを早めてるというふうなことでございます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） じゃあ、この前の3月の議会で、返答が来てませんという返答でしたよね、これにもありますけど、一般質問のあれにも。まだ、県から返答は来てません。県は12月に出してます。これはどういうことなんですか。医療対策室のほうに出ているはずですよ。だから、ちゃんと調べてきているんですよ。わたし、これ。医療対策室にも行って。「入江議員、こうですよ。」って。でも対馬市からは返答が一切来ませんよって、ちゃんと示してくださいって言って文書を出してますということですよ。

医療病床数が不足する根拠及び不足病床数などを具体的に示して文書でくださいって言うこと。出しましたって言うてあるんですよ。それ、もろうてないということはおかしいじゃないですか。そして、返答は来てません、3月の議会では、返答はまだ来ていません、どの県議が言われたんですかとか。県議を馬鹿にしましたよね、あなた、あのときに。何日前ですかとか。12月に来ているじゃないですか、返答は。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） そのことにつきましては、私の記憶では返答は来ていないと、返答どころか、それは私どもが求めている方向と、県が求めている方向が全く違うというふうに今、話聞いていて思いますが。

そのことによって基準病床の不足を変更するのに、2年、3年かかるから、逆に厚労省通知のそちらで、物事を突破していきたいと思いますということになっているわけですし、今のお話というのは正式に何もこちらには届いていないというふうに、自分自身は理解をしております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） うそをついたらだめですよ。ちゃんともらってきてるんですよ、私。何月何日に対馬市にこういう文書で出しましたってことをもらってきてるんですよ。だから、どれだけ県まで行きましたか、私は。全部もらってきてますよ、何月何日に市から来たとか。みんなもらって来ってます、これ。あとで渡していいけど。うそじゃないですか、それは。あなたの言うてあることは。

そしたら、病床数をふやすのは県や国でしょうが。そしたら、何で県に返答を出さないんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） これについては、基準病床の見直しをやっていくのか、その医療計画の見直しでいくのか、それともそれ以外の厚労省通知でベッドを確保していくのかという2つの選択の中で後者のほうでいこうという方向で今、固まって私どもは動いてるわけですし、今のその返答とかいう話は、何も私どもは関係ない話だと思いますけど。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 関係ないことはないじゃないですか。何でそんなら県に病床数を増やしてくれっていう要望書を出したんですか。何も関係ないんなら出す必要ないでしょう。そうじゃないですか。いや、まだ私は言いますから。何がおかしいんですか。

そしたら、県の報告が、全然間違いなんですよね。対馬市には来てないんですよね、文書は、12月に。医療対策室に行ってますよ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 何度も言いますが、医療計画に基づいた基準病床の増で、今の既存のベッド数を求めていくのか、それとも医療計画で決まっているそれとは別に厚労省通知で既存の病院が統合した場合の既存のベッド数の確保に向かって、厚労省が特別に認めることができるというやり方でいくのかという話で、こちらのほうでいこうということで物事は進んでおるはずですよ。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 市長はいづらはら病院跡のケアミックスの63床を残すってずっと言ってこられましたけれども、いづらはら病院跡63床残して新病院ができますよね。そのときには患者の取り合いになると思うんですよ。その場合、新病院に赤字が出たときには、負担するのは県ですか、国ですか。お答えください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 赤字が出ないように病院企業団という組織で公営企業法を適用する病院にかわったというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 病院企業団の話では必ず患者の取り合いになると、そうしたところが、赤字になった場合、新病院が赤字になった場合は、どなたが負担になるんですかっていうことを私は聞いておるんですよ。県ですか、国ですか、お答えください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 約220のベッドで予定をされてます。きのう、大浦議員にもお答えさ

せていただきましたが、亜急性期の病院であります。統合病院は、

それで回復期の病院を、私どもはいつはらの跡利用の医療機関を目指していくことによって明確にすみ分けができる、そうなりますとお互いの経営を圧迫するという形にはならないものだと思いますし、福岡方面で回復期の病院を送らざるを得ない方たちにとって、対馬でその回復期を送れるということがよりよい方になっていくものと私は思っておりますので、お互いの経営はやっていけるというふうに思います。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 病院企業団としては、いつはら病院跡を残してもらえば、患者の取り合いになるから新病院に赤字が出るって言ってるんですよ、必ず。

そうなった場合、どこが負担するんですかって聞いているのに返事が返ってこないんじゃないですか。その赤字になった負担金は、県が負担するんですか、国が負担するんですか。お答えください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私もそこまでのお勉強はしておりません。今までの経験測の中でいきますと、赤字がいつはら等についても出たことはありませんでしたし、経常利益の累積の中で補填をしたりすることもあったみたいですし、先ほど言いますように公営企業法として物事を組み立てていくわけですから、その部分についてはしっかりと公営企業で頑張っていたかなくてはいけないというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 県と話をしてきたんですが、新病院をつくっていつはら病院を残した場合は患者の取り合いこになって新病院に赤字が出ると、その場合は市が負担していただけますかという文書を県から来ているんですよ。それに対してから返事が出して来ないらしいんですよ、だから市が負担するんですよ、赤字になったときは、必ず赤字になりますよ。両方の病院で患者の取り合いするんですから。そこまで言うんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、病院企業団がそのようなことで私どもに文書が流れてきたっていうことは皆目、私はわかりません。

○議員（3番 入江 有紀君） 病院企業団じゃない、県ですよ。

○市長（財部 能成君） 県が。

○議員（3番 入江 有紀君） 県。

○市長（財部 能成君） 県の医療政策課がですか。

○議員（3番 入江 有紀君） そうです。

○市長（財部 能成君） 私の記憶にはそういうのはありませんが。

○議員（3番 入江 有紀君） だからそんなして……。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） だからそんなして言い逃れをするんですよ。

だから、いつはら病院跡は63床、もう残せないんですよ。

病院企業団としても、対馬の市長さんが政治的に言ってあるだけで、入江議員、本当にあそこは、私たちはいい迷惑しておりますって言ってあるんですよ。はっきり聞いて来たんですよ、目の前で。あなたが言いよるだけやないですか。市長が言いよるだけです、残す残すって。そして、残したいなら、何で病院企業長にでも、企業団に行ってあそこを貸していただけませんか、私たちはこうして病院を残したいんですけどということを言っていかないんですか。何も聞いてませんよということですよ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 何度となく答えておりますが、米倉企業長が就任された4月に、私はいつはら病院の会議室において、この後、いつはら病院の跡利用計画についての方向性は明確に伝えております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） だから、12月に県から医療対策室のほうに、根拠、要望書の4件に対する返事が来ているんですよ。それでも市長は3月の議会、まだ来ていませんとか言われましたけど、来ているんです、これは。

きのうの大浦議員のときも、2月から4月にかけて、県とも話し合ってますとか、うそじゃないですか、それは。全然、話はしてないって言ってますよ、県は。何を言っているんですか。要望書が出てないんですから。県に出しなさいって言ってあるあれが、いまだに6カ月になったところで、市から何も言ってくるませんよって。病院をつくる予定はないんでしょうっていう感じですよ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 何も話してないっておっしゃいますが、私ども、ちゃんと職員は旅費をもらって県の医療政策課と話し合いもし、電話でも話をしてきております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） あくまでもつくる、つくるって言ってありますけど、無理なんです。そして、病院企業団としては、医師、看護師の確保を物凄い頭を悩ましてあるんですよ。今。それで、電車の中とかずっと募集を入れてますけど、頻繁でないでもうこれは、一番、医師、看護師の確保が頭にきてますって言ってあるんですよ。

市長はつくるって言うてありますけど、そこに医師、看護師をどんなしてから募集されますか。病院企業団でも難しいところを、市長ができるんですか、それが。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） きのうの答弁で申し上げましたが、私どもにそのあたりのノウハウとかネットワークというのはありませんので、直営っていう考えはありません。

それについては、法人のほうにお願いをしていくということで、話がついております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） やっぱり、対馬市民もですけど、巖原市民も、ここのいつはら病院跡地問題に関しては物凄い関心を持ってるんですよ。だから議会も今まで見よらんやった議会を、今、一生懸命で見てるんですよ。だから、市長が選挙に出られるときのことを信用してる人もまだおるんですよ。病院をつくってもらえるって。本当のことを言うてくださいよ、もう。できんじゃないですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 現時点で言えることはつくるということを約束しておりますので、それに邁進していきますし、現時点での交渉の経過を踏まえすと、一定の段階まで到達をしておるということをここには報告をさせていただきます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 病院跡を残したいなら、県のほうに大至急出していただけますか、これを、文書を。6カ月返ってこんっていうこの文書を出してくださいよ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 入江議員さんとこちらとの考えの違いがありますが、今、それ出してって仮に言うてあるっていう、それについての方向ではなくて、違う切り口からベッドを確保する道を見つけたから、そちらで県と一緒に汗をかいていくということに今はなっって進んでおるといことで御理解をいただきたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 県の医療対策室には、4回いきました、私。

全部事情を聞いてきました。市長の言うてあることは全然違うんですよ。そうですよ。頭ひねるなら、副市長、答弁をしてください。わかってあるなら。

県の方だからわかるでしょう、そのくらい。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 県の方でもそれはちょっと難しいかと思いますが。

医療政策課のほうとも、そして部長さんとも、私も会ってずっと話をしているところであ

りますし、職員もそこに行って詰めてきた結果として、先ほど言いますように違う方向、厚労省通知に基づいたベッドの確保ということで1つの方向が出ておりますので、私どもはそれで走っているというふうに御理解いただければ。それはどうのこうので物事は止まるというふうには全く思っておりませんし、私は今のいづはら病院の跡をどうかして、市民のまた巖原地域、巖原南部の人たちの思いというのを叶えるために、今、一生懸命走っていると。

そして、2つ病院ができれば、病院が赤字になってしまうんじゃないかなというお話がありました。サービスをどんどん向上させていくことで、市民が喜んでもらえるような医療のあり方というのを切磋琢磨してやっていくことが凄く大事だというふうに、私は思っております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 市長が推進管理会議にも出てありますが、そのときにいづはら病院跡地は介護施設か老人の施設にということで決定したんですが、そのとき出てあるのに何で反対をされなかったんですか。そのまま反対せずに、介護施設に決定したときに、市長も出てあったんですよ、会議に。その会議に対して、60以上残したいなら、その場で反対するべきだったと、私は思います。今になって残す、残すって言い出しても無理ですよ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 推進管理会議ですか。それには、私は恐らく毎回は出ていないと思いますが、出たのかもしれませんが。

その中で、なぜ言わなかったのかという、それは平成何年かもちよつと覚えておりませんが、少なくとも市民の方たちの意見というものを吸い上げた段階ではないと思っております、今のその話は。

市民がどのようにそれを汲み取っていくのかという段階で、市民の思いを十分に叶えるために、私はいづはら病院をきちんと一定の規模を残していくと、今の既存の病床数までいかないにしても、それ見合いの近いところを残していけるように、私はそれをやっていきますということを皆さんにお約束をして、今、ずっと動いてるつもりですし、その実現に間もなく、この秋ぐらいにはきちんと言えるんじゃないかと思っております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） あと2つの問題は次に回します。

平成22年の11月で対馬市基本計画検討委員会と、平成23年3月第1回新病院推進管理会議には市長も参加されております。そのときに、いづはら病院跡地は介護施設に決定しております。それで医療機能を持った病院を残したいなら、そのときに残したいというべきじゃなかったんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど、申しましたように、その方向性というのを市民に聞いて反映させることがまだできない段階だったということで、その後、市民のほうが、いや、それでは巖原並びに巖原南部の人たちにとっては大変きつい問題だということで、いつはら病院を残してやっ
ていくという方向性に決めさせていただいた次第です。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） もう残らないということは、県議を同行していただいて、全部調べてきたんです。そしたらいつはら病院跡はもう残せないと、そして企業長も政治的に言うてあるだけですから、それはもう信用しないでくださいということです。

あなたが、市長が政治的にいつはら病院跡を残すって言うてあるだけで非常に迷惑をしております。ほうじゃないですよ、そうなんです。大体できないっていうことが決定しているんですから、幾らつくる、つくるって言うたところで、全部調べてきました。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今の米倉企業長の発言については確認をさせていただきます。

私どもがやってきた方向、そして巖原市民が考えている方向というのを、私は就任の4月の段階できちんと伝えたつもりでございますが、そのことをお忘れならば、きちんと企業長にお伝えしないといけないと、再度伝えなくてはといけないと思いますが、何はともあれ、迷惑だとかいう話であるならば、そのあたりの発言の真意というものをきちんと、私は確認をさせていただきます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） そしたらですよ、企業長がうそをついたってということですか。企業長がじかに言うてある。対馬の市長さんが政治的に発言してあるだけですよ。そしたら何で、いつはら病院跡を貸してくださいとか、こういうケアミックス型を残したいんですが、貸してくださいってことを企業団のほうにお願いせんといかんことだと思うんです、これは、それを何もしてないじゃないですか、あなたの口からは。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） お願いする段階ではなく、方向性は伝えておりますし、そして、この春に1つの方向性、先ほど言いました後方で物事を組み立てていくと、いうふうなことの方向性が出されておりますので、そちらを組み立てて、恐らく病院企業団のほうと話するという段階には、間もなくしたら来るんじゃないかと思っております。

なお、私は企業長がうそをついてるとかいうことは一言も言うておりません。企業長の発言の真意を確かめさせていただきますと言っただけであります。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） もう、いつはら病院跡は残せないということになったんですから、小宮議員の一般質問でも、去年の3月、私の一般質問でも。残せない場合はやめますと言っておりますから、潔く、男らしくやめてください。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 潔くやめてくれと言う発言でございますが、いろんなところからいろんな方に、そういう発言も出てるかと思いますが、私自身はそうにきちんこの場で言っております。そのことをきちんと成就させるのが私の仕事ですし、私はそれを形にすると言っております。ですから、できますれば、3番議員さんもその方向性を後押しをしていただき、対馬特有の足を引っ張るようなことをせんでいただきたいと思いますと思っております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 足引っ張りはしていませんよ。どうにかしてから、南部市民のために、私は残したいと言うので、一生懸命だから県にも行ってどうにかしていただけないか、一生懸命お願いしました。8回行きました、3カ月で。ずっと言いましたけど、対馬市の市長さん自体が12月に出しましたけど返事が来ないんです。これじゃどうしようもないです。病床数を変えるにもどうしようもありませんという返事です。

だからもうこれ、つくれないということじゃないですか。潔くやめてくださいよ。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 潔くやめるためにも、しっかりと取り組みをさせていただきたいと思えます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） もう、巖原市民、南部市民をだますようなことはせんでください、もう。信用してたんですよ。

ところが、もうこの状態でできないっていうことが決定したじゃないですか。小宮議員も調べてわかるように、無理なんですよ、もう。

私も県に行って来てから、これは無理やなって言ってます。だからもう無理なんです、いつはら病院跡を残すことは。残せば、新病院が赤字になる、患者の取り合いになる。赤字になった分は市が負担する。大変なことですよ、これは。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 時間になりましたがいいですか。終わりました。

○議員（3番 入江 有紀君） はい。

○議長（堀江 政武君） これで、入江有紀君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 以上で予定の市政一般質問は終わります。

本日は、これで散会とします。

午後1時50分散会

平成26年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第10日)

平成26年6月19日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成26年6月19日 午前10時00分開議

日程第1 入江有紀君に対する懲罰の件

日程第2 議案第56号 平成26年度対馬市一般会計補正予算(第1号)

日程第3 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1 入江有紀君に対する懲罰の件

日程第2 議案第56号 平成26年度対馬市一般会計補正予算(第1号)

日程第3 議員派遣について

出席議員(20名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 小宮 教義君	15番 大浦 孝司君
16番 小川 廣康君	17番 大部 初幸君
18番 兵頭 栄君	19番 作元 義文君
20番 山本 輝昭君	21番 堀江 政武君

欠席議員(1名)

14番 初村 久藏君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	根 英夫君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	中村 三喜君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。報告します。初村久藏君より欠席の届け出があつ

ております。

ただいまから議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。議員の皆様の席には既に資料を配付済みでございますが、6月12日入江議員の一般質問の中で、入江議員が長崎市のほうに出向き、長崎県病院企業団の米倉企業長に直接お会いし、「企業長から政治的に対馬の市長さんがあの病院を残すと言っているだけで、私たちは大変迷惑をしておりますという返事があった」という発言がありました。

私は、これに対しまして「企業長の発言の真意を確認します」とお約束しましたので、その報告をさせていただきます。

病院企業団に、まず「入江議員が病院企業団を訪問した事実がありますか」とお尋ねをしたところ、「入江議員が当企業団を訪問された事実はありません」という回答でありました。また「入江議員が企業長の発言として迷惑をしているという内容が紹介されたが、そのような発言をされたのか確認したい」という質問には、企業長は「入江議員とは面識がなく直接話したこともありません。したがって、そういう発言をした事実もありません」という回答でありました。

また、13日——翌日の午後に、私、米倉企業長とも直接お会いをさせていただきまして、先ほど申しました内容についても、本人からその旨きちんと聞いたところであります。

次に、長崎県医療政策課に「入江議員から、長崎県は対馬市に対し基準病床が不足する根拠及び不足病床数を具体的に示すよう平成25年12月に文書で依頼したという発言がありましたが、文書で依頼した事実がありますか」という質問に対しましては、「文書で依頼した事実はありません。ただし、今年に入って担当者間の協議において、今後の協議に必要な具体的な項目をメモにしてお示したことはあります」との回答でありました。

また「長崎県から対馬市に対し、新病院に赤字が出た場合は市が負担してくれるのか」という文書があるという発言がありましたが、そのような文書が存在するのか」という質問には、「そのような文書を出したという事実はありません」との回答でありました。

なお、入江議員は「長崎県医療政策課にも4回訪問しました」という発言がありましたので事実確認をしましたところ、「異動者も含め確認しましたが、訪問を受け対応した事実はありません」との回答でありました。

冒頭、入江議員は私に対して「嘘をつかないでください」という趣旨を述べられました。私を含めた職員は、市民に対しても、また市民を代表する議員の皆様の御意見、御要望に対しても、それを真摯に捉え、全力で誠意を持って対応していると自負しております。議会という場にお

いて、またテレビ放送があることで、市民も家庭や職場において議会を注視している中で、事実
に反する発言がありましたことは非常に悲しいものだと思います。入江議員には猛省をお願いを
いたします。

対馬いづはら病院跡利用につきましては、市民の皆様が思い描く形にすることは多くの困難が
あるのは事実であります、一つ一つを丁寧に処理しながら現在全力を傾注し取り組んでおりま
す。議員各位におかれましてもお力添えを賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

以上です。

日程第1. 入江有紀君に対する懲罰の件

○議長（堀江 政武君） 日程第1、入江有紀君に対する懲罰の件を議題とします。

地方自治法第17条の規定によって、入江有紀君の退場を求めます。

〔3番 入江 有紀君 退場〕

○議長（堀江 政武君） 提出者の説明を求めます。17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） おはようございます。

対馬市議会議長、堀江政武様。発議者、対馬市議会議員、大部初幸。賛成者、対馬市議会議員、
小川廣康、同、脇本啓喜、同、小田昭人。

議員、入江有紀君に対する懲罰動議。次の理由により議員、入江有紀君に懲罰を科されたいの
で、地方自治法第135条第2項及び会議規則第160条第1項の規定により動議を提出します。

理由。議員、入江有紀君は、平成26年6月12日の第2回定例会の一般質問における発言中、
事実と異なる不穏当発言をし、議会の品位を失墜させたため。

入江議員に対する懲罰動議の提案理由を申し上げます。

先ほどの市長のお話のとおり、入江議員は今定例会の一般質問において、議員としてあるまじ
き発言を繰り返しました。このことは議会の品位を失墜させるばかりでなく、重大な市民への裏
切り行為でもあります。選挙で選ばれた議員の一言一句は市民の意思であり、議員が行う質問は
市民の声を代弁するものです。市民の意思を無視し、自身の思い込みのままに神聖な議場におい
て数々の事実と異なる発言は、到底許されるものではありません。議員としての自覚に欠けるも
のです。

さらに、この発言により、長崎県の医療政策課並びに病院企業団には大変な御迷惑をかけるこ
とになったと推測をされます。今回の入江議員の言動は、対馬市議会の名を大いに辱めるもので、
会議規則第151条に定める品位の尊重に著しく違反をしております。よって、ここに地方自治
法第135条第2項及び会議規則第160条第1項の規定により、入江議員に対する懲罰動議を
提出するものであります。よろしく願いします。

○議長（堀江 政武君） 次に、入江有紀君から本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。入江有紀君の一身上の弁明を許すことに決定いたしました。

入江有紀君の入場を許します。

〔3番 入江 有紀君 入場〕

○議長（堀江 政武君） 入江有紀君に一身上の弁明を許します。登壇して弁明を行ってください。入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） おはようございます。

弁明書、不当な懲罰動議。

（1）私の平成26年6月12日の第2回定例会の一般質問における発言において、事実と異なる不穏当発言をしたとして懲罰動議が提出されておりますが、私の質問は事実に基づく質問であり、いづはら病院跡地利用に関する市民の医療に関する重要な問題であり、妥当な質問です。本懲罰動議は、いづはら病院跡地利用についての市の方針を隠ぺいすることになるものであり、不当な懲罰動議である。

（2）私の質問のうち、次の2点が懲罰動議とされているようですが、同質問が事実に基づく重要な質問であることを説明いたします。①病院企業団としては、対馬市の市長さんがいづはら病院跡地にケアミックス型の病院施設を残すと発言されているが、そういう話がなく、病院企業団も困っていること。②いづはら病院跡地利用について、県から対馬市に対して要望が上がってきているが、県から対馬市に要望していることに対して、市から回答していないのではないかと。私の3月の一般質問に県からの返事は来てないと答えたが、12月には県から返事が来ていたのではないかと。

2、病院企業団の困惑。病院企業団が困惑していることは、病院企業団の3月の定例会の議事録からも明らかにわかりますように、米倉企業長が大浦議員の質問に対して「対馬いづはら病院の跡地利用の件で、私も大浦議員と同じ心配をしております。対馬市としては、いづはら病院を空にして明け渡してくれればいいというだけのことしか入ってきてないし、跡地利用の提言をお願いされるということが一切ないわけですね。私が非常に心配しているのは、厳原からいづはら病院の機能がゼロになるということは、厳原町民に非常に御迷惑をおかけするのではないかと。これは、私の心の中で非常に心配している状況です」と発言しているように、いづはら病院の跡地利用の件で、病院施設を残すとかの話が入ってこず、非常に心配していると米倉企業長が述

べているのです。同企業長は企業団病院の運営に関わる重要人物であり、いつはら病院の跡地に病院施設を残すなら、病院企業団にも同方向の話があるはずであるが、そのような話がないのは、病院施設を残すという話の具体性がないのではないかと考えられ、同質問は、私が何回か県に出向き、企業団議員である山田県議より資料とともに確認した事実である。したがって、事実に基づく非常に重要な質問である。病院企業団の会議に基づき、山田県議にも問題だと指摘を受けた事実に関する質問です。私は県に何回か行って確認したと述べておりますが、長崎県病院企業団に行ったとは述べておりません。いずれにしても、病院企業団のほうへいつはら病院跡地に関して何ら話が行ってないのは事実であり、同事実に基づく質問に対して真摯に答弁してください。

第3に、対馬市と長崎県の交渉。①平成25年12月18日、対馬市いつはら病院の跡地利用に関して、平成24年12月19日設置された跡地利用検討委員会は、医療施設と介護施設を併設した施設が必要であり、早急に整備されたいとの提言書を対馬市長に提出。②平成25年8月21日、厳原区長会から山田県議を通じて既存病床数の確保を要望する要望書を県に提出。③平成25年8月30日、対馬市から県へ、いつはら病院跡地に病院と老人保健施設を併設したケアミックス型病院を計画しているが、既存病床数が基準病床数を上回り、整備計画の協議ができない状況であるため、離島における医療の特殊事情を加味した基準病床数の算定見直しを要望する要望書を提出。④平成25年12月18日、対馬市議会の病院機能を併設した介護施設の整備を強く求める決議。⑤平成25年12月20日、対馬市長及び市議会議長が県に要望。⑥この後、長崎県医療政策課より、対馬市医療対策室に基準病床数の特例の大臣協議に必要な項目など送付し、医療病床数が不足する根拠及び不足病床数などを具体的に示していただくよう依頼。⑦平成26年2月21日、県と対馬市医療対策室と協議。⑧平成26年4月11日、県と対馬市副市長の協議。

以上の経過からわかるように、県は対馬いつはら病院の跡地利用として病院を開設することには、対馬医療圏は既存病床数が基準病床数を上回っているため、新たに病院を開設するためには、①基準病床数の見直し、または②医療法第30条の4第7項による特例の扱いのいずれかの手続をとる必要があり、対馬市には病院の必要性や地域の医療機関との連携など具体的な検討を行った上で県に相談してほしいと回答しているが、検討された内容の報告はないとのことである。すなわち、平成25年12月、県より依頼された医療病床数が不足する根拠及び不足病床数などを具体的に示すように求められていながら、何ら回答をしていない。統合された新病院が開院しようとしているこの時期に県への回答がなされていないことは、その後の医療審議会や厚生労働大臣協議に諮る必要があることを考えれば、いつはら病院跡地に病院施設を残す見込みはないし、対馬市として残す意思があるのか疑わしいと考えられている。

したがって、いつはら病院跡地に病院施設を残すことについて県から対馬市に対して要望が上

がってきているが、12月に県は依頼している。それに対して回答が来ていない。3月の一般質問において、県の返事は来てないと答えたが、12月には県から返事が来ておりました。返事が来ていたのであるまいかと、質問は全て事実に基づいて、いづらは病院跡地に病院施設を残せるかどうか、残せないかが明らかになっているのでないかという市民の医療、健康にかかわる重要な問題であり、私は3月の議会でも基準病床の設定を見直すべきだという要望書を県に出した後、その返事は県から来たのですかという質問に、市長はたしか来てないと回答でした。私は文書が来たかどうかと質問したではありません。市の要望書に対して、県は何か指導など言ってきているのか。基準病床数の設定を見直す問題が進んでいるかを質問しているのです。市長は何もなにかのように答えていたが、県は去年の12月に、口頭であれ医療病床数が不足する根拠及び不足病床数などを具体的に示すよう依頼し、本年2月21日のことと思われるが、県と市の担当者間で協議において必要な具体的項目をメモにして渡している。それに対して、市は具体的な回答を県にしていけないことが明らかなのです。私は県から何か言ってきてないのかと聞いたり、文書が来たかどうかと質問しておりません。病院の赤字についても、私は新病院が赤字になった場合、そのときの赤字負担は県ですか、国ですか、市の負担ではないかと質問したのであり、文書が来たかどうかという質問はしておりません。県の文書ではなく、ほかの企業団の病院の事例からわかることです。私は県の医療政策課に直接行ったことはありません。県に何回も行きましたと言いましたが、病院企業団及び県の医療政策課という言葉は出しておりません。山田県議にお会いし、県の対応などを確認しております。私は県に行って確認したと述べておりますが、医療政策課に訪問したとは言っておりません。

結論として、私のいづらは病院跡地に病院施設を残せるかどうかの質問は、市民の医療、健康にかかわる重要な問題であり、各資料による事実に基づく質問です。他人の私生活にわたる言論でもなく、議題の範囲内のものであるので、議会秩序及び品位を失墜させたものではない。したがって、懲罰動議に該当するものではなく、同質問に事実即して回答しないほうが問題である。

最後に、懲罰動議を出された議員さん方に申し上げます。議員を長くしてあるのですから、懲罰動議がどういうものかということをもうちよっとな勉強されて懲罰動議を出されたほうがいいと思います。全然このことは懲罰動議に値しません。

以上です。もうちょっと勉強されてください。終わります。

○議長（堀江 政武君） 入江有紀君の弁明が終わりました。入江有紀君の退場を求めます。

〔3番 入江 有紀君 退場〕

○議長（堀江 政武君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 今回のこの動議に対しまして、私はちょっと反対の立場で意見を述べてみたいと思います。

懲罰に科することは、議会が議員に対し懲罰権を有することは、議会の規律と品位を保持するために認められたものでありますが、一般的に懲罰の対象となる言動は、地方自治法、会議規則及び委員会条例に違反した場合であって、自治法の134条の1ではありますが、地方自治法では、議場の秩序維持（自治法の129条）、議員の注意の喚起（自治法の131条）、品位の保持（自治法の132条）、侮辱に対する処置（自治法の133条）、欠席議員の懲罰（自治法の137条）。

こういうことからして、懲罰は、議員の言動によって議会の秩序が乱れた場合、その回復を図ることが目的であり、議会内での言動が第一に取り上げなければなりません。もともと民主的な議会の運営は、議員が自己の信ずるところによって自由活発に発言をし、物事のよしわるしを論ずる場でなければならないと思われま

す。これは、長以下の執行機関が議会に対し何ら責任を担っていないからであり、このことから他の機関からの干渉を一切排除しながら議会運営のよしわるし、その批判は全て住民の信託に答えているか否かが問われることになっていると思われま

す。多数者の言うことが何でも通るとい

う、いわゆる多数の横暴「集団化した一部の専制化」になりかねない危険が含まれていると思われま

す。

このことから、今回の懲罰動議は、私は懲罰の対象とはならないと思います。もし、この動議が可決された場合、懲罰委員会が設置され何らかの決議がされた場合、今後の議会運営に禍根を残すと思われま

す。

我々議員が議場の場で理事者側に対し一般質問をする場合、言葉に配慮しながら質問しなければならず、我々議員の特権である議会の場での議論が制約されるおそれがあると思われま

す。今回の懲罰動議は理事者側擁護の動議だと思われま

すので、懲罰動議には反対するものでありま

す。

なお、議長にお願いをいたします。休憩をとっていただき、議会運営委員会を再度招集していただき、再度検討されることを要望をいたします。

○議長（堀江 政武君） 議会運営委員会の要請がっておりますので、休憩をして、議会運営委員会を開いていただきます。暫時休憩します。議会運営委員会を開いてください。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

先ほど議運を招集していただくことを申し上げましたけれども、質疑者がありますので、質疑にお答えをしていただきたいと思います。17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） 先ほどの4番、船越議員に対して反論がありますので、私は議

会運営委員と委員長という形で回答させていただきます。

私たち懲罰動議を発するに関しましては、先ほど私が申し上げ書を述べたとおりに、先ほども入江議員さんは「企業団には行ってない、県のほうにも行ってない」というような、はっきり言ってるその答弁をされたわけです。そういう中で、私たちはやはり市民の代表議員ですから、うそをそのまま議会で認めるわけにはいきません。今、実際に入江議員が一般質問に対して見られた市民はうそとは正直思っておりませんので、ある職員のほうにも何たることかと、ちゃんと書類は来とるにお前たちの不手際じゃないかというような誤解もあってます。市民がこういう路頭に迷うようなうその答弁をされたということが、はっきり私たちの手元には出てきております。市長もさっき答弁されたとおり、私たちは公文書が来ましたから、公文書に基づいて審査したわけです、議会運営委員会は、公文書を疑って議会は運営できません。それだけのことです。

○議長（堀江 政武君） ほかに、13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 提案者に質問をさせていただきます。

この懲罰というのは、基本的には、船越議員も言っておったように、理事者に対してのものは基本的にはこれは値しないというのが一般的な認識です。しかし、その中において、この発言の内容を、これは企業団に対して、この文章なんですけれど、この文面がはっきりとしなければというのが、先ほど入江議員の弁明の中においては、私は発言をしていないというような話されましたので、しかし、市長が米倉企業長に出されたこの文面の発言内容としては、入江議員が企業団を訪問しと、入江議員がですね、というふうな話であって、また、入江さんはそれじゃないという話をされますよね。議場では発言を正しくするためにテープなんかとっておりますけども、そのテープの照合は当然されたと思うんですけども、その辺の照合をされたのか、されなかったのかということ、大事なポイントですからですね。それが一つと。

先ほど言われるように、うそをついたらいかんとですよ。こういうふうな形が、うそかどうかわかりませんが、うそをついたらいけない。そして、先ほど言っているように、議員たる者がうそをついたらいけないということです。先の本議会においては、市長はやめると言いながら、3日後には取り消した。このような類を見ないうそもあるわけですよ。それで、先ほどのこれが正しいのかどうかテープで確認をしていただきたいと思います。大事なポイントですから。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） まず、1点目の照合をしたかということですが、先ほどから私が船越議員の反対論にも答弁したとおり、私たちは公文書をいただいております。公文書を疑って議会運営委員会にしても、全ての議会は審議はできません。疑う公文書を誰が審議する人がおりますか。議会ですよ。もう少し、小宮議員、そこを重視してください。

それと、入江議員が企業団を訪問し直接企業長にお会いした。これはないというような話ですけども、本人は皆さんがお聞きのとおり、演壇で「私は企業団に4回、県に8回」というところで、手のジェスチャーというんですかね。それまでして言われたわけですから、全ての議員もみんな聞いているし、もちろんテープも入ってますよ。その疑いはかけておりません。

それから、2点目の市長の発言は、やめるやめないは、私たちには一切関係ありませんので、コメントはいたしません。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 2番目については、関係ないことを言ったわけですが、そういうふうな、淵上議員も言っておられましたけれども、（発言する者あり）うそつきは何とか言いますが、そのような類もないうそもあったということをお願いただけでございます。

それと、先ほどの企業長の話なんですけど、というのは、普通の人ならいいけども、相手が企業長——大きい組織のトップなんです。そういう方に対しての議会での発言というのは、先ほど基本的な問題も申しましたけども、それを省くことも可能かと思うんです。要するに、私が聞いておいた範囲では、医療政策課には本人が行ったという話はしておるように記憶しております。しかし、この企業団については、私がというふうな発言はなかったような気がするんですね。

それで申し上げたいのは、テープで確認をすればその流れがはっきりとし、言われるように、公文書というのは何人かが確認をして、そして活字としてうたって公の場に出るもんなんです。だからテープでそういう発言があったと、こういうふうなですね、あったということであれば、大きい組織に対するうそということですから、これは言われるように134条の懲罰の理由に値するかと思いますけども、真意がはっきりしない状態では難しいかとは思いますが、テープで聞く作業はすぐできますので、はっきりと確認されんと、懲罰ということですから、よろしく願いしたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） 小宮議員ですけども、この前の一般質問は皆さん一緒にお聞きして思うんです。言われたことが、入江議員が「企業団を私は訪問した」と。「訪問をし、直接企業長にお会いしたとき、企業長は対馬市長が政治的に発言をしているだけです。信用しないでください」。これは皆さんお聞きしたと思います。「信用しないで下さい」という言葉まで言いました。また「企業団は迷惑をしている」という入江議員の発言も、皆さんお聞きのとおりだと思います。その最後のほうに「潔くやめなさい」という締めくくりで終わったと思います。

私たちは、先ほどから言いますように、議会運営を開くからには、このような、先ほど何回も繰り返しますように、公文書を疑うことはしません。もちろんテープも確認はしておりません。

ども、万が一これがうそということになれば大変なことになりますから、それはないと思います。公文書ですから、信じて審議をいたしております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 13番、小宮教義君。

○議員（13番 小宮 教義君） 公文書で市長が米倉企業長に出しておられるんですよね。人間というのは、言葉一文字でその表現が非常に変わったりするわけですよ。私がなぜ念を押すかという、議員の身分に対する懲罰ですから、その発言の趣意は、根拠というのはテープにあるわけですから、そのテープで確認をされたらどうですかと。確認をすることによって確立ができるわけですから、その辺の作業はわずか5分か10分でできるわけですから、その辺の作業をしていただいて、後で議運を図るということですけども、そういうふうな中においても（「それは訂正しております」と呼ぶ者あり）、というお話のようにありましたから、その中においてもやはり検証するべきだと思います。そして、それがうそだということは、これは議員としてあるまじき行為ですよ。これでいいんじゃないですかね。134条で。

○議員（17番 大部 初幸君） もう一回。

○議長（堀江 政武君） 17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） 小宮議員が言われるように、人間の言葉というのは語尾で言葉が命令文になったり、また依頼の言葉に変わることは私もわかります。そういう中、対馬市も言葉やなくて文書で取り交わしておられます。長崎県病院企業団企業長、米倉、これ、ショウダイと読むんですかね。正しいに大きい、様、対馬市長、財部能成でいってます。発言内容が、入江議員が、先ほど言ったように企業団を訪問したかと。私のさっきの答弁のとおり文章でいっておりますので、言葉とは違いますから聞き違い、言い違いは私はないと確信をいたしております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 企業団議員として私、この発言を非常に重大と思い、一般質問が終わった後すぐ企業団側に、総務部長の安永氏に連絡とりました。

確かに、今おっしゃるとおり、入江議員は一度も企業団に出向いたことはないという事実を確認いたしました。私は入江議員に「あなたはどこからあの話が出たんですか」というふうなことを、実は問いかけました。それと議会の場で米倉企業長が迷惑だというふうな発言は一度もありません。ここで、どこから出た話ですか、これが。非常に大事な発言ですから。そうしますと、「山田県議から自分はその内情を全て聞き及んで、それをもとに発言しました」ということを言われたもんですから、「あなた、なぜそのことを一般質問の場で、議場でそのことを言わんのですか」と、「皆さん、そう思っておりませんよ」と。「私もそう思っておりませんよ」ということがございました。この動議を出す前に、もう少しその辺の出もとを話し合いの中でチェッ

クするべきであったかもしれんなどというふうな今思いがしております。

ひっかかってくるのは、山田県議に企業長はそう言うたかもしれません。そこを私はあんまり問いたくないんですけども、そこから出てきたような話ということで、今回に病院企業団の問題については上がっております。

ですから、いろいろな調査があった場合には、その辺のことを含めて、非常に重大な発言になってくるのは事実でございます。一応、参考にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。

午前10時48分休憩

午前10時49分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

お諮りします。懲罰の議決については、会議規則第161条の規定によって委員会への付託を省略することができないとされています。本件については、7人で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は懲罰特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

議事運営の都合により、暫時休憩します。全員協議会を議員控室において開催しますので、お集まりください。

午前10時50分協議会

〔全員協議会〕

午前11時10分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

お諮りします。懲罰特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、配付しております名簿のとおり指定したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。懲罰特別委員は名簿のとおり選任することに決定

しました。

懲罰特別委員会の正副委員長互選のため、懲罰特別委員会を小会議室に招集いたします。

暫時休憩します。決まり次第再開します。

午前11時10分休憩

〔懲罰特別委員会正副委員長互選〕

午前11時29分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

懲罰特別委員会の正副委員長が決定しましたので報告します。

委員長に上野洋次郎君、副委員長に大浦孝司君が選任されております。

これより懲罰特別委員会を開催願います。

暫時休憩します。合わせて昼食休憩とします。再開は後刻お伝えします。

午前11時31分休憩

午後 2時43分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

入江有紀君に対する懲罰の動議について、懲罰特別委員会の報告を求めます。懲罰特別委員長、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 懲罰特別委員会審査報告書。

本日、大部初幸議員ほか3名から入江有紀議員に対する懲罰動議が提出され、これに伴い、委員会条例第7条第1項の規定により懲罰特別委員会が設置されたところであります。当委員会は本日直ちに委員会を開催しましたので、その審査の内容について会議規則第110条の規定により報告をいたします。

本件は、入江議員が平成26年6月12日の自身の一般質問中、事実と異なる不穏当発言を繰り返し、議会の品位を失墜させたため、地方自治法第135条第2項及び会議規則第160条第1項の規定に基づき、入江議員に対する懲罰を要求されたものであります。

今回の入江議員の言動は、議会の品位を欠くものであります。選挙で選ばれた議員の一言一句は市民の意思であり、議員が行う質問は市民の声を代弁するものであります。自身の思い込みのままに、神聖な議場において数々の事実と異なる発言は到底許されるものではありません。議員としての自覚に欠けるものです。

さらに、この発言により、長崎県病院企業団並びに医療政策課には大変な御迷惑をかけること

になったと推測されます。

今回の入江議員の言動は、対馬市議会の名を大いに辱めるもので、会議規則第151条に定める品位の尊重に著しく違反しております。

よって、本委員会は入江議員に対し、別紙戒告文のとおり戒告処分とすることに決定しました。

以上で、懲罰特別委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件について、委員長報告は委員会起草による戒告文により入江有紀君に戒告の懲罰を科すことです。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。入江有紀君に戒告の懲罰を科すことは可決されました。

入江有紀君の入場を求めます。

〔3番 入江 有紀君 入場〕

○議長（堀江 政武君） ただいまの議決に基づいて、これから入江有紀君に懲罰の宣告を行います。

入江有紀君に懲罰を科します。これから戒告文を朗読します。入江有紀君の起立を命じます。

戒告文。入江有紀議員は、6月12日の会議において、対馬いつはら病院跡地利用について発言中、事実と異なる不穏当な発言をし、議会の対面を汚したことは、議員の職分に鑑みまことに遺憾である。したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。平成26年6月19日、対馬市議会議長、堀江政武。

続きまして、入江有紀君から発言の申し出がっております。これを許可します。入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 私、入江有紀は、第2回定例会の一般質問において、あまりにも対馬市民のことを思うがゆえに感情が高ぶって事実と異なる発言をし、対馬市民及び関係機関に御迷惑をおかけしましたことをお詫びいたします。

今後につきましては、このようなことがないように十分に留意して、議員活動に邁進いたしたいと思っております。皆様の御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 政武君） これをもちまして、懲罰特別委員会は終結とします。

日程第2. 議案第56号

○議長（堀江 政武君） 日程第2、議案第56号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件は各常任委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） それでは、総務文教常任委員会の審査報告並びに経過について報告を申し上げます。

平成26年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました議案第56号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第1号）、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は2款総務費、9款消防費、10款教育費、13款諸支出金について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告をいたします。

本委員会に係る歳入は、10款地方交付税で、普通交付税の追加、14款国庫支出金で、離島活性化交付金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金の追加、15款県支出金で、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業交付金の追加、18款繰入金で、振興基金繰入金の減が主な補正であります。

歳出については、2款総務費で、ケーブルテレビ関連の修繕料追加、対馬国境花火大会開催事業、マイナンバー制度対応システム整備事業等による増額であります。9款消防費では、災害用備品として毛布を備蓄するための追加であります。10款教育費では、学校の耐震補強工事、太陽光発電設備設置工事が平成25年度の補正予算に振り替わったため、今回減額するものです。

当委員会において、特に質疑、意見が集中した点について御報告申し上げます。

対馬国境花火大会開催事業については、昨年度の実証事業では対馬も釜山もあいにくの雨で、釜山からは目視できなかった。また、対馬においても全体的に見えたのは鰯浦区域内に限定された。このような実証結果にもかかわらず、今年度本事業を実施することに一部異論が出されました。

質疑の中で、開催場所について、多くの観光客並びに市民を集客でき、さまざまなイベントが開催可能な場所に変更すべきではないかとの質疑に対し、台船からの打ち上げなので釜山にも近く、また島内からも幅広く見え、イベント会場としての適地を実行委員会と協議しながら決定したい旨の回答がありました。

本事業は、いろんな意味で国境への関心が高まっているこの時期に、国境の島、対馬を国内外にPRするため、離島活性化交付金を活用した事業であり、花火を打ち上げるだけでなく、愛Bリーグ対馬支部加盟団体とミニBー1グランプリ同時開催、各種ツアーの呼び込み等が計画されています。

本事業の開催により、情報を発信し、さまざまなメディアにより対馬の認知度を拡大しようとするものであります。委員からも、長崎県離島振興協議会がメディアを利用し県内の国境離島を全国に情報発信するキャンペーンが計画されているので、それらと連携し対馬の認知度を上げるよう要望もありました。

また、本予算の中で、流入人口拡大のための各種イベントについても、さらに検討するようとの意見も出されました。

以上、議案第56号につきましては、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、本議案の審査において、会議規則第108条の規定により少数意見の留保が行使され、委員長経由で少数意見報告書が議長あてに提出されていることを申し添えます。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。議員各位の御賛同賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（堀江 政武君） 厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 平成26年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第56号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第1号）、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は3款民生費の1議案のみです。その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告いたします。

まず、福祉課所管部分については、生活保護世帯に係る未熟児に対する未熟児養育医療費を生活保護分から一般分に変更したことに伴う国費、県費の追加、及び消費税引き上げに際し所得の低い方の負担を緩和するための臨時福祉給付金の経費追加に伴う国費の追加が主なものです。

次に、こども未来課所管部分については、消費税引き上げに際し、子育て世帯の負担を緩和するための、子育て世帯臨時特例給付金の振込手数料に係る給付事業費補助金の追加及び子育て支援新制度システム改修に伴う安心こども基金事業補助金の増が主なものです。

続いて、保護課所管部分については、生活保護システム改修委託料の増が主なものです。

福祉課所管の臨時福祉給付金の市民への周知から給付までの流れに質疑が集中しました。市民の皆様には、市報5月号に折り込まれましたこのリーフレットにより、子育て世帯臨時給付金とともに周知されています。また、対象者である住民税非課税世帯を絞り込みピンポイントでお知らせすることはシステム上可能ですが、個人情報保護の観点から認められず、全世帯へ向け通知せざるを得ないとのこと。対象者からの申請がなければ給付に至りませんので、担当課長よりケーブルテレビ等の活用を始め周知の徹底を図りたいとの説明がありました。なお、申請時期は7月1日から9月30日までとなっておりますので、対象の市民の皆様には申請をお忘れにならないよう御案内申し上げます。

以上、本委員会に付託されました議案第56号について、慎重に審査し採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（堀江 政武君） 次に、産業建設常任委員長、小田昭人君。

○議員（8番 小田 昭人君） それでは、産業建設常任委員会の審査の経過と結果を報告いたします。

平成26年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第56号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第1号）、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費であります。その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

議案第56号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第1号）の本委員会に係る歳入では、14款国庫支出金において、漁港整備事業補助金及び社会資本整備総合交付金の減額、15款県支出金において、森林整備加速化森林再生事業補助金、水産物供給基盤機能保全事業補助金、消費者行政活性化補助金及び住宅性能向上リフォーム支援事業補助金の増額、21款市債において、漁港整備事業債及び港湾整備事業債の減額などが主な補正であります。

歳出の主な事業として、6款農林水産業費で、森林施業プランナー養成事業委託料、対馬しいたけ後継者・選別作業員育成及び新商品開発事業委託料、しいたけ生産推進補助金、新需要創出支援事業補助金及び塩浜漁港ほか5漁港整備に伴う測量調査、設計委託料などの増額、森林経営計画策定推進事業委託料及び阿連漁港ほか4漁港整備工事の減額など、7款商工費で、長崎県から消費者行政活性化補助金の交付決定に伴う財源内訳の変更及び韓国展望所双眼鏡購入による増額など、8款土木費で、道路維持補修工事、上見坂線道路舗装補修工事及び住宅性能向上リフォーム支援事業補助金の増額、久田日掛線道路改良工事及び比田勝港国際ターミナル建設工事の減額などが主な補正であります。

以上、本委員会に付託されました議案第56号につきましては、慎重に審査し、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。

次に、議案第56号に対し、大浦孝司君ほか1名から配付のとおり、会議規則第108条第2項の規定により少数意見報告書及び会議規則第17条の規定により修正の動議が提出されています。したがって、これを議案第56号とあわせて議題とします。

提出者の説明を求めます。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 少数意見の報告を行います。

平成26年6月18日、対馬市議会議長、堀江政武様。総務文教常任委員、大浦孝司。賛成者、小島徳重。

少数意見報告書。平成26年6月13日の総務文教常任委員会において、留保した少数意見を会議規則第108条第2項の規定により次のとおり報告いたします。

記。一つ、議案第56号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第1号）。

二つ、意見の要旨。議案第56号、一般会計補正予算（第1号）のうち、総務文教常任委員会に審査付託された案件中、2款総務費1項総務管理費7目企画費に係る2014対馬国境花火大会1,980万3,000円の予算計上については、次の理由により予算の修正を求めるものであります。

まず、3月1日に行われた市制10周年記念行事と並行して、10月に釜山で開催される世界花火大会と競演する目的で実証事業が行われました。

その内訳は、鰯浦より900発の花火を打ち上げと同時に、510万円の予算が消化されたものであります。このポイントは、韓国側から花火が見えるかであります。このことについて、成果報告は次のとおりであります。韓国側からは残念ながら確認できなかった。当日小雨が降り、これにより見えなかったのではなかろうかと報告されています。しかし、晴天での確認もなされたわけでもありません。

なお、実証事業の予算要求説明では、本10月には大型観光客船（日本丸級）を東京方面から出港させ、各観光上陸地を経由し、世界花火大会（釜山）を目玉として企画する。その前日、対馬（上対馬町）へ上陸、対馬側はイベントの開催または物産展を繰り広げ、夜花火を打ち上げる内容でありました。600人前後の国内観光客が見込める内容であり、私個人はこれを了としましたが、今定例会の説明ではクルーズ船の計画はないとのことであります。

本計画の目的は、韓国観光客及び国内観光客の流入をさらに促進し、交流人口の拡大を図るとされていますが、一昨年は、韓国からの観光客の流入は15万人を超え、さらに昨年は18万人を突破しておりますが、その半数以上の客は日帰り客となっております。その中身を分析しますと、平成23年より釜山―対馬間の国際航路に3つの船会社が参入したことが大きな要因と思われます。圧倒的に宿泊施設の少ない対馬の実情とアンバランスな形となっており、日帰り旅行プランを組まざるを得ないのであります。対馬観光の受け入れ施設については以前からの課題でありましたが、いまだ前に進んでおらず、将来の展望は見えないうところであります。特に北部対馬は宿泊施設は少なく、せっかくの比田勝港より上陸後、大勢の観光客は大型バスにより厳原方面へ流れているのが実情であります。

対馬島民から見れば、このたびの花火大会に対し今何をなすべきか、行政主導とはいかにあるべきかという批判の声も多数出ているようでございます。

最後であります、このたびの計画に対する財源であります、国庫支出金990万1,000円は離島活性化交付金を充当する。残りは市債790万円、それと一般財源の200万2,000円で、半分は国の金と強調していますが、私はこれは大きな考えの誤りであると思います。北部対馬の振興は、対馬市としても最重要課題であることは承知しております。もっと実のあるプロジェクトを進めることを指摘して、予算の修正を求めるものであります。

続きまして、予算に対する修正動議を読み上げます。

平成26年6月18日、対馬市議会議長、堀江政武様。提出者、対馬市議会議員、大浦孝司。賛成者、対馬市議会議員、小島徳重。

議案第56号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議。上記の動議を地方自治法第115条の3の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。別紙でございますが、中身の概容を簡単に説明いたします。

第1表の、まず収入の部分でございますが、地方交付税、これが一般財源として200万2,000円、これを減額するものでございます。赤い数字が差し引いた金額でございます、現計予算がこの金額になっております。

それから、国庫支出金、これが離島活性化交付金の990万1,000円が現計予算から差し引かれた金額がこのような金額でございます。

それと、市債、これは過疎債ということで説明を受けておりますが、790万の減額。そうしますと、歳入合計が1,980万3,000円を差し引くというふうなことになります。

同時に歳出の項目ですが、総務管理費の金額総額1,980万3,000円を現計予算から差し引くというふうなことがこのような金額になります。

次に、第3表、地方債の修正につきましては、市債、これは過疎債ということで790万の減額というふうな措置になります。

残り、修正に関する説明書の欄がございますが、先ほど申し上げましたとおりの金額がそのまま打ち出されております。

それと、3枚目の項目にちょっと入らせてもらいます。これは、歳出の細部の節の部分がございますが、報償費の分野で20万の削減、それから需用費の分で56万の削減、それから役務費で27万6,000円、委託料が1,807万2,000円、使用料及び手数料が減額の69万5,000円、合計1,980万3,000円ということになっております。

お手元の資料がございませんが、修正に至った理由を申し述べます。少数意見の報告と重複しておる点もございますが、朗読いたします。

対馬市の人口推移と将来推計によりますと、本年5月31日現在3万3,196人であります。これが、11年後の2025年は2万3,090人になります。さらに26年後の2040年に

は1万3,882人になる見込みであります。これは驚くべき数字の変化であります、島民としてお互いにこのことを認識する必要があるかと思ひます。

片や、国内の地方自治体は、この50年後、約4分の1は破産に追い込まれ消滅するであろうとの報道番組を聞くところであります。

島の人口の推移は、統計学的に割り出したにしても、島に大きな変化がなければ、おおむねその数値に近い結果になるものと予測されます。

ここで私が申し上げたいことは、今思い切った政策を打つ必要があるかと思ひます。北部対馬の振興策は、複数の宿泊施設を確保し観光の拠点を創設することにあります。若者が定住できる環境づくりが急がれているのであります。

釜山市は近代都市として成長を遂げております。人口400万人を有しており、そして比田勝港は極めてその優位な位置づけにあり、今後の対応次第ではさらに発展する見込みは十分あると思ひしております。そのためには、官民の大型投資を促進させる早急な施策を実現させる行政の役目が問われているところでもあります。

現在、韓国観光客は大勢押し寄せているものにもかかわらず、半数を超える人々は日帰りを余儀なくされている実態。にもかかわらず、何も変わろうとしない対馬側の対応に私は落胆しているところでもあります。

花火を打ち上げることよりも、ただいま指摘した問題に全力を傾注することを申し上げ、修正動議を行うものであります。議員の皆様のご賛同についてよろしくお願ひします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから各委員長報告、少数意見報告、修正案に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これから討論、採決を行います。

まず、議案第56号、平成26年度対馬市一般会計補正予算（第1号）の原案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、修正案に対して討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

まず、本件に対する大浦孝司君ほか1名から提出されております修正案について、起立によって採決します。本修正案について賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立少数です。修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。本件に対する各委員長の審査報告はいずれも可決であります。本件は委員長の審査報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。本件は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議員派遣について

○議長（堀江 政武君） 日程第3、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおり、長崎県市議会議長会主催の市議会議員研修会出席のための議員派遣であります。

お諮りします。議員派遣につきましては、配付のとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。したがって、配付しておりますとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長より挨拶の申し出がっておりますので、これを受けます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、6月10日から10日間にわたり慎重に御審議いただき、御礼を申し上げます。

本定例会にて議決いただきました案件につきましては、適正な事務処理に努め、速やかに対処をしております。

また、今定例会における議員皆様からの貴重な御意見につきましては、市政に反映させるべく取り組んでまいり所存です。今後とも議員皆様の御指導、御協力よろしくお願い申し上げます。

次に、3件御報告を申し上げます。

まず1件目ですが、平成25年度対馬市一般会計補正予算の専決処分及び当該処置の不承認に伴う措置について御報告させていただきます。

毎年、年度末になりますと、各種交付金、補助金、事務費、事業費が確定し、それにより緊急に予算措置をする必要性が生じているところです。

しかしながら、年度末で議会を招集する時間的余裕がないため、従前に習い、地方自治法第179条第1項の規定により、予算の専決処分を行ってきました。平成25年度対馬市一般会計補正予算（第8号）についても、市政運営への影響を考慮し、やむなく26年3月31日に専決処分を行いました。

専決処分につきましては、地方自治法第96条の規定をはじめとする議会に属する権限を、同法第179条第1項及び180条第1項の規定に基づく場合にのみ、長が代わって行使することを許容した例外的制度であります。

この専決処分の措置については、地方自治法の規定に基づき、平成26年第2回定例会に承認第1号として報告し承認を求めましたが、議員の皆様は御承知のとおり、不承認となりました。この場合においては、予算執行上においては専決処分の効力に影響はございません。

しかし、平成24年9月に地方自治法の一部改正があり、同法179条に新たに第4項として「承認を求める議案が否決されたときには、普通公共団体の長は速やかに当該処置に関し必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない」との規定が追加されております。このことは、不承認の結果については自治体の長が政治的責任を負い、専決処分の効力そのものには影響はないと解しております。特に、4項中の必要と認める措置とは、特定の措置に限定されるものではなく、長が議会や市民に対し専決処分の考え方について説明責任を果たす観点から必要な対応を行うことも含まれることから、今回必要な措置として、専決処分の経緯と不承認について市民の皆様に対馬市広告及び今月末に予定されている定例記者会見で御報告をさせていただきます。

不承認後の必要な措置については以上ですが、政治的責任の取り方については地上自治法において明文化されておられませんので、明らかになった時点にというふうに考えております。

今回の専決処分の不承認という結果を重く受けとめ、対馬市発展のために、これまで以上に粉砕身努力していく所存であります。

2件目は、朝鮮通信使のユネスコ記憶遺産登録推進事業についてでございます。

朝鮮通信使の関係資料をユネスコ記憶遺産に登録する事業につきましては、平成26年3月定例会において、平成26年度当初予算に計上し説明しておりましたが、対馬市が中心的立場を担っております朝鮮通信使縁地連絡協議会が、日本側の民間団体として計画に沿って進められており、去る5月21日に、朝鮮通信使ユネスコ記憶遺産日本推進部会が5つの自治体により構成さ

れ発足しております。来る6月23日には、諮問機関である朝鮮通信使ユネスコ記憶遺産日本学術委員会を設立することとなっております。

今後は、韓国側の民間団体、釜山文化財団及びその推進委員会及び学術委員会と合同会議を開催し、意思疎通を図りながら、2年後の平成28年の3月にユネスコに申請できるよう事業を進めていく予定となっております。

3点目でございますが、昨年より本市は国内の12の大学と連携し、実行委員会を組織し、持続可能な社会づくりをビジョンに掲げ、島内各地域が抱えるさまざまな課題に対し、大学生や大学教員の熱い思いやエネルギーをお借りし、地域、市民、大学、企業、行政が一体となり、調査研究を推進しております。対馬の新たな価値創造と持続可能な産業創出を目指すため、7月以降から100名以上の学生が地域に入ってまいりますので、市民の皆様、議会議員の皆様の御理解をよろしくお願いいたします。

以上、3件報告でございます。

最後になりますが、皆様の御健勝とますますの御活躍を祈念申し上げて、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

また、現在、国の方に申請をしている案件等がございます。それらが一つの方向が見えますと、臨時議会等を7月になって開催のお願いをすることもあろうかと思っておりますので、その節はよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

平成26年の第2回定例会は、議案全般にわたり熱心に御審議いただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、市幹部の方々の御協力に対し、心から御礼を申し上げます。

また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に活かされることを期待いたします。

皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

会議を閉じます。平成26年第2回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後3時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

旧議長 作元 義文

新議長 堀江 政武

副議長 山本 輝昭

署名議員 大部 初幸

署名議員 兵頭 栄